

目 次

ロータリーの目的・四つのテスト	2
ロータリー倫理訓	3
クラブの目的・クラブの発展	4
挨拶	5
RI会長	5
RI第2770地区ガバナー	10
RI第2770地区第8グループガバナー補佐	24
越谷東RC会長　クラブ会長スローガン	25
越谷東RC	31
沿革	31
役員・理事　名簿	32
組織図	33
委員会名簿	34
委員会活動方針	37
年間行事予定表	86
プログラム予定表	88
2023～2024年度　決算書	92
2025～2026年度　予算書	99
姉妹クラブ	103
歴代会長・幹事名簿	104
米山寄付名簿	106
財団寄付名簿	109
ロータリー・リーダーシップ研究会	113
留学生一覧	114
奨学学友会(Friendsフレンズ)名簿	116
職業分類表	118
年度別会員所属委員会一覧表	130
会員誕生日・結婚記念日一覧表	156
物故会員	159
定款・細則・奨学学友会会則・慶弔規定・役員及び理事の選挙手続き	163
第2770地区	192
役員組織表	192
ガバナー補佐・会長・幹事・例会場一覧	194
RI第2770地区収支予算書	196
RI第2770地区分担金	197
クラブより送金一覧	198
ロータリーソング	200
奉仕の実践にかかる決議23-34号	202
越谷東RC	207
会員名簿	207



Rotary

ロータリーの目的

ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むことにある。具体的には、次の各項を奨励することにある：

- 第1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること；
- 第2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること；
- 第3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、奉仕の理念を実践すること；
- 第4 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること。

付記

「ロータリーの目的」の4つの項目は、等しく重要な意味を持ち、また同時に行動を起こさなければならないものであるということで、RI理事会の意見が一致した。

(ロータリー章典 26.020)

Object of Rotary

The Object of Rotary is to encourage and foster the ideal of service as a basis of worthy enterprise and, in particular, to encourage and foster :

- First. The development of acquaintance as an opportunity for service ;
- Second. High ethical standards in business and professions ; the recognition of the worthiness of all useful occupations ; and the dignifying of each Rotarian's of occupation as an opportunity to serve society ;
- Third. The application of the ideal of service in each Rotarian's personal, business, and community life ;
- Fourth. The advancement of international understanding, goodwill, and peace through a world fellowship of business and professional persons united in the ideal of service.

四つのテスト

言行はこれに照らしてから

1. 真実かどうか
2. みんなに公平か
3. 好意と友情を深めるか
4. みんなのためになるかどうか

THE 4-WAY TEST

Of the things we think, say or do

- 1) Is it the TRUTH?
- 2) Is it FAIR to all concerned?
- 3) Will it build GOODWILL and BETTER FRIENDSHIP?
- 4) Will it be BENEFICIAL to all concerned?

全分野の職業人を対象とする ロータリー倫理訓

1915年7月19～23日、サンフランシスコにおける
第6回ロータリー・クラブ国際連合会年次大会決議

この職業倫理基準は、われわれが共有するところの、人間尊重の心をその骨子とするものである。自分の取引、自分の執着心及び自分をめぐる諸関係は、常に、社会の一員としての自分の最高の義務を考慮に入れてのことでなければならない。自分が当面する職業生活のすべての場において、自分の主たる思考は、かかる責任を果たし、かつかかる義務を履行し、かくして、その各々の任務を完了したとき、自分は人間の理想と業績とを、当初よりも幾分向上させるものでなければならない。この見地から、一ロータリアンとして以下に掲げる原則の支配に服するものである。

すなわち、

- 1 自分の職業に価値を認め、これにより自分は社会に奉仕すべき好個の機会を与えられたものと思うべき事。
- 2 自分の身を修め、自分の実力を涵養し、自分の奉仕の心を養うべきこと、ならびにそれを通じて奉仕に徹する者に最大の利益ありとするロータリーの基本原則を実践すべきこと。
- 3 自分は企業経営者であり、したがって成功への執着心を抱いていることを自覚すべきこと。だが、自分は道徳を重んずる人間であり、最高の正義と道徳に基づかざる成功はこれを欲するものでないことを自覚すべきこと。
- 4 自分の商品、自分の労働、自分のアイデアを金銭と交換することは、全当事者がこれによって利益を受ける限りにおいてのみ、適法にして道徳にかなうものであるとの信念をもつべきこと。
- 5 自分の従事する職業の水準を向上させるため最大の努力を払い、かくして、自分の業務の処理の仕方は思慮に富み、利益を産み、この実例にならえば幸福の道が開けることを同業の者に知らしむべきこと。
- 6 同業者と同等ないしそれに優る完全なサービスを尽くすような方法をもって企業経営を行うべきこと。また、もし完全なサービスか否かに疑念の生ずる場合には、当該債務上妥当な範囲をこえてまでもサービスを行うべきこと。
- 7 専門職業にたずさわる者または企業経営者の最大の資産のひとつはその友人であることを理解すべきこと。また友情に基づいて
- 8 手に入れたものこそまさに倫理的かつ正当なものであることを理解すべきこと。
- 9 真の友人は互いに何も要求するものではなく、利益のためにみだりに友人の信頼を利用することはロータリー精神と相容れなばかりかこの倫理訓にもとるものと思うべきこと。
- 10 社会秩序の立場から他人が絶対に認めないような不正な方法によって機会を利用し、これによって得た人の成功を正当又は倫理的なものと考えてはならないこと。また、物質的成功を得るがため、人が倫理的に問題ありとして退けるような機会に乗ずるが如きことをしてはならない。
- 11 自分は一般人に対して義務を負う以上に同僚たるロータリアンに対して義務を負うものではない。ただし、ロータリーの真髄は競争ではなくして協力であるからであり、また党派心はロータリーの如き制度においてはあってはならず、かつ人権はロータリーの内部に限られるものではなく、その範囲とその重要性とにおいて人類そのものの存在と同程度のものであることをロータリアンは主張するものだからであり、かつまた、ロータリーはこの高邁な理想に向かってすべての制度に属するすべての者を教化するために存在するものである。
- 12 最後に、「すべて人にしてもらいたいと欲することを人に対して行うべし」という黄金律の普遍性を信じ、われわれは、地上の天然資源がすべての者に均等な機会として与えられてこそ、人類社会は最良の状態となるべきことを主張してやまないものである。

(小堀憲助 訳)

クラブの目的・クラブの発展

越谷東RCがめざすもの=魅力あるクラブの追求

1. 成果のあるプロジェクトの実施
2. ロータリー財団を支援する
3. クラブレベルを超えた指導者の育成
4. 基本的指導の概念の追及 親睦と奉仕
 - ◎親 睦—クラブの内部的活動—奉仕の心の形成
 - ◎奉 仕—クラブの外部的活動—奉 仕 の 実 践

※ロータリーは、親睦のうちに、メンバーが切磋琢磨し「奉仕の心の形成」し
その形成された、奉仕の心を持って、ロータリーの外で、「奉仕の実践」をする

◎クラブの内部的な委員会=会員増強部門=勧誘委員会
(奉仕の心の形成) 会員選考維持委員会
オリエンテーション・教育委員会

クラブ管理運営部門=未来委員会
プログラム委員会
親睦友愛委員会
出席委員会
会場運営委員会
スマイル委員会

◎クラブの外部的な委員会=奉仕部門=職業奉仕委員会
(奉 仕 の 実 践) 社会奉仕委員会
国際奉仕委員会
国際交流委員会
奨学学友委員会
青少年奉仕委員会
インターアクト委員会
ローターアクト研究委員会

◎独立した委員会=公共イメージ委員会
ロータリー財団委員会
米山記念奨学委員会

《クラブのメンバーが、内部的活動と外部的活動又は、独立した委員会の2つの委員会に所属するのがロータリーの基本概念に合致するものと位置づけました》

RI 会長プロフィール

フランチェスコ・アレツォ
2025～26年度会長
ラゲーザ ロータリークラブ
イタリア



— フランチェスコ・アレツォ氏が2025-26年度国際ロータリー会長として選ばれる —

フランチェスコ・アレツォ氏（イタリア、ラゲーザ・ロータリークラブ所属）が、2025-26年度国際ロータリー会長として理事会により選出されました。アレツォ氏は7月1日に会長に就任します。

理事会は、6月8日のマリオ・セザール・マルティンス・デ・カマルゴRI会長セレクトの予期せぬ辞任を受け、特別会合を開きました。RI章典と方針に基づき、理事会は、2023年8月に行われた国際ロータリー会長指名委員会によって検討された候補者の中から、新たな会長エレクトを選出しました。

2月の2025年国際協議会で発表された2025-26年度会長メッセージである「よいことのために手を取りあおう」はそのまま継承されます。このメッセージは、政治、地理、イデオロギーでますます分断されている世界において、結束する力となるようロータリー会員に呼びかけるものです。奉仕プロジェクトを通じ、ロータリーは、さまざまな背景を持つ人びと（人種、宗教、職業を超えて）をつなぎ、地域社会でよいことを行うという共通の使命のために活動します。

アレツォ氏は、矯正歯科医として個人の診療所を構えています。イタリア、ヨーロッパ、アメリカの矯正歯科協会のメンバーとして国際的に活動しています。ラゲーザ県のNational Association of Italian Dentistsの副会長であり、National Trust for Italyの創設者であり、同団体で7年間ラゲーザ県を代表しました。また、マルタ主権騎士団内の名誉と献身の騎士です。

30年以上のロータリー会員であるアレツォ氏は、合同戦略計画委員会副委員長、RI理事、ラーニングファシリテーター、地区大会での会長代理を歴任したほか、ロータリー財団のベネファクターでもあります。アナ・マリア・クリシオーネ夫人は、観光業界の起業家で、お二人には2人のお子さんがいます。

2025年6月14日

RI 会長メッセージ

「よいことのために手を取りあおう」

マリオ・セザール・マルティンス・デ・カマルゴ氏の思いを引き継ぎ、フランチェスコ・アレツォ氏が2025-26年度国際ロータリー会長に就任。RIテーマを継承します。

マリオ・セザール・マルティンス・デ・カマルゴ氏のメッセージより

敬愛なるガバナーとロータリーリーダーである皆さま、おはようございます。

昨年はここに、2024-25年度ガバナーにお集まりいただきました。その際、私は国際ロータリーの会長ノミニニーとして、会員増強を私たちの組織の最優先事項であり、最も価値ある資産であり、最大の課題であると強調しました。

そして今日、会長エレクトとして皆さんの前に立っている今、ロータリーの未来を確かなものにするには、組織全体で会員増強に力を注ぐことが不可欠であると、これまで以上に確信しています。

ロータリーの最大の財産は、その歴史でも、プロジェクトでも、比類のない世界的広がりでもありません。それは会員です。会員は、地球上で最も有能なボランティアのチームです。私は、アトランタ国際大会で、ポリオ根絶のパートナー団体を代表する人物が、ロータリー会員の並外れた献身を称賛したのを聞いて、このことを学びました。外部団体からそう認められたことで、ロータリーが世界に与えることのできる最大の贈り物は、その会員であるという私の理解が深まりました。

本日は、会員増強と活性化に向けたロードマップについてお話ししたいと思います。このロードマップは、革新、継続性、パートナーシップという、不可欠な三つの柱に基づいています。これらの原則は単なる戦略ではありません。ロータリーを活性化し、新たな声や考え方を取り入れ、世界中の地域社会への奉仕を強化するための行動の呼びかけです。

世界は、劇的なペースで変化しています。テクノロジー、社会の期待、経済状況は常に変化しており、ロータリーもそれに合わせて進化しなければなりません。トマージ・ディ・ランペドゥーサが『山猫』で書いたように、「すべてを同じままに保つには、すべてを変えなければならない」のです。

革新こそが、変化するこの世界に私たちが適応する手段なのです。若い会員を迎え入れるだけでなく、目的やつながりを求める年配の方々にも参加していただく必要があります。

68歳の私は、仲間たちのコミュニティを見つけることがどれほど充実したものであるかを、身をもって知っています。

私の所属クラブであるサント・アンドレ・ロータリークラブは、150人の会員を擁する活気と伝統のあるクラブです。妻のデニースは、衛星クラブの結成に助力し、50人近い素晴らしい女性たちが自分らしくリーダーシップを発揮できる場を創り出しました。

衛星クラブ、分野特化型クラブ、法人クラブ、パスポートクラブなどは、多様な人びとを惹きつけるために必要な柔軟性の例です。これらのモデルがどこでも通用するわけではありませんが、従来の枠組みにとらわれずに未来のロータリアンに働きかける機会をもたらします。将来のロータリー会員は必ずどこかにいます。私たちは、そこに赴いて彼らを見つける必要があります。

この18カ月間で地球を6周以上した旅の中で、最も健全な地区には、一貫し、団結したリーダーシップという重要な特徴があることに気づきました。ガバナーが前任者の努力を基盤とし、プログラムや戦略が毎年途切れることなく継続されるようにすることで、地区は発展します。一方、トップにおける不和は、時限爆弾のようなものであり、これが会員数の減少という結果を引き起こすことがよくあります。

この旅から得た感動的な瞬間をいくつかご紹介しましょう。ナイジェリアの第9141地区では、サービスの行き届いていない地域に井戸を建設したり、学校に椅子を寄贈したりすることの素晴らしいインパクトを目の当たりにしました。パキスタンでは、2022年の壊滅的な洪水の被災者が、ただ生き延びるだけの生活からより良い未来へと移行できるよう、ロータリーが支援しているスマートビレッジを訪れました。

インドのムンバイでは、ロータリーの補助金で先天性心臓病の治療を受けている子どもたちに会いました。また、別の地域では、緩和ケア病院の外に、がん検診、歯科治療、眼科検診を支援するロータリー財団のロゴが入った救急車が並んでいるのを目にしました。

インドネシアのランプンで、デニースと私は、700世帯の経済が小規模ながら変化し、米を生産する農家の収入が増えるのを目にする機会に恵まれました。

継続性とは、画一性ではなく、連携です。地区リーダー同士が連携し、自分の“ガバナー年度”を越えてロータリーを思い描けば、長期的な成功の土台が築かれます。ロータリーはすでに、毎年リーダーが交代するという独特な課題に直面しています。これ以上、私たちの努力を分散させて、状況をさらに難しくしてはなりません。むしろ、未来のリーダーがさらに発展させていけるような協力の遺産を築いていきましょう。

ロータリーがポリオ根絶活動で培ってきた歴史は、私たちに貴重な教訓を与えてくれます。単独でも大きな成果を上げることができますが、力を合わせれば、世界を変えることができます。ゲイツ財団、WHO、UNICEFといった団体とのパートナーシップは、230億ドルを投じて40年以上取り組んできたポリオ根絶活動において極めて重要な役割を果たしました。ロータリーが単独でこれほどまでに大きな進展を遂げることはできなかったでしょう。

それならば、会員増強にもこの教訓を活かすべきではないでしょうか。ビジネス団体、専門職団体、教育機関などと協力することで、ロータリーは職業や考え方の多様性を取り入れながら、質の高い会員を引き付けることができます。このようなパートナーシップは、「量か質か」という誤った二者択一を排除します。奉仕と参画というロータリーの価値観を共有する職業人に働きかけることで、世界でよいことをするロータリーの力を拡大できます。

最終的には、私たちのすべての成果、プロジェクト、パートナーシップは会員にかかっています。会員増強とは単に数字を増やすことではなく、集合体としての私たちの力をさらに高め、ロータリーの使命を継承していくことです。

まず、誰も永遠には生きられないと認識しなければなりません。クラブの高齢化に対する唯一の策は、絶えず新会員を迎え入れることです。

第二に、会員数が増えれば奉仕の力も広がります。会員が増えるということは、奉仕に参加する人が増え、地域社会にさらに多くのリソースを投入できることを意味します。

第三に、後継者育成計画が重要です。クラブは成長するか、衰退するかのいずれかであり、安定した会員基盤というものはありません。

私たちは、会員の勧誘と維持を、ロータリー会員の世代から世代へと受け継がれる中核的価値観としなければなりません。そうすることで、ロータリーが今後数十年にわたって活気とインパクトを維持できるのです。

ロータリー会員は行動人です。私たちは変化が起こるのを待つのではなく、自ら変化を起こします。

行動人とは、何をするのでしょうか。私たちは、よいことのために手を取りあいます。

これが、2025-26年度の会長メッセージです：「よいことのために手を取りあおう」

分断されがちな世界において、ロータリーは団結と希望の光となります。私たちのプロジェクトは、人種、ジェンダー、性別、思想、経済的背景の異なる人びとを結びつけ、世界でよいことをするという共通の目的で私たちを一つにします。ロータリーは、より良い人間となり、人びとに奉仕し、末長いインパクトをもたらすよう、私たちを鼓舞します。

本日この会場を後にする際には、地区でロータリーを成長させるための最善の戦略を学ぶことに焦点を当ててください。ロータリーは、この協議会に多大な時間と資金を投じてきましたが、それはスピーチや派手な演出のためではなく、皆さんが効果的にリーダーシップを発揮するための手段を身につけていただくためです。この投資から得られる見返りは、金銭で測られるものではなく、新会員の入会数、革新的なクラブの創設、奉仕を通じて人々の人生に変化をもたらすことによって測られるでしょう。

そして、この使命を遂行するにあたり、ロータリーの最大の喜びの一つ、すなわち、世界中に友人をつくり、楽しむことを忘れないでください。

成長、奉仕、つながりの旅路を共に歩んでいきましょう。よいことのために手を取りあえるロータリーを築き、すべての人にとってより明るい未来を実現させましょう。

2025～2026年度 地区活動方針

『UNITE FOR GOOD』 よいことのために手を取りあおう

2025～26年度 国際ロータリー第2770地区
ガバナー 熊木 雄太郎



2025-26年度RIの最優先事項は会員増強とクラブ活性化を最大の課題と強調しました。そして会員増強とクラブ活性化は革新、継続性、パートナーシップの三つの柱に基づいています。ロータリーを活性化し、新たな声や考え方を取り入れ、世界中の地域社会への奉仕を強化するための行動の呼びかけです。

いま社会情勢が変化しつつコロナの爪痕も影響してか当地区でも会員減少が進みクラブ数も減少傾向にあります。ここで考え方を少し変え女性会員の迎え入れの準備や強化、そして若い会員の入会に力を入れ新しい考え方、新しい風をクラブに吹き込んでクラブを元気な姿にして頂きたいと切に願います。楽しいところに人は集まります。増強に成功すると自然にクラブ内が活性し奉仕活動や親睦が活発になり人が人を呼びます。会員増強とクラブ活性化をセットに考え、みなさまの今後のクラブに期待致します。

最後に3年間の目標を設定し継続的に目標達成率を確認し引き継ぐことを意識してください。継続性をもち画一性ではなく連携です。ロータリーは毎年リーダーが交代するという独特な課題に直面しています。一年の努力を未来のリーダーがさらに発展させていけるよう協力を築いていきましょう。

2025-2026年度 RI 会長メッセージ
地区活動方針

『UNITE FOR GOOD』 よいことのために手を取りあおう

『4つのテスト』 『中核的価値観』

この2つの理念を元に更なるクラブ発展に期待いたします。

2025-26年度の方針

UNITE FOR GOOD

よいことのために手を取りあおう

2025-26年度、フランチェスコ・アレツォRI会長は『UNITE FOR GOOD（よいことのために手を取りあおう）』のメッセージを掲げました。本年度はRIの方針により、地区、クラブが独自のテーマやメッセージを作成するのではなく、一つのボイスで一貫した取り組みが行われるよう目指すものとします。

会員増強

- クラブ会員増強委員長対象増強維持勉強会
- 3年計画純増 100 名 (2024-26 年度)
地区会員数 2,200 名から 2,300 名へ (ローターアクト 150 名へ)
- 柔軟性をもった新しいクラブ設立 (分野特化型など)
※クラブの種類・形式・モデル参照

会員維持

- 1年未満会員の勉強会 (他クラブ MU についてなど)
- 3年未満会員の交流会 (ロータリーの知識についてなど)

クラブ活性化

- 若い会員向け職業奉仕セミナー
- 若い会員向け交流会

ポリオ根絶

- ポリオ根絶活動・運動推進
- ポリオ・プラス・ソサエティ (PPS)
ポール・ハリス・ソサエティ (PHS) の取り組みを続ける
- 大口寄付者を別途募る

地区の優先事項

- **優先事項 1 「より大きなインパクトをもたらす」**
 - 会員増強（女性会員、若い会員）とクラブ活性化
 - ポリオ根絶活動・運動
 - PPS、PHS、恒久基金、冠名基金、アーチ・クランフ・ソサエティの加盟者を募る
 - 年次寄付0クラブを無くす
 - ロータリーの公共イメージを高くするための活動を推進

- **優先事項 2 「参加者の基盤を広げる」**
 - ローターアクトクラブの増強
 - 新設ローターアクトクラブのフォロー
 - 柔軟性をもち関心特化型クラブの設立
 - Eクラブ、パスポートクラブ、法人クラブの設立
 - 居心地の良いクラブ作り（ハラスメント防止）
 - すべての部門における DEI+B の推進

- **優先事項 3 「参加者の積極的なかわりを促す」**
 - 女性会員、若い会員のフォロー
 - 地域、世代に沿った奉仕の在り方を考える
 - 4つのテスト、中核的価値観と職業奉仕を考える
 - NPO、地域の他の奉仕団体、行政等との連携を深めた奉仕事業に挑戦する

- **優先事項 4 「適応力を高める」**
 - 革新・変革から進化への必要性を会員に理解してもらう
 - 継続性を理解する
 - 新しいパートナーシップとの事業を考える
 - 意志決定におけるより多様な考え方

行動規範

ロータリーの中核的価値観:親睦、高潔性、多様性、奉仕、リーダーシップ

この行動規範は、ロータリーの中核的価値観を反映したものであり、ロータリアンおよびローターアクター（世界ほぼすべての国におり、100以上の異なる言語を話す会員）であることに伴う責任を説明したものです。ロータリー会員はこの規範を守り、組織の成長とともにこの規範を発展させていくことに真摯に取り組んでいます。

中核的価値観と同じく、ロータリアンとローターアクターが、互いに、そしてロータリープログラム参加者、学友、プロジェクトのパートナー、地域社会の人びとと接する際に、この行動規範を身をもって示すことが求められます。この行動規範は特に、すべてのクラブ、地区、ゾーン、国際ロータリーの会合、研修、行事をはじめ、会員がロータリーを代表するあらゆる場において、および My ROTARY とソーシャルメディアにおいて適用されます。

期待事項

すべてのクラブ会員、およびロータリープログラムの参加者、学友、プロジェクトのパートナー、ロータリー代表者を含む参加者は、この行動規範を遵守し、他者に配慮し、誰もが尊重され大切にされる協力的かつ前向きで健全な環境に寄与することが求められています。

他者を尊重する言葉を使う

- 初対面の人には自己紹介をし、希望する人称代名詞（he/him/his, she/her/hers, they/them/theirs）など、自分を指す際にどのような言葉が使われることを望むかを説明する。人の呼び方は、言いやすいニックネームではなく、本人が希望する名前で呼ぶ。
- 大勢のグループの前で話す際には、ジェンダーの前提を避けるために、中性的な言葉を使う。
- 相手への理解を深めるために、アクティブリスニング（積極的傾聴）を実践する。
- 言葉の使い方を意識し、地域にあわせて順応させる。ある言葉遣いが、文化によって容認される場合もあれば、容認されない場合もある。
- 文化によって翻訳不可能な俗語・隠語や慣用句の使用を避けたり、その意味を丁寧に説明したりすることで、ロータリーの多様な文化と言語を共有する
- わかりやすく話し、すべての人が理解できない可能性のある略語や専門用語は避ける。
- 相手の文化的背景、信仰、性的指向、ジェンダー、その他の特性に関心がある場合には、こうした情報を共有することに抵抗がないかどうかを尋ねる。そのトピックが会話の内容と関連がない場合、尋ねるのを控える。
- 世代間の対話を促す雰囲気をもたらし、人を年齢で言い表すのを避ける。

サポートを示す

- 他者の味方・擁護者となり、必要だと思われる場合には介入する心構えをもつ。
- 不適切な行為を見たり聞いたりした場合、その影響を受けた人をサポートする形でその行為に対処する。
- ロータリー会員としてこの行動規範を守り、これに沿った文化をクラブで築き、問題が起きた場合はこれに対処する。

温かく迎えるインクルーシブな環境を助長する

- バリアフリー対策ができていない会場、同時通訳、字幕、および／または筆記、そのほかのリソースを必要に応じて提供することによって、直接対面式またはオンラインで実施するいかなる会合、行事、活動にも、すべての会員と参加者が全面的に参加できるようにする。
- クラブまたはプログラムの慣習を見直し、特定のグループに対して侮辱的または排他的な活動は中止または変更する。
- 温かく迎える環境をつくり、対話、プロジェクト、行事にすべての人を含める。
- 可能な限り、アイコンタクト、表情、口調、個人空間、ジェスチャー、（体の）姿勢といった非言語的なコミュニケーションに注意を払い、それがいかに人と接する能力や共感する能力に影響するかを意識する。
- さまざまな宗教における重要な日を認識し、それらの慣習に従っている人びとが参加できるように配慮した形で行事や活動の予定を組む。
- 人の食事制限や健康上の制限について知っておく
- クラブと地区でリーダー的役割を担う機会をすべての人に開く。または、地域社会のパートナー団体と関わりあう。

多様性を重んじる

- 障害者に対するクラブでの認識、理解、受容を高める。
- 一つの文化や宗教と関連する奉仕プロジェクトや行事ばかりを実施するのではなく、多様な文化や宗教の行事を祝う。
- 多様性と関連する重要な日を認識し、尊重する。
- 特定の人びとを固定概念にあてはめたり、からかったりすることを避ける。
- 異なるジェンダーを認識し、尊重する。

行動規範に関する質問と懸念

行動規範に関する質問や懸念、または行動規範に反する行為があったと感じた場合、Eメールでご連絡ください（DEL.Inquiries@rotary.org）。

成人ハラスメントの問題

ロータリー章典に従い、ロータリーは現在、会合、行事、活動においてロータリアンまたはローターアクターがかかわるハラスメントの問題を報告するための以下の方針を定めています：

ロータリーは、いかなる形のハラスメントもない環境を維持することに力を注いでいる。ハラスメントとは大まかに定義すると、個人またはグループを、あらゆる特性¹（年齢、民族、人種、肌の色、能力、宗教、社会経済的地位、文化、性別、性的指向、または性自認）に基づいて、言葉であれ身体的であれ、中傷、侮辱、または攻撃する言動を指す。

成人がかかわるハラスメントのいかなる申し立てについても通知を受けた場合、またはハラスメントを受けたと感じた場合、以下のステップに従ってください：

1. 身の安全が脅かされていると感じる場合は、警察に相談する。
2. クラブ役員（クラブ会長または幹事）、地区リーダー（地区ガバナーまたは地区ガバナーエレクト）、あるいはゾーンのリーダー（RI 理事）に通知する。
3. 問題について国際ロータリーのクラブ・地区支援室（[cgs@rotary.org](mailto:cds@rotary.org)）に報告する。
4. 青少年がかかわるハラスメントまたは虐待の申し立てはすべて、72時間以内に国際ロータリーに報告（youthprotection@rotary.org）しなければならない。

¹ここに挙げられた特性は、ロータリー章典「会合、行事、または活動におけるハラスメントのない環境」からの引用です。ロータリー章典が改訂された場合、この行動規範も改訂されます。

各部門の役割と今年度の方針

〈 ガバナー補佐 〉

- 事前にクラブ協議会を開催し各委員長から問題や質問を抽出してください。
- 各クラブ、会長に常に寄り添う気持ちを失わず、いつでも相談に乗れるような人間関係を構築してください。
- クラブの会長にそれぞれのクラブに合った無理のない会員増強の純増数を提示してもらってください。そして必ず実現できるよう細かくサポートしてください（多様性ある会員を惹きつける柔軟性）。
- 各クラブの奉仕事業にできるだけ多くの会員の参加を促すこと。また、ロータリー以外の、地域のさまざまな団体との協力関係を築くよう指導してください。
- PPS、PHS及び財団や米山の寄付の達成を推進してください。

役 割

- 担当クラブの例会、各種会合、その他の行事に積極的に出席する
- 地区大会やその他の地区会合への登録並びに出席をクラブに奨励する
- クラブ目標（策定された戦略目標等）の達成状況を随時確認、クラブ訪問後に「ロータリークラブ・セントラル」に評価やコメントを記入する
- クラブが目標に向けて順調に活動しているかどうか、定期的に「ロータリークラブ・セントラル」で確認する
- 地区からの情報発信のみならず、お互いに発信・受信することで情報交換し、地区、クラブの懸け橋となる
- 地区大会に向け各グループの取りまとめを行う

〈 ロータリーの友 〉

RIよりロータリー地域雑誌に指定され、ロータリークラブ会員は購読義務があります。

国内の活動、RIの方針の紹介を中心に、会員同士の意見交換、地区大会の講演や卓話の要旨などを掲載しています。2013年の規定審議会の結果、RIが指定した地域雑誌を各会員は、郵送で送られる印刷物か、インターネットを通じた電子版のいずれかの選択肢を選べるものとなりました。日本では、2014年1月よりロータリーの友電子版が開始されました。

— 役 割 —

- 地区内の情報収集・その情報を友事務所に送る
- 友の読書率向上に努め、そのための情報を地区、クラブに伝える
- クラブの変化、成長のための情報をクラブに伝える

〈 管理運営部門 〉

- 活性化委員会は「4つのテスト」、「中核的価値観」と「行動規範」を各クラブの活動計画書に必ず載せるように指導してください。
- ロータリーの普遍的な価値観、理念をもう一度各クラブに伝え、誇りをもって行動することを推奨してください。
- RLI委員会はDLからラーニングファシリテーターと変わりました。“教える”から“共に学び合う”、“共に考える”という形式を取ることによって、新しいファシリテーターと共に楽しいセッションを作り上げてきたこのRLIは、日本一と言えるほど素晴らしいチームです。引き続きお願いします。
- 規定審議会は2025年4月に開催されます。その後各クラブに内容を通達する会を催してください。
- クラブ活性化のまず一歩、3年計画（戦略計画）を作成し、単年度で終わらせず会長、会長エレクト、会長ノミネーで進行状況、達成率を把握する。

〈 公共イメージ部門 〉

- ロータリーのストーリーを広く人々に伝える役割を担います。委員会メンバー1人1人がロータリーの奉仕事業を伝えるストーリーテラーとなってください。
- 地域や世界の問題解決のためにどのように協力しているか、また、ロータリーの活動がどのように地域社会に変化をもたらしているか、人々にどのように伝えるかの認識を高める活動をクラブに伝えてください。

役 割

- クラブ、地区活動、2770地区、ロータリーのプレゼンス向上を図る
- マスメディアと地区、クラブとの連携を模索する
- 公共イメージの重要性をクラブに紹介し活動を奨励する
- 地区ホームページの活用方法を検討する
- ロータリークラブのロゴの正しい使用を指導、推進する
- クラブHPの運用促進（更新について・フェイスブック・インスタグラム、週報掲載、ロータリーの友投稿）

〈 会員増強維持部門 〉

- 地区3ヵ年計画（2024-26年度）100名の純増。
- 2770地区は10年以上に渡って会員数は減少し続けています。既存クラブにおいては現実的な増強数、年度地区全体で30名以上の達成を目指します。
- また、ローターアクトのクラブ数、会員数を増やします。大学での新しいローターアクトの設立、地区でのローターアクトの設立、会員数を増やすことにローターアクト特別推進委員会と協力してください。設立後のフォローの意識も忘れずに。
- 会員増強のための取り組みへの勉強会。

- 会員維持のため入会1年未満、3年未満の新会員を対象とした勉強会。
- 入会3年未満の会員や女性会員を対象とした事業。

役 割

- 会員増強方策の検討や情報をクラブへ提供、推進する
- 会員の多様性による会員増強の柔軟性をクラブへ奨励する
- 魅力あるクラブづくりによる退会者の防止、早期退会防止のフォロー
- 新設ローターアクトクラブのフォロー

〈 職業奉仕部門 〉

- RIの方針に従い、ロータリーにとって普遍的で変わらぬ価値観である「4つのテスト」、「中核的価値観」をもう一度再確認することを各クラブに推奨します。また、この「4つのテスト」、「中核的価値観」を推奨するにあたっての「DEI+B」の重要性について各クラブに説明し浸透させてください。
- 職業奉仕は他の奉仕団体には見られないロータリーにしかない独自の貴重な奉仕理念です。この理念を、「DEI+B」の理解をもって再確認し、より広める活動を行ってください。
- 新会員からベテラン会員まで職業奉仕の在り方、楽しさ、職業のこだわり、高潔性を理解してもらおう。

〈 社会奉仕部門 〉

- 「ロータリー行動計画」の推進が大きな活動のテーマのひとつです。
- 参加者の基盤を広げるためにも、ロータリアンだけでなく地域のさまざまな団体と手を取り合い、協力、参加してもらえる奉仕活動を各クラブに推進してください。

〈 国際奉仕部門 〉

- 前年に続き、国際奉仕活動内容を確認してください。
- 従来 of 国際奉仕活動の中で、必要と考えられる案件について検討してください。
- 新しい国際奉仕の機会を積極的に模索しましょう（例：タイ、インドなど）。
- 平和構築を実践する方法の推奨及び平和構築を目的とする奉仕事業を推奨してください。
- ローターアクトに補助金を使った国際奉仕活動を推奨する。

役 割

- クラブに対し国際奉仕プロジェクトの情報提供や支援をする（国際よろずくん）
- 財団部門と協力して、グローバル補助金・地区補助金の有効活用へ情報提供する
- クラブに対し国際大会の重要性について説明し、登録と出席の奨励をしていく

〈 青少年奉仕部門 〉

- 年間の事業計画からプログラムの再検討、再構築が必要です。
- 会員人数の減少にともない、地区活動費が減少しております。各部門、各委員会の事業とそれに伴う予算の見直しが必要です。努力、工夫、皆の知恵を出し合って、少ない予算でより大きな成果を上げることが重要となります。
- 青少年交換の募集、試験、オリエンテーションの在り方の再構築。地区事務所を工夫して使用してください。
- インターアクトとの国際交流の再構築。
- RYLAの事業の再検討と再構築。

役 割

- 青少年交換委員会

地区とロータリークラブによる支援のもと、15～19歳の学生を対象に海外の人々と交流し、海外での生活を通じて異文化を体験する国際理解と世界平和の大切さを養うことができるプログラムです

- インターアクト委員会

インターアクトは12～18歳までの青少年が地元や学校で同じ世代の若者と知り合い、リーダーシップを養うことができるプログラムです

- RYLA（ライラ）委員会

RYLAはクラブや地区によって実施される、若者のためのリーダー養成プログラムです。インターアクトやロータリーアクトのリーダーシップ能力を高めたり、職業人のリーダーとなる人材の育成など多岐にわたります

〈 ロータリー財団部門 〉

- 50名までのクラブは1名、50名以上のクラブは2名のポリオ・プラス・ソサエティ（PPS）及びポール・ハリス・ソサエティ（PHS）への入会者を募ってください。
- 資金推進委員会は、PPSとPHSの推進メンバーを選び、組織してください。そして、その会員数を各100名を目指します。
- 上記PPSとPHSの入会者を招待し、認証式を年度内に行います。
- 年次寄付0クラブを無くします。
- 地区補助金、グローバル補助金に多くのクラブが申し込めるよう、奨励してください。今年度は多様な思考からなるマンネリではない事業に挑戦して頂きたいです。また、クラブ以外の多団体も巻き込んで参加者を広げる事業を推奨してください。
- 平和フェローの各クラブへの卓話、及び平和構築活動にかかわる事業の紹介

などに力を入れてください。

- 2025年8月31日までに各クラブの年次寄付をお願いし、12月31日までに恒久基金をお願いしましょう。
- 冠名基金やアーチ・クランフ・ソサエティの申込者を各クラブで募り、PPS、PHSの入会者を各100名目標に募りましょう。
- 財団の寄付によって持続可能な奉仕事業ができることに誇りをもって、財団の寄付を行い奉仕事業にチャレンジしていけるようお願いします。

役 割

● 補助金・VTT委員会

補助金管理セミナーを開催し、クラブの補助金参加資格の認定をする
グローバル補助金活動の奨励と、申請の地区内審査の承認

● 地区補助金運営委員会

地区補助金のクラブへの配分。クラブの補助金申請の認定。最終報告の管理

● ポリオ・プラス委員会

世界ポリオデーに各クラブがイベントないし募金活動を行う

● 財団奨学・平和フェロー・学友委員会

財団奨学生にかかわる、応募、選考、派遣などについての管理

ロータリー平和センターの活動支援

学友との協力体制の堅持

● 資金推進委員会

昨年度同様PPS、PHSの取り組み継続

寄付への理解を深めるために情報提供を行う

● 資金管理委員会

DDFに関する手続き、及び関連する書類の管理

ロータリー財団の監査に対応

〈 米山記念奨学部門 〉

- 日本最大の民間国際奨学事業で、その財源はロータリアンが支えています。
- 選考委員会は指定校に対して、推薦者は1か国に偏らないようになどの要望を出し、選考過程において国籍バランスや国内の出身地域が多様になるよう配慮してください。
- 地区での事業を再構築できるように検討してください。

役 割

- 事業内容の素晴らしさを伝え、一人当たり25,000円以上の寄付を募る
- 米山記念奨学会と業務委託・覚書締結、世話クラブと業務委託・覚書締結を行う
- 指定校の指導教官、担当教官とのコミュニケーションを図る
- 世話クラブ、カウンセラーとの連携を密にする
- 米山奨学生のクラブの例会、地区のセミナー、事業への出席を勧める
- 選考基準を分かりやすくクラブに伝える

〈 ローターアクト特別推進部門 〉

- ローターアクト会員を増やし、より活発なクラブ運営を目指してください。
- 新設クラブの設立を図り、新しいクラブが円滑に運営できるよう支援してください。
- 地区補助金を活用し、社会貢献活動を実施できるよう計画してください。
- 他地区及び、韓国3750地区との交流実行の可能性を検討してください。

役 割

- ローターアクト特別推進委員会
ローターアクトは18歳以上の若者の集まりです。地域社会でボランティア活動を行い交流を深め楽しみながらリーダーシップのスキルを養うことのできるプログラムです

2025-2026年度 地区数値目標

1. 会員数 3年計画純増100名 (2024-26年度)

2,200名から2,300名へ

2. 柔軟性をもった新クラブ設立

分野特化型クラブ

法人クラブ

パスポートクラブ

衛星クラブ

ローターアクト

3. ロータリー財団寄付

年次基金

会員1名200ドル以上

ポリオプラス基金

会員1名50ドル以上

恒久基金

ベネファクター 50名未満のクラブ1名
50名以上のクラブ2名

PPS、PHS

各クラブ1名以上

冠名基金

地区3名以上

メジャードナー

地区3名以上

アーチ・クランフ・ソサエティ 地区1名以上

4. 米山記念奨学会寄付

会員1名 25,000円以上

ご挨拶

2025～26年度 国際ロータリー第2770地区
第8グループガバナー補佐 大熊 正行(越谷北RC)



2025-26年度、フランチェスコ・アレツォ RI会長は『UNITE FOR GOOD (よいことのために手を取り合おう)』のメッセージを掲げました。本年度はRIの方針により、地区、クラブが独自のテーマやメッセージを作るのではなく、一つのボイスで一貫した取り組みが行われるよう目指すものとし、ということになりました。

フランチェスコRI会長は、一にも二にも三にも「会員増強」を私たちの組織の最優先事項であり、最も価値ある資産であり、最大の課題であると強く唱えております。

第8グループ各クラブにおいても正にその課題を大きく受け止め会員一丸となって会員増強に取り組んでいかなければならないと強く感じているところであります。

熊木ガバナーもクラブ活性化と会員増強・維持をセットと考え一年間活動してほしいとの考えを示しております。

今年度RI会長メッセージのもと、その方針及び地区優先事項をご理解いただきまして、各クラブの活動が効果的にまた有意義になりますことを願い、熊木雄太郎ガバナーの伝達者としてまた地区との調整役として、微力ではありますが一生懸命努めて参りますので一年間ご指導・ご鞭撻、ご協力の程を何卒宜しくお願い申し上げます。

クラブ会長スローガン

ロータリアンとしての矜持をもって
機会の扉を開こう！



2025～26年度 越谷東ロータリークラブ
会長 隅田 諭司

皆さま、本年7月1日より2025年～2026年度の越谷東ロータリークラブ会長を務めさせていただきます隅田諭司でございます。

微力ではございますが、精一杯務めさせていただきます。

何卒よろしくお願い申し上げます。

2025-26年度 RI会長メッセージ

フランチェスコ・アレツォ（イタリア）はシンプルに提言しました。

UNITE FOR GOOD：「よいことのために手を取りあおう」

フランチェスコRI会長は、マリオ・セザール・マルティンス・デ・カマルゴ氏の思いを引き継ぎ、ロータリーの世界的な活動に感銘を受けて、こう述べています。

『超私の奉仕によって、ロータリーは、私が知る限り、他に類を見ない独自の世界的アイデンティティを築き上げた。私たちは皆、世界を広げてくれる団体に所属していることを忘れてはならない。』

私は、「世界を広げてくれる」と言うとき、この「世界」は私たちの外側にある「世界」でもあり、私たち自身の「世界」でもあると受けとめました。

今年度のクラブ目標について

さて、今年度、越谷東ロータリークラブとして掲げる具体的な数値目標は、

1. 会員数の純増5名
2. 例会出席率80%

の2点です。

この目標は、クラブの活性化とさらなる発展のために不可欠なものです。新しい仲間を迎え入れ、より多くのメンバーが例会に参加し、互いに学び合い、親睦を深めることで、クラブ全体の力が高まります。

フランチェスコRI会長は、ロータリーに安定はない。クラブは成長するか、衰退するかのいずれかであると指摘した上で、「会員増強とは単に数字を増やすことではなく、集合体としての私たちの力をさらに高め、ロータリーの使命を継承していくことです。」と語っています。

越谷東ロータリークラブの魅力进行語ろう

越谷東ロータリークラブは、既に「選ばれるクラブ」として多くの方に認められています。これからのビジョンとして、私は「憧れられるクラブ」に成長させたいと考えています。そして、私たちならではの特徴を活かし、憧れを持たれながらも親しみを感じていただける、そんなクラブを目指します。

そのためには、会員一人ひとりが主役となる活気ある文化を育てていくことが大切です。地域奉仕活動や若手会員の育成にも注力し、ロータリーの理念である「超我の奉仕」を実現するため、皆さまと一丸となって取り組んでまいりたいと思います。

皆さんが感じている「うちのクラブの魅力」とは何でしょうか？

それを発見し、シェアし合うことが、活動の「楽しさ」につながり、自然と新たな仲間を呼び込む力になると信じています。もし、私たち自身がこのクラブの魅力を心から楽しめていれば、純増5名という目標も自然と達成できることでしょう。

例会の景色——越谷東ロータリーの象徴

私が誇りに思うクラブの魅力の一つは、この例会の「景色」です。

ここには、世代や職業を超えた多様な仲間が集い、互いに刺激し合い、励まし合う温かな雰囲気があります。この景色こそ、越谷東ロータリークラブならではの財産です。

ぜひ、この景色を多くの方に見に来ていただきたい——

「一度、例会の景色を見に来ませんか？」と、皆さんの周囲の方々にお誘いください。きっと、その魅力を感じていただけるはずですよ。

ロータリーとは、「光栄な機会」

私は、日頃、「ロータリーとは何か？」について尋ねられたならば、それは「光栄な機会」だと述べるようにしています。ロータリークラブは、もしそこに所属していなかったならば、得られなかったであろう『人との出会い』や『自分を活かして人に奉仕するチャンス』をくれる「光栄な機会」なのです。

もともと私は、ロータリーの例会にもほとんど参加しない“不良会員”でした。

ご逝去されました山崎勝己さんが会長の年度に社会奉仕委員長を拝命しまして、この年に地区補助金の大口枠申請等の活動を通じて、ロータリーは、『人との出会い』や『自分を活かして人に奉仕するチャンス』であり、それは自分の人生に彩りをくれる「光栄な機会」なんだと実感しました。

何事も面白がることが大事

私は、「何事も面白がること」が大切だと考えています。ロータリーのプログラムには、会員一人ひとりがぜひ積極的に関わり、率先して一歩踏み出すアクションを起こしてこそ、ロータリー活動の面白さや感動を実感できるはずです。

若い会員の皆さまは、「未だロータリーのことがよく分かっていませんので・・・」等と言って躊躇しないでください。「初心の心は達人の心」もう分かっているという人には成長はないです。

人生でやったことがないことを行う時には違和感を伴うでしょう。困難もあるかもしれませんが、それを乗り越える中にこそ、必ずや成長と喜びがあります。

ロータリアンとしての矜持を顕そう

ここで、皆さんに問いかけたいと思います。

「あなたはなぜロータリアンでありたいのですか？」

「あなたにとって、ロータリアンとしての矜持とは？」

この問いに、ぜひ一年間かけてご自身の答えを見つけてください。

ロータリアンとしての矜持——それは、奉仕と親睦に誇りを持ち、積極的に行動し続ける姿勢だと思います。

この一年間、皆さん一人ひとりが自らの矜持を証明し、クラブ全体でその誇りを顕していきましょう。

2025～2026年度
越谷東ロータリークラブ

○	沿					○
	役	員・	理	事	名	
	組		織			
	委	員	会	名		
○						○

越谷東ロータリークラブ沿革

創 立 1987年5月18日（昭和62年）
R. I. 承 認 1987年6月2日（ ）
創立当時ガバナー 佐野 康 博（大宮西）
スポンサークラブ 越谷ロータリークラブ
特 別 代 表 坂 卷 幸 次
創 立 時 区 域 越谷市内（定款2条）
認 証 状 伝 達 式 1987年6月26日（昭和62年）
事 務 所 〒343-0813 埼玉県越谷市越ヶ谷3-5-1
例 会 場 埼玉県信用金庫越谷支店内 2階
1987年5月18日（昭和62年）～1995年7月20日まで

1995年7月27日例会場変更

事 務 所 〒343-0023 埼玉県越谷市東越谷1-1-1
例 会 場 共生建設株式会社 3階

1998年11月19日例会場変更

事 務 所 〒343-0813 埼玉県越谷市越ヶ谷3-7-1
TEL 048-965-2037
FAX 048-965-2011
E-mail: info@koshigayahigashi-rc.org
http://www.koshigayahigashi-rc.org/
例 会 場 NTT東日本越谷ビル 2階
例 会 日 毎週木曜日（12:30～13:30）

創立準備委員会メンバー（越谷RCから11名が移籍）

赤土 興治(故)	大沢昌太郎	河野 雅昭(退)	小坂 信義(故)
近藤 忠男(故)	中島又四郎(故)	中村 昇(退)	成島 三郎(退)
堀 賀雄(退)	吉田 正義(退)	渡部 三良(故)	(50音順)

2025～2026年度 越谷東ロータリークラブ

役員・理事 名簿

会	長	(役員・理事)	隅田	諭司										
幹	事	(役員・理事)	石渡	毅										
副	会	長	(役員・理事)	加藤	盛也									
直	前	会	長	(役員・理事)	北林	隆一								
会	場	監	督	(役員・理事)	大野	祐肇								
会	計	(役員・理事)	栗田	晴巳										
会	長	エ	レ	ク	ト	(役員・理事)	宮下	智之						
会	員	増	強	部	門	担	当	(理	事)	青木	伸翁			
ク	ラ	ブ	管	理	運	営	部	門	担	当	(理	事)	加藤	盛也
奉	仕	プ	ロ	ジ	ェ	ク	ト	部	門	担	当	(役員・理事)	宮下	智之
プ	ロ	グ	ラ	ム	担	当	(理	事)	佐久間	誠				
親	睦	友	愛	担	当	(理	事)	浜野	隆浩					
職	業	奉	仕	担	当	(理	事)	井橋	興蔵					
社	会	奉	仕	担	当	(理	事)	田崎	尚樹					
国	際	奉	仕	担	当	(理	事)	立澤	貴明					
青	少	年	奉	仕	担	当	(理	事)	山上	博道				
副	幹	事								粟屋	裕二			

越谷東ロータリークラブ 委員会名簿

2025年7月1日現在

会 長	☆◎隅 田 諭 司				
幹 事	☆◎石 渡 毅				
副 会 長	☆◎加 藤 盛 也				
直 前 会 長	☆◎北 林 隆 一				
会 場 監 督 (SAA) (副SAA)	☆◎大 野 祐 肇 平 野 武 志 田 中 基 章				
会 計	☆◎栗 田 晴 巳				
会 計 監 査	会 田 皓 章				
会 長 エ レ ク ト	☆◎宮 下 智 之				
副 幹 事	栗 屋 裕 二				
委 員 会	委 員 長	副 委 員 長	委 員 (50音 順)		
会 員 増 強 部 門	部 門 委 員 長	◎青 木 伸 翁			
	勸 誘 委 員 会	小 暮 進 勇	高 橋 功	浅 井 英 明	飯 山 勝 司
	会 員 選 考 維 持 委 員 会	橋 本 政 行	畔 上 順 平		
	ウ エ ン テ ー シ ョ ン 教 育 委 員 会	小 林 賢 弘	佐 久 間 誠	北 林 隆 一	
	公 共 イ メ ー ジ 委 員 会	霜 鳥 正 隆	鈴 木 二 之 将	荒 木 嗣 則 蓮 見 良 平	榎 本 裕 希 小 林 充
ク ラ ブ 管 理 運 営 部 門	部 門 委 員 長	◎加 藤 盛 也			
	未 来 委 員 会	シャジンバット・ ウスコバヤ	株 竹 眞 次	新 木 田 亨 平 林 照 雅	大 沢 昌 太 郎 方 煌 輝
	プ ロ グ ラ ム 委 員 会	◎佐 久 間 誠	会 田 皓 章 守 屋 ト ミ ー	清 村 忠 雄 村 木 龍 男	千 葉 宏 之 早 山 充 彦
	親 睦 友 愛 委 員 会	◎浜 野 隆 浩	藤 田 武 郎 五 十 嵐 康 則	青 柳 聡 梶 原 直 樹 田 崎 尚 樹 中 村 猛 吉 井 淳 平	麻 生 理 恵 菅 原 浩 樹 出 口 昇 宮 本 正 行 山 上 博 道
	出 席 委 員 会	田 邊 麻 衣	大 宮 英 喜	高 橋 功 橋 本 政 行	立 澤 貴 明 原 美 光
	会 場 運 営 委 員 会	星 野 敦 鋭	齋 藤 充	青 木 康 広 井 橋 興 蔵 森 啓 泰	阿 部 陽 加 藤 裕 樹 井 上 定 暢 川 上 邦 雄
	ス マ イ ル 委 員 会	鈴 木 一 朗	竹 内 達 也	中 村 吉 宏	仁 多 見 英 一
	部 門 委 員 長	☆◎宮 下 智 之			
奉 仕 プ ロ ジ ェ ク ト 部 門	職 業 奉 仕 委 員 会	◎井 橋 興 蔵	栗 田 晴 巳	青 木 伸 翁 荒 木 嗣 則 永 島 つ る 子	秋 山 坦 梶 原 直 樹 浜 野 隆 浩 宮 本 正 行
	社 会 奉 仕 委 員 会	◎田 崎 尚 樹	浅 井 英 明	青 木 康 広 小 林 充 仁 多 見 英 一	青 柳 聡 鈴 木 一 朗 中 村 猛 吉 井 淳 平
	国 際 奉 仕 委 員 会	◎立 澤 貴 明	深 江 麻 衣 子	新 木 田 亨 齋 藤 充 蓮 見 良 平 方 煌 輝	飯 山 勝 司 菅 原 浩 樹 早 山 充 彦 星 野 敦 鋭
	国 際 交 流 委 員 会	田 中 基 章	平 林 照 雅	小 林 賢 弘	鈴 木 二 之 将
	奨 学 学 友 委 員 会	深 江 麻 衣 子	五 十 嵐 久 幸	阿 部 朋 博	小 暮 進 勇
	青 少 年 奉 仕 委 員 会	◎山 上 博 道	会 田 皓 章	榎 本 裕 希 関 根 守 中 村 吉 宏	加 藤 裕 樹 千 葉 宏 之 原 美 光
	イ ン タ ー ア ク ト 委 員 会	栗 屋 裕 二	大 野 祐 肇	五 十 嵐 康 則 田 邊 麻 衣	シャジンバット・ ウスコバヤ 藤 田 武 郎
	ロ ー タ ー ア ク ト 研 究 委 員 会	五 十 嵐 久 幸	平 野 武 志	畔 上 順 平	株 竹 眞 次
	ロ ー タ ー 財 団 委 員 会	守 屋 ト ミ ー	大 沢 昌 太 郎	秋 山 坦	鈴 木 朝 夫
	米 山 記 念 奨 学 委 員 会	麻 生 理 恵	深 江 麻 衣 子	清 村 忠 雄	村 木 龍 男

☆は役員、◎は理事を示す。

2025～2026年度
越谷東ロータリークラブ

○ ○
委員会活動方針
年間行事予定表
年間プログラム予定表
○ ○

会場監督 (SAA)

S A A：大野祐肇

副SAA：平野武志 田中基章

任 務

会場監督は、例会場の秩序と品格を保持する任務。その他通常その職に付随する任務を行う。

[方針・抱負]

会長要望通り、「例会3分前のアナウンス」「例会時間の厳守」「講和中は私語を慎む」この3点を重点に、例会が明るく、秩序と品格を保持できるよう管理して参ります。

会 計

会 計：栗田晴巳

任 務

会計は、本クラブの資金をすべて管理保管し、毎年二回及び理事会の要求があったときその説明をする任務、その他通常その職に付随する任務を行なう。会計が退任するときは、保管するすべての資金、会計帳簿、その他あらゆるクラブ財産を、その後任者若しくは会長に引き継がなければならぬ。

[方針・抱負]

- *クラブの資金の流れを管理し、年次総会時に上半期の中間報告、年次終了後にはすみやかに年度決算報告書が作成できるように致します。
- *毎月定期的に会計帳簿と資料の突き合せをして、収入については網羅性を、支出については実在性の確認を実施致します。
- *クリスマス例会、親睦旅行などのイベントが行われる度に、当該イベントを担当する委員会からイベント実施後速やかに収支報告書をご提出頂けるよう促します。
- *上期・下期の会費納入の確認を幹事と共に行い、未納状態の無いように配慮致します。

会計監査

会計監査： 会田皓章

任 務

会計監査は、会長・会計より報告された当該年度の予算、決算執行を厳密に監査することにある。

[方針・抱負]

当該年度の資金が適正に処理され、帳簿・書類は正しく記載されているか確認し、資金および関係書類はきちんと保管されているかの確認をいたします。

会計担当者が毎月定期的に会計帳簿と資料の突き合せをし、収入については網羅性を、支出については実在性の確認を実施しているかを監査いたします。

会員増強部門

委員長：青木伸翁

小委員長：小暮進勇 橋本政行 小林賢弘

任 務

この部門は、クラブ活性化・強化の為、出来る限り若く明るく、優れた人材を増強すると共に進入会員のオリエンテーションまた、現会員の退会防止を考案、実施することを任務とする。

[委員会方針・抱負]

クラブ方針の会員増強目標、純増5名を確実に達成することと、増強にあたっては、特に若い会員と女性会員の増強に努めていきます。また、選ばれるクラブになるためには、更なるクラブの活性化と、一人ひとりの会員が更に輝くことが求められます。そのため、勧誘委員会、会員選考維持委員会、オリエンテーション・教育委員会の3委員会と連携してクラブフォーラム等を企画・実行していきます。

会員増強部門

《勧誘委員会》

委員長：小暮進勇

副委員長：高橋 功

委員：飯山勝司 浅井英明

任 務

この委員会は、絶えずアンテナを高く持ち、現会員の協力などを得ながら、会員選考維持委員会と連絡を密にとり、会員候補者を理事会に推薦するよう積極的に努めると共に有効な退会防止策を考案し、実施する。

[委員会方針・抱負]

新会員の推薦は、クラブを挙げて全会員が参加すべきものであり、当委員会はそれまでの根回し、したごしらえをするものと言えます。会員増強についての「意識作り」と「ノーハウ」の徹底こそ当委員会の最大の責務であります。したがってあらかじめ未充填職業分類を注視して常にそれを充填すべき候補者を考慮しておきます。

新会員推薦と共に重要なことは退会防止です。新会員の身边に絶えず友情の瞳を注ぎ、退会要因となる兆候を早期に発見してその会員の入会推薦者、親睦友愛委員会などとの連携のもとに、友情をもって退会防止の方策を講じることに努めます。

会員増強部門
《会員選考維持委員会》

委員長：橋本政行

副委員長：畔上順平

委員：

任 務

この委員会は、会員候補者として推薦された者について、職業分類と会員資格を調査し、理事会に報告しなければならない。またこの委員会は、毎年度できるだけ早く地元の地域社会の職業分類調査を行い、充填、未充填の職業分類表を作成しなければならない。必要な場合は、現会員の有する職業分類を見直すことができる。

[委員会方針・抱負]

- ①未充填の職業分類を充足して勧誘委員会を通し理事会に報告いたします。
- ②会員候補者が推薦されたら、候補者の職業分類と会員資格調査を行い理事会に報告いたします。
- ③会員の「増強」と「維持」をテーマにしたフォーラムを会員増強部門委員長・勧誘委員会と協力をして開催し、クラブ活性化について会員間で活発な意見交換がされるように取り組みます。

会員増強部門

《オリエンテーション・教育委員会》

委員長：小林賢弘

副委員長：佐久間 誠

委員：北林隆一

任 務

この委員会は、ロータリーの友誌などを使用して、会員に奉仕の心、奉仕の実践に関する情報を提供すると共に、すべての会員を対象とするロータリー研修会を年2回行う。また会員候補者に対しロータリークラブの会員の特典と責務に関する情報を提供し、入会してから最初の1年間、新会員のオリエンテーションを実施する。さらに、公共イメージ委員会に対し一般向けのロータリー情報を提供する。

[委員会方針・抱負]

すべての会員に対し有益なロータリーに関する情報の発信源となり、同時に親睦を図ることで会員の満足度向上を目指します。

ひいてはクラブビジョン「選ばれるクラブ」への発展の一助となるべく以下を実施します。

- ①毎月例会においてロータリーの友の紹介にとどまらず、ロータリーに関する情報の発信を行います。
- ②すべての会員を対象にロータリー研修会としての炉辺会合を年2回実施します。
- ③新会員および入会3年以内の会員に対し「これだけは知っておきたいロータリーの基礎」などを活用し、会員増強部門全体と連携してオリエンテーションを開催します。

《公共イメージ委員会》

委員長：霜鳥正隆

副委員長：鈴木二之将

委員：荒木嗣則 蓮見良平 榎本裕希 小林 充

任 務

この委員会は、広く一般に本クラブの奉仕の実践とロータリーの目的、その歴史等について、適切な宣伝を行なう方策を考案、実施する。またこの委員会は、クラブ週報の刊行を通じて、会員のロータリーへの関心を促し、出席率の向上と親睦の増進に寄与するため、前回の例会の重要事項を報告し次回の例会の重要プログラムを予告する。全会員の奉仕活動に関するニュースをロータリーの友誌などに投稿するよう努める。またこの委員会はITおよびSNSを利用し地区、クラブ等の情報をすべて管理し、これを速やかに関係各会員、各委員会等へ伝達するものとする。

[委員会方針・抱負]

1. 例会及び各事業で週報担当者を決め、当日の週報データ（写真・原稿等）を収集します。
会員の皆さまには、週報の原稿提出と締切厳守をお願いします。
また、過去の週報をデジタル化し、ホームページにてバックナンバーを閲覧・ダウンロードできるようにすることで、会員への過去の活動への理解を深める機会とします。
2. クラブのホームページを更新します。(プライバシー等のリニューアルを検討します)
3. ロータリークラブの活動をホームページ・SNSなどを活用し、一般向けに情報の発信に努めます。また、越谷市高校野球大会を社会奉仕委員会と連携し、メディア等を活用しつつ越谷市民への発信を推進します。
4. マイ・ロータリーへの全会員登録に向け努力します。

クラブ管理運営部門

委員長：加藤盛也

小委員長：シャジンバット・ウスコバヤ 佐久間 誠 浜野隆浩 田邊麻衣
星野敦鋭 鈴木一郎

任 務

この部門は、五大奉仕部門のうちの「クラブ奉仕部門」であり、親睦のうちに、クラブ内部に関する委員会活動を行い、クラブの各機能を充実させるとともに、会員一人ひとりが自己を高め「奉仕の心を育成する」ことに関する包括的な立案と実施を任務とする。

会長要望

クラブ管理運営部門6委員会の統括責任者として各委員会にご出席していただき、ご指導ご協力をお願いします。

また、クラブ研修リーダーとして必要に応じて研修を企画実施してください。

[委員会方針・抱負]

会員が増えている中で、一人一人の会員が同じ想い、目的をもってロータリー活動に多くかかわれる様にします。そのためには、6委員会と連携して参加したいと思う例会運営を心掛け、帰りには来週も来たいと思う雰囲気づくりに注力します。

また、奉仕活動に一丸となって取り組めるために、信頼関係を醸成する親睦とロータリアンとしての矜持を拓げる研修の場を提供することで、「よいことのために手を取りあおう」を具現化したいと考えます。

クラブ管理運営部門

《未来委員会》

委員長：シャジンバット・ウスコバヤ

副委員長：株竹眞次

委員：方 煌輝 新木田亨 大沢昌太郎 関根 守 平林照雄

任 務

この委員会は、クラブ発展のため、会員の研修方法の研究と提案をするものとし、研究、提案、検討に当たっては、広く会員の意見を聞き、その意見を反映するよう努めるものとする。

[委員会方針・抱負]

- ①これまで行なってきたクラブの継続事業を見直し、改革すべき点があるかを検討する。
- ②会員の意見を広く聞き、新規事業のアイデアを検討する。
- ③クラブ活性化のために、会員の意見を集約する形で新たなクラブビジョンを策定する。
- ④クラブフォーラム・家庭集会などの機会を通じて、新会員からベテラン会員までのすべての会員が忌憚ない意見交換ができる場を設定する。

クラブ管理運営部門
《プログラム委員会》

委員長：佐久間 誠

副委員長：会田皓章 守屋トミー

委員：千葉宏之 村木龍男 清村忠雄 早山充彦

任 務

この委員会は、本クラブの例会および臨時の会合のプログラムを準備、手配する。

[委員会方針・抱負]

- ①例会案内のプログラムを見た会員が「例会に行きたい！」と思える魅力ある内容のプログラムを企画いたします。
- ②例会のプログラムに関するあらゆる事項の責任者として気配りを欠かしません。
- ③毎月第1例会は結婚・誕生祝の時間を確保いたします。
- ④職業奉仕委員会と連携を図り、職業卓話を中心に、外部卓話・フォーラムも取り入れます。
- ⑤青少年奉仕委員会と連携し、越谷市高校野球大会に出場した監督・選手や越谷東高校インターアクトクラブを例会に参加いただく機会を設けます。
- ⑥夜間例会（通常例会）の企画をします。
- ⑦フレンズの例会への参加を検討します。
- ⑧柔軟なプログラムの変更を行います。

クラブ管理運営部門 《親睦友愛委員会》

委員長：浜野隆浩

副委員長：藤田武郎 五十嵐康則

委員	宮本正行	山上博道	青柳 聡	阿部朋博	鈴木朝夫
	田崎尚樹	梶原直樹	麻生理恵	中村 猛	出口 昇
	富澤春男	吉井淳平	菅原浩樹		

任 務

この委員会は、親睦と奉仕は車の両輪の関係にあるとの理念の下、クラブ例会を会員同士が真の友情を結ぶ最良の場とするよう努めると共に、会員間の交流と友情を増進させるための諸事業を企画し、会員にそこへの積極的参加を奨励し、実施する。

[委員会方針・抱負]

隅田会長の所信にもあるように「選ばれるクラブ」から「憧れられるクラブ」に成長させるために一年間、親睦友愛委員会を運営いたします。

ロータリークラブの活動は何を置いても、会員相互の信頼が第一であり、その為には会員相互の親睦が最大の目的です。親睦友愛委員会メンバーには各事業で率先して親睦・交流に努めていただき、さらに新会員には早期にロータリークラブへの理解を深めていただくよう、お願いします。規律ある、明るく楽しい委員会運営に努め、親睦友愛委員会メンバーの活性化が、越谷東ロータリークラブ全体の良い雰囲気構築になればと思います。

- ①任務にも記述されているように、会員相互の交流、親睦促進はロータリークラブの最大の課題と認識し誇りを持って活動します。
- ②幹事・SAAとの連携を密にして楽しい中にも規律ある例会づくりに努めます。
来訪者（ビジター）に対して十分な心配りをし、心より歓迎の気持ちを持って接する事を心がけます。
- ③新しい会員を暖かく迎え入れ、越谷東ロータリークラブの活動に早く慣れるよう心がけ、先輩会員との交流が早く図れるよう努めます。
- ④越谷東ロータリークラブの会員としてのプライド、及び責任を持って行動します。

クラブ管理運営部門 《出席委員会》

委員長：田邊麻衣

副委員長：大宮英喜

委員：永島つる子 高橋 功 橋本政行 立澤貴明 原 美光

任 務

この委員会は、本クラブ例会への出席率を高め、例会に出席できない場合のメイクアップを積極的に奨励する。また、原因となる諸事情を調査し、可能な限りこれを除去するよう努める。

[委員会方針・抱負]

出席委員会はクラブ例会への出席率を向上させることを目的に活動します。

全員が参加しやすい環境づくりと欠席理由の把握、改善に努めクラブ全体の活性化を図ります。ビジターに対しても積極的に挨拶し、笑顔での歓迎を徹底します。新入会員がなじみやすいよう着席位置や声かけなどで配慮します。

本年度は、出席率の向上を目指すだけでなく、「例会が楽しい」「行きたくなる」場となるよう委員全員で創意工夫を凝らして取り組みます。全員一人ひとりの声に耳を傾け、出席が義務ではなく楽しみとなるような運営を目指します。

クラブ管理運営部門
《会場運営委員会》

委員長：星野敦鋭

副委員長：齋藤 充

委員：阿部 陽 井上定暢 川上邦雄 青木康広 森 啓泰
加藤裕樹 井橋興蔵

任 務

この委員会は、例会、その他の会場の設営と司会進行を行う。

[委員会方針・抱負]

1. 例会における司会進行の担当例会当日は、定められたプログラムに沿って、円滑な進行を図るための司会業務を行います。
2. 円滑な運営のための事前準備委員会メンバーが連携し、事前の打ち合わせ・準備を通じて、スムーズな運営に努めます。
3. 例会次第の配布各会員がプログラムを正確に把握できるよう、例会前に次第を各テーブルに配布します。
4. ホワイトボードへの次第の記入例会の流れを視覚的に共有するため、ホワイトボードに当日のプログラムを記入します。
5. ドア当番表の作成と周知来場者対応を円滑に行うため、ドア当番の割り当て表を作成し、関係者へ事前に共有します。

クラブ管理運営部門
《スマイル委員会》

委員長：鈴木一郎

副委員長：竹内達也

委員：中村吉宏 仁多見英一

任 務

この委員会は、例会において会員からのスマイル及びロータリー財団及び米山記念奨学会への寄付をとりまとめ、会員からのメッセージを会員に伝達する。

[委員会方針・抱負]

- ①例会時間の範囲内で会員のメッセージを明るく、効率よく正確に伝えます。
- ②会員の皆様が「スマイル」しやすい環境づくりに努めます。
- ③寄付金を正確に集計し、幹事確認後、事務局に引き継ぎます。
- ④定期的に累計金額を、社会奉仕委員長、ロータリー財団委員長、米山記念奨学委員長に報告いたします。

奉仕プロジェクト部門

委員長：宮下智之

小委員長：井橋興蔵 田崎尚樹 立澤貴明 田中基章 深江麻衣子
 山上博道 栗屋裕二 五十嵐久幸

任 務

この部門は、ロータリーに求められる地元の地域社会及び国際社会における職業上、人道上、教育上の各種ニーズに応える活動の企画と奉仕の実践を任務とする。

[委員会方針・抱負]

奉仕部門4委員会及び付属の各委員会を統括します。

奉仕プロジェクト部門 《職業奉仕委員会》

委員長：井橋興蔵

副委員長：栗田晴巳

委員：青木伸翁 霜島正隆 永島つる子 荒木嗣則
浜野隆浩 梶原直樹 秋山 坦 宮本正行 阿部 陽

任 務

この委員会は、職業奉仕理念の情報を提供すると共に、本クラブ会員がその職業における諸責務を遂行し、各会員それぞれの職業における倫理水準をより一層引き上げるうえに役立つような方策を考案、実施する。

[委員会方針・抱負]

この委員会は、会員の職業能力を向上させ、職業の専門知識を社会のニーズに役立て、地域社会への貢献を深めることを目指します。具体的には、職業を通して奉仕の機会を広め、倫理基準を守り、日々奉仕の理念を実践する活動を行います。

1. クラブ内での職業奉仕の理念の共有

委員会メンバーが中心となり、第一例会において、「ロータリーの目的」「四つのテスト」の唱和を行う。

2. 会員間での有益な職業観の相互理解

プログラム委員会と連携し、例会内で会員による職業卓話を実施する。

3. 職場見学を通じた会員の倫理および職業意識の向上

高い倫理観を持ち、職業奉仕を実践する現場の見学を通じて、会員各々が職業奉仕について考える契機とする。

奉仕プロジェクト部門
《社会奉仕委員会》

委員長：田崎尚樹

副委員長：浅井英明

委員：青柳 聡 中村 猛 井上定暢 青木康広 小林 充
 吉井淳平 仁多見英一 森 啓泰 鈴木一朗

任 務

この委員会は、本クラブ会員並びに本クラブが、地域の地域社会、次世代を担う青少年に対する諸責務を遂行するうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案、実施する。

[委員会方針・抱負]

- ①越谷市民まつりでのイベントを実施し、青少年奉仕委員会と協力してインターアクトクラブの皆さんと交通遺児の募金活動を行います。
- ②地区補助金（通常枠及び大口枠）申請にかかる事業を企画・実施します。
- ③スマイル委員会と連携し、スマイルが社会奉仕事業の財源になっていることを会員に周知し、スマイルへの理解・協力を図ります。

奉仕プロジェクト部門
《国際奉仕委員会》

委員長：立澤貴明

副委員長：深江麻衣子

委員：飯山勝司 出口 昇 大宮英喜 方 煌輝 星野敦鋭
新木田亨 早山充彦 蓮見良平 菅原浩樹 齋藤 充

任 務

この委員会は、本クラブ会員並びに本クラブが、国際奉仕に関する事項においてその諸責務を遂行するうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案、実施する。また、姉妹クラブとの交流を深めるため相互の連絡、調整を行ない、これに加え新しい交流先を模索する。また、本クラブに関係した、青少年交換留学生、米山奨学生、財団奨学生等のネットワーク作りをし、世界的親交を深め、国際親善と平和に貢献する。

[委員会方針・抱負]

- ①グローバル補助金制度を活用した国際奉仕事業にチャレンジするため、地区との連携、国際奉仕に関する情報収集、支援先や支援内容についての検討を行います。
- ②2026年6月13日～6月17日、台北（台湾）開催の国際大会の参加者を多く募れるよう事前に情報収集をして会員の皆さまにご案内、周知活動をいたします。

奉仕プロジェクト部門
《国際交流委員会》

委員長：田中基章

副委員長：平林照雅

委員：鈴木二之将 小林賢弘

任 務

この委員会は、本クラブが、国際奉仕に関する活動をするうえで、他のクラブとの姉妹・友好関係を構築することの意義を調査研究し、特定のクラブとの交流を深めるための連絡、調整を行ない、さらには新しい交流先を模索することを任務とする。

会長要望

- ①台中港北區扶社との姉妹クラブの関係を継続することの意義や両クラブの会員の意識を調査の上、姉妹クラブの関係継続を検討していただきたい。
- ②上記以外にも、今後、他のクラブと姉妹・友好関係を構築する可能性を検討して頂きたい。

[委員会方針・抱負]

- ①姉妹クラブである台中港北區扶社との関係について、会員への意識調査をふまえ今後も姉妹クラブとして継続するか否かの検討、友好クラブとして再締結するなどを検討していきます。
- ②会員の世界的ネットワークを活用し今後の新たな姉妹クラブや友好クラブ構築を模索していきます。

奉仕プロジェクト部門
《奨学学友委員会》

委員長：深江麻衣子

副委員長：五十嵐久幸

委員：小暮進勇 阿部朋博

任 務

この委員会は、本クラブに関係した、青少年交換留学生、米山奨学生、財団奨学生等のメンバーで組織される奨学学友会（フレンズ）のネットワークの構築、維持を支援し、世界的親交を深め、国際親善と平和に貢献する。

[委員会方針・抱負]

奨学学友会（フレンズ）のメンバーと繋がり、交換留学生や米山奨学生の協力を得ながら、メンバーが例会等に参加いただけるよう、また本クラブの40周年記念により多くのメンバーと再会できるよう、ネットワークの再構築に努めます。

奉仕プロジェクト部門
《青少年奉仕委員会》

委員長：山上博道

副委員長：会田皓章

委員：千葉宏之 加藤裕樹 中村吉宏 川上邦雄 富澤春男
 関根 守 原 美光 榎本裕希

任 務

この委員会は、埼玉県立越谷東高等学校インターアクトクラブを提唱クラブとして、本クラブの会員並びに本クラブが、次世代を担う地元の青少年、インターアクトクラブに対する諸責務を遂行するうえに役立つ指導と支援をして行く。

[委員会方針・抱負]

- ①長年にわたり築いてきた各参加高校野球部との繋がりをこれからも大切にしながら、第24回高校野球大会を開催いたします。
本大会では、各参加校の多くの学生にとって貴重な活躍の機会となるよう、引き続き充実した企画・運営に努めてまいります。
- ②青少年交換留学生在が充実した留学生活を送れるよう支援するとともに、ホストファミリーの負担軽減や、留学生と会員が関わる機会の創出を目的としたイベントの実施など、さまざまなかたちでサポートしてまいります。

奉仕プロジェクト部門
《インターアクト委員会》

委員長：栗屋裕二

副委員長：大野祐肇

委員：竹内達也 藤田武郎 五十嵐康則 シャジンバット・ウスコバヤ
田邊麻衣

任 務

この委員会は、本クラブが、次世代を担う地元の高校にインターアクトクラブを提唱し、創設されたインターアクトクラブに対する諸責務を遂行するうえに役立つ指導と支援をして行く。

[委員会方針・抱負]

- ①越谷東高校インターアクトクラブ活動支援・交流 毎月1回活動報告会実施
- ②インターアクト協議会開催：越谷東高校インターアクトクラブ幹事校
2026年2月11日水曜日（祝）場所未定（市民会館orサンシティ）
- ③叡明高校インターアクト創設（2026年4月目標）
- ④韓国訪日団受け入れ：2026年2月8日～12日（予定）

奉仕プロジェクト部門
《ローターアクト研究委員会》

委員長：五十嵐久幸

副委員長：平野武志

委員：株竹眞次 畔上順平

任 務

この委員会は、ローターアクトクラブの意義に照らし、本クラブに地域社会または大学を基盤としたローターアクトクラブを創設することの可能性を調査研究することを任務とする。

[委員会方針・抱負]

ローターアクトクラブの意義やスポンサークラブの活動状況等情報収集し、会員みなさんにフィードバックします。そのために、ローターアクトクラブを持つスポンサークラブに伺い、現況や課題等お聞きし、ローターアクターのこれからの可能性であったり、どんなことを期待できるかなど模索、検討します。また、ローターアクトクラブのメンバーからも、現ローターアクターが感じていること、期待していること、問題点などについて情報を集めます。そして、東クラブとしてこの先のローターアクトクラブ創設の是非または可否について検討するための材料を揃え、準備をまいります。

《ロータリー財団委員会》

委員長：守屋トミー

副委員長：大沢昌太郎

委員：鈴木朝夫 秋山 坦

任 務

この委員会は、資金的寄付と財団プログラムへの参加を通じて、ロータリー財団を支援する。

年次寄付目標

- ①クラブ会員一人あたり 200ドル
- ②ポリオプラス 50ドル
- ③ベネファクター 2名（うち1名は新たな方）1,000ドル以上
- ④ポール・ハリス・ソサエティ（P.H.S.） 1名
- ⑤ポリオ・プラス・ソサエティ（P.P.S.） 1名

[委員会方針・抱負]

新しい会員が増えたことにより「ロータリー財団」という存在の認知、その世界への貢献度、存在意義を伝えていくことから始めたいと思います。常に問題となる「寄付」という概念と事前に提示される「寄付目標」との問題についても積極的に討論する場を設け、その中で当クラブなりの財団への理解、スタンスを少しでも明確化出来るよう、この一年を使って行きたいと思います。

【活動計画】

1. 会長要望を念頭に可能な限り、それらを達成することを目標とします。
2. 新入会を対象とした「ロータリー財団」を理解していただく営みを何らかの形で実行し、会員ひとりひとりが気持ちよく財団への「寄付」をする気持ちになっていただけるよう努力します。

《米山記念奨学委員会》

委員長：麻生理恵

副委員長：深江麻衣子

委員：清村忠雄 村木龍男

任 務

この委員会は、資金的寄付を通じ、日本ロータリーの創立者米山梅吉翁の遺徳を継承するロータリー米山記念奨学会を支援する。

米山記念奨学会の寄付金、会員1名当たり¥25,000を会員の皆様に寄付をいただけるように理解していただく。

[委員会方針・抱負]

1. 本制度のご理解をいただくための企画を考えます。
2. 会員一人当たり寄付金目標額を明示し、会員各自のご理解のもと寄付へのご協力を募ります。

越谷東ロータリークラブ

【2025～2026年度年間行事予定表】

西暦	月・日	曜	行事	備考
2024年	12月5日	木	クラブ年次総会	例会場 担当役員・理事決定
2025年	1月16日	木	第1回被選理事会	例会場
	2月4日	火	キック・ミーティング	ティンカー・ベル
	2月13日	木	第2回被選理事会	例会場
	2月28日	金	地区ロータリー財団補助金管理セミナー	戸田市文化会館
	3月8日	土	ロータリークラブセントラルセミナー	大宮ソニックシティ
	3月11日	火	地区チームラーニングセミナー	戸田市文化会館
	3月13日	木	第3回被選理事会	例会場
	4月10日	木	第4回被選理事会	例会場
	4月20日 ～21日	日 月	親睦旅行(4月20日～4月21日)	米山梅吉記念館・箱根湯元
	4月22日 ～22日	火 水	会長エレクトラーニングセミナー	戸田市文化会館
	5月8日	木	第5回被選理事会	例会場
	5月15日	木	休会(創立記念例会、後援会振替)	
	5月17日	土	長与千種講演会	サンシティ小ホール
	5月20日	火	地区クラブリーダーシップラーニングセミナー	戸田市文化会館
	5月22日	木	クラブ協議会	例会場
	6月5日	木	合同委員会	例会場
	6月12日	木	第6回被選理事会	例会場
	6月21日 ～25日	土 水	RI国際大会	カルガリー(カナダ)
	6月26日	木	北林・畔上年度 最終例会	明治記念館
	7月3日	木	会長所信挨拶 第1回理事会	例会場
	7月10日	木	ガバナー補佐表敬訪問 クラブ協議会(会員増強部門・ 公共イメージ・クラブ管理運営部門)	例会場
	7月17日	木	クラブ協議会(SAA・会計・会計監査・ 奉仕プロジェクト部門・財団・米山)	例会場
	7月18日	金	管理運営部門セミナー 公共イメージ部門セミナー 会員増強維持部門セミナー	上尾文化センター
	7月25日	金	職業奉仕部門セミナー	川口フレンディア
	8月7日	木	第2回理事会	例会場
	8月9日	土	米山記念奨学部門セミナー	大宮ソニックシティ
	8月14日	木	休会(お盆)	
	8月22日	金	国際奉仕部門セミナー ローターアクト特別推進部門セミナー	戸田市文化会館
	8月30日	土	社会奉仕部門セミナー	埼玉県県民健康センター大会議室AB
	9月4日	木	第3回理事会	例会場
	9月6日	土	青少年奉仕部門セミナー	大宮ソニックシティ
	9月11日	木	休会(家族親睦日帰り企画の振替)	
	9月13日	土	家族親睦日帰り企画	日本橋三越屋上ビアガーデンBBQ
	9月25日	木	休会(越谷市民まつりの振替)	
	9月27日	土	ロータリー財団部門セミナー	埼玉県県民健康センター大会議室AB
	9月28日	日	越谷市民まつり	
10月2日	木	第4回理事会 ガバナー補佐訪問・クラブ協議会	例会場	
10月6日	月	地区大会記念ゴルフ大会	東松山CC	
10月16日	木	越谷東RC ガバナー公式訪問	例会場	
10月24日	金	世界ポリオデー		
11月2日	日	越谷市高校野球大会(開会式)	越谷市民球場	
11月3日	月	越谷市高校野球大会	越谷市民球場	
11月6日	木	第5回理事会	例会場	
11月8日	土	越谷市高校野球大会	越谷市民球場	

	11月9日	日	越谷市高校野球大会(閉会式)	越谷市民球場
	11月13日	木	休会(高校野球大会の振替)	
	11月14日	金	越谷市高校野球大会(予備日)	越谷市民球場
	11月15日 ~16日	土 日	地区大会	ロイヤルパインズホテル浦和 戸田市文化会館
	11月20日	木	休会(地区大会の振替)	
	12月4日	木	クラブ年次総会・次年度の役員・理事発表 クラブ協議会①(会員増強部門・ 公共イメージ・クラブ管理運営部門) 第6回理事会	例会場
	12月5日	金	IMゴルフ大会	千葉カントリークラブ野田コース
	12月11日	木	クラブ協議会②(SAA・会計・会計監査・ 奉仕プロジェクト部門・財団・米山)	例会場
	12月25日	木	クリスマス家族例会	浅草ビューホテル
2026年	1月8日	木	新年例会 第7回理事会	例会場
	1月22日	木	職場見学会&クラブ新年会	
	1月29日	木	休会(IM振替)	
	1月31日	土	第8グループIM・合同夜間例会	越谷コミュニティセンター
	2月5日	木	第8回理事会	例会場
	2月11日	祝	インターアクト協議会	
	3月5日	木	第9回理事会	例会場
	4月2日	木	第10回理事会	例会場
			親睦旅行(4月12日~4月13日)	
	4月16日	木	休会(親睦旅行の振替)	
	5月7日	木	第11回理事会	例会場
	5月18日	月	越谷東RC 創立記念日	
	6月4日	木	第12回理事会	例会場
	6月13日 ~17日	土 水	RI国際大会	台湾
	6月11日	木	台中港北區扶輪社(会長交代式・40周年記念式典) クラブ協議会(会員増強部門・ 公共イメージ・クラブ管理運営部門)	例会場
	6月18日	木	クラブ協議会(SAA・会計・会計監査・ 奉仕プロジェクト部門・財団・米山)	例会場
	6月25日	木	隅田・石渡年度 最終例会	ホテル椿山荘東京

2025~26年度プログラム予定表

「ロータリアンとしての矜持をもって機会の扉を開こう！」 越谷東ロータリークラブ

プログラム委員会 (敬称略)

月	日	回数	行事	卓話者	担当委員会	備考	
ロータリー情報月間							
7	3	1837	黙祷・歌斉唱・結婚・誕生祝い		会場運営・親睦友愛	理事会	
			ロータリーの目的・四つのテスト		職業奉仕		
			会長所信表明	隅田会長			
	10	1838	黙想・歌斉唱			会場運営	
			ロータリー情報			オリエンテーション教育	
			ガバナー補佐表敬訪問	大熊ガバナー補佐			
			クラブ協議会 (会員増強部門・公共イメージ・クラブ管理運営部門)	各委員長			
	17	1839	黙想・歌斉唱			会場運営	
			クラブ協議会 (SAA・会計・会計監査・奉仕プロジェクト部門・財団・米山)	各委員長			
	24	1840	黙想・歌斉唱			会場運営	
			セミナー報告 (管理運営部門・公共イメージ部門・会員増強維持部門)	各委員長			
	31	1841	夜間例会 (移動例会/)			会場運営・親睦友愛	
炉辺会合「ロータリー研修会」			各委員長		オリエンテーション教育		
会員増強・新クラブ結成推進月間							
8	7	1842	黙祷・歌斉唱・結婚・誕生祝い		会場運営・親睦友愛	理事会	
			ロータリーの目的・四つのテスト		職業奉仕		
			ロータリー情報			オリエンテーション教育	
			2024-2025年度を振り返って	北林直前会長 畔上前年度幹事	プログラム委員会		
	14	休会	お盆休み				
	21	1843	黙想・歌斉唱			会場運営・親睦友愛	
			セミナー報告 (職業奉仕部門・米山記念奨学部)	各委員長			
			2024-2025交換留学生報告	田中暖乃 様	青少年奉仕		
	28	1844	黙想・歌斉唱			会場運営・親睦友愛	
基本的教育と識字率向上月間							
9	4	1845	黙祷・歌斉唱・結婚・誕生祝い		会場運営・親睦友愛	理事会	
			ロータリーの目的・四つのテスト		職業奉仕		
			ロータリー情報			オリエンテーション教育	
			会員卓話			職業奉仕	
	11	休会	家族親睦旅行の振替				
	13	1846	家族親睦日帰り旅行			親睦委員会	
	18	1847	黙想・歌斉唱			会場運営・親睦友愛	
			セミナー報告 (国際奉仕部門・ローターアクト部門・社会奉仕部門・青少年奉仕部門)				
	25	休会	市民まつり振替				
	28	1848	越谷市民まつり			社会奉仕	

月	日	回数	行事	卓話者	担当委員会	備考	
地域社会の経済発展月間/米山月間(1)							
10	2	1849	黙禱・歌斉唱・結婚・誕生祝い ロータリーの目的・四つのテスト ロータリー情報 ガバナー補佐訪問 セミナー報告(ロータリー財団)	大熊ガバナー補佐	会場運営・親睦友愛 職業奉仕 オリエンテーション教育	理事会	
	9	1850	黙禱・歌斉唱 クラブ協議会	役員・各委員長	会場運営 会長・幹事		
	16	1851	黙想・歌斉唱 ガバナー公式訪問	熊木ガバナー	会場運営		
	23	1852	黙禱・歌斉唱		会場運営		
	30	1853	夜間例会(移動例会/)		会場運営・親睦友愛		
ロータリー財団月間							
11	2	1854 (日)	第24回越谷市高校野球大会開会式 越谷市民球場(2・3・8・9・14) 次々年度会長候補者発表		青少年奉仕		
	6	1855	黙禱・歌斉唱・結婚・誕生祝い ロータリーの目的・四つのテスト ロータリー情報 会員卓話	麻生会員	会場運営・親睦友愛 職業奉仕 オリエンテーション教育	理事会	
	13	休会	越谷市高校野球大会振替				
	15	一 (土)	地区大会		会長・幹事 担当委員長		
	16	1856 (日)	地区大会		全会員		
	20	休会 (木)	地区大会の振替				
	27	1857	夜間例会(移動例会/橋本家) 高校野球大会反省会		会場運営・親睦友愛 青少年奉仕		
疾病予防と治療月間							
12	4	1858	黙禱・歌斉唱・結婚・誕生祝い ロータリーの目的・四つのテスト クラブ年次総会 次年度理事・役員承認・役職発表 クラブ協議会①会員増強・公共イメージ クラブ管理運営部門	隅田会長 各委員長	会場運営・親睦友愛 職業奉仕 宮下会長エレクト	理事会	
	11	1859	黙想・歌斉唱 ロータリー情報 クラブ協議会②(SAA・会計・監査・ 奉仕PJ部門・財団・米山委員会)	隅田会長 各委員長	会場運営 オリエンテーション教育		
	18	1860					
	25	1861	夜間例会(移動例会) クリスマス例会 浅草ビューホテル	隅田会長	会場運営 親睦友愛		

月	日	回数	行事	卓話者	担当委員会	備考
職業奉仕月間						
1	8	1862	クラブ新年例会			理事会
			黙禱・歌斉唱・結婚・誕生祝い		会場運営	
			ロータリーの目的・四つのテスト			
			ロータリー情報		オリエンテーション教育	
	15	1863	新年の抱負	全会員		
			黙想・歌斉唱		会場運営	
	22	1864	職場見学（移動例会）			職業奉仕
			クラブ新年会			親睦友愛
	29	休会	IM振替			
	31	1865	第8グループIM・合同夜間例会			越谷コミュニティーセンター
平和と紛争予防／紛争解決月間						
2	5	1866	黙禱・歌斉唱・結婚・誕生祝い		会場運営・親睦友愛	理事会
			ロータリーの目的・四つのテスト		職業奉仕	
			ロータリー情報		オリエンテーション教育	
			会員卓話		職業奉仕	
	12	1867	黙想・歌斉唱		会場運営	
			国際奉仕フォーラム		国際奉仕	
	19	1868	黙想・歌斉唱		会場運営	
			外部卓話		プログラム	
	26	1869	黙想・歌斉唱		会場運営	
			外部卓話		プログラム	
水と衛生月間/米山月刊（2）						
3	5	1870	黙禱・歌斉唱・結婚・誕生祝い		会場運営・親睦友愛	理事会
			ロータリーの目的・四つのテスト		職業奉仕	
			ロータリー情報		オリエンテーション教育	
	12	1871	黙想・歌斉唱		会場運営	
			会員卓話		プログラム	
	19	1872				
	26	1873	黙想・歌斉唱		会場運営	
			社会奉仕フォーラム		社会奉仕	

月	日	回数	行事	卓話者	担当委員会	備考
母子の健康月間						
4	2	1874	黙祷・歌斉唱・結婚・誕生祝い		会場運営・親睦友愛	理事会
			ロータリーの目的・四つのテスト		職業奉仕	
			ロータリー情報		オリエンテーション教育	
			会員卓話		職業奉仕	
	9	1875	黙想・歌斉唱		会場運営	
			会員卓話		プログラム	
	12	1876	親睦旅行		会場運営	
			(日)		親睦友愛	
16	休会	親睦旅行振替				
23	1877	黙想・歌斉唱		会場運営		
		外部卓話		プログラム		
30	1878	黙想・歌斉唱		会場運営		
		外部卓話		プログラム		
青少年奉仕月間・越谷東ロータリークラブ創立記念日 5月18日						
5	7	1879	黙祷・歌斉唱・結婚・誕生祝い		会場運営・親睦友愛	理事会
			ロータリーの目的・四つのテスト		職業奉仕	
			ロータリー情報		オリエンテーション教育	
			会員卓話(1名)		職業奉仕	
	14	1880	黙想・歌斉唱		会場運営	
			外部卓話		プログラム	
	21	1881	創立記念例会 黙想・歌斉唱		会場運営	
			会員卓話		職業奉仕	
28	1882	講演会				
		越谷サンシティ小ホール				
ロータリー親睦活動月間						
6	4	1883	黙祷・歌斉唱・結婚・誕生祝い		会場運営・親睦友愛	理事会
			ロータリーの目的・四つのテスト		職業奉仕	
			ロータリー情報		オリエンテーション教育	
	11	1884	黙想・歌斉唱		会場運営	
			クラブ協議会(会員増強部門・ 公共イメージ・クラブ管理運営部門)	隅田会長 各委員長		
	18	1885	黙想・歌斉唱		会場運営	
			クラブ協議会(SAA・会計・会計監査・ 奉仕PJ部門・財団・米山委員会)	隅田会長 各委員長		
	25	1886	隅田石渡年度最終例会(移動例会)		会場運営	
会長・幹事交代式 ホテル椿山荘				親睦友愛		

監査結果報告書

2023～2024年度越谷東ロータリークラブの決算について、決算書及び関係帳簿、通帳、証拠書類など関係する書類等を監査した結果、年度事業に基づいて適正に会計処理が執行されていたことを認めましたので報告します。

2024年9月5日

会計監査

大野 祐肇

立会人代表

橋本 政行

姉妹クラブ

- I 姉 妹 社：台中港北區扶輪社（台湾）
住所：台中解清水鎮清水街號
TEL：(04) 26226177 FAX：(04) 26236091
- II 姉妹クラブ締結日：1992年4月11日（平成4年）
中華民國：81年4月11日
- III 創 立 日：越谷東ロータリークラブ 1987年5月18日（昭和62年）
台中港北區扶輪社 1986年3月18日（民國75年）
- IV R. I. 承認日：越谷東ロータリークラブ 1987年6月2日
台中港北區扶輪社 1986年5月9日
- V 認証状伝達式日：越谷東ロータリークラブ 1987年6月26日
台中港北區扶輪社 1986年6月24日
- VI R. I. 地区：越谷東ロータリークラブ 第2770地区
台中港北區扶輪社 第3460地区

2002(平成14年)年4月16日

越谷東ロータリー・クラブ&台中港北區扶輪社 姉妹クラブのあり方・調印式について

議事録

- 1) 2002年5月18日は、従来通りの調印式を行うが、鈴木裕万・林澤昌次年度会長のみが署名捺印する。この調印にてどちらかが、姉妹クラブ解消の提案が出されるまで永久のものとする。
解消を希望する場合には1年前に書面を持って連絡し相互確認する事とする。
- 2) 周年時のプレゼント交換を下記内容に統一する。
 - ① クラブ⇔クラブ
 - ② 会長⇔会長
 - ③ 幹事⇔幹事
 - ④ 国際奉仕委員長⇔国際奉仕委員長
 - ⑤ 会長エレクト⇔会長エレクト
- 3) 周年記念の場合にはお互いに多くのメンバーが相互に訪問し合うが通常時期は少人数にての交流を望む
- 4) 訪問時には1人100ドル(¥10,000)をお世話になりますと言う意味でクラブに支払
- 5) プレゼント交換は上記記載内容のクラブ間同士でのみ行い個人レベルでは行なわない
- 6) 新年度前の5月頃までには事業計画をたて双方のクラブで何が出来るかを連絡し合う

文責：2001～02年度 幹事：原 美光

越谷東 RC 歴代会長・幹事名簿

年 度	クラブテーマ 会長・幹事	会員数
1986～1987	「親睦から奉仕へ」 中島又四郎・大沢昌太郎	42名
1987～1988	「親睦から奉仕へ」 中島又四郎・大沢昌太郎	42名
1988～1989	「ロータリーを信じ、奉仕に邁進」 中村 昇・河野 雅昭	49名
1989～1990	「明るく楽しいロータリー」 成島 三郎・小坂 信義	50名
1990～1991	「原点に帰り、ロータリーを見なおそう」 河野 雅昭・石井 久雄	49名
1991～1992	「さらなる飛躍へあなたの心を」 大沢昌太郎・七星 正	47名
1992～1993	「私はロータリアンです」 小坂 信義・高 旺永	47名
1993～1994	「皆さんの力を」生きがい・ふれあい・学びあい」 飯田弥寿嗣・会田 要市	52名
1994～1995	「共に一歩前進」 前田 信男・青木 伸翁	49名
1995～1996	「ロータリーの感動」 吉井 金次・村上 正春	49名
1996～1997	「皆がリーダー、エンジョイロータリー」 江原幸之助・平野 武志	48名
1997～1998	「相手の立場に立って励もう善意と思いやり」 篠崎 博・小暮 進勇	47名
1998～1999	「21世紀に向けての“夢を”ロータリーから」 平野 武志・鈴木 裕万	47名
1999～2000	「つなげる和、広げよう輪」 中村 貢平・守屋トミー	44名
2000～2001	「共に喜び、感動ある活動を…」 片桐 操・阿部 朋博	41名
2001～2002	「明るく楽しく元気よく」大きく考え地域で活動 One volunteer everyday (一日一奉仕) 青木 伸翁・原 美光	43名
2002～2003	「地域社会と共に」 鈴木 裕万・北林 伸一	44名
2003～2004	「進んで参加しよう」Let's take part 小暮 進勇・平林 照雅	47名
2004～2005	「地域社会と・慈愛の心で・祝おう」 島根 常二・栗田 晴巳	48名
2005～2006	「皆が健康“魅力あるクラブを”」 北林 伸一・森田 勇司	48名
2006～2007	「向上心を忘れないステップの一年にしよう」 原 美光・大内 一幸	47名
2007～2008	「結びあった心と手を未来に」 野口佐智代・株竹 眞次	49名

年 度	クラブテーマ 会長・幹事	会員数
2008～2009	「社会への貢献こそ、繁栄あり」 平林 照雅・会田 皓章	48名
2009～2010	「結び合おう 心の絆を」 秋山 坦・鈴木 朝夫	47名
2010～2011	「交わろう、輪を広げよう」 株竹 眞次・大野 祐肇	48名
2011～2012	「発展は苦労と愛・一丸となって」 阿部 朋博・大原 尊典	51名
2012～2013	「入りて友愛、出でて奉仕」 栗田 晴巳・浜野 隆浩	51名
2013～2014	「一歩踏み出そう勇気を持って!ともに実践しようロータリー!」 会田 皓章・五十嵐久幸	51名
2014～2015	「感謝の気持ちで、気遣う心の種を蒔こう」 守屋トミー・岡崎 愛子	51名
2015～2016	「ロータリーの理念を学び、みんなで実践してみよう!」 大内 一幸・加藤 盛也	48名
2016～2017	「感謝しあって、心を一つに」 大野 祐肇・小林 賢弘	48名
2017～2018	「明るく、楽しく、前向きに」 岡崎 愛子・山崎 勝己	47名
2018～2019	「出会いと感動」 浜野 隆浩・佐久間 誠	45名
2019～2020	「仲間を大切に、共に向上」絆 山崎 勝己・宮下 智之	52名
2020～2021	「皆で参画、皆で分かち感動」 五十嵐久幸・田中 基章	52名
2021～2022	「みんなで躍動、更なる発展」 加藤 盛也・隅田 諭司	52名
2022～2023	「感謝と恩返しの輪を広げよう」 小林 賢弘・北林 隆一	55名
2023～2024	「挑戦・未来は今始まる」 佐久間 誠・橋本 政行	54名
2024～2025	「共に前進～未来に向かって」 北林 隆一・畔上 順平	66名
2025～2026	「ロータリアンとしての矜持をもって機会の扉を開こう!」 隅田 諭司・石渡 毅	75名

ロータリー・リーダーシップ研究会

The Rotary Leadership Institute (RLI)

RLIについて

RLIはロータリークラブの潜在的なリーダーのためのリーダーシップ開発プログラムを実施する多地区の「草の根連合組織」です。

RLIは1992年に設立され、今や世界のすべての大陸に支部を置く全世界的な組織となりました。RLIは国際ロータリー(RI)の正式なプログラムではありませんが、多くの元RI会長や現、元、次期RI理事より大きな支援を得ています。

RI理事会はRLIおよび同様の地区プログラムを推奨する決議案を採択しました。また、規定審議会では2013年に開催された規定審議会を含め、3度RIRLIプログラムを賛成多数で可決し、RI理事会に推奨しています。

RLIのプログラムや歴史については、ウェブサイトwww.rotaryleadershipinstitute.orgをご参照ください。

RLI 推奨カリキュラム

RLIはすべての支部にカリキュラムを推奨し、その全概要を提供しています。カリキュラムは絶えず改定され、年々アップグレードされています。

RLIの拡大成長に伴って、指導者を養成させるための十分な機会が各ゾーンに与えられ、大きな改定は3年ごとに実施されます。またそれぞれのゾーンに必要な翻訳も提供されます。

RIやロータリー財団の重要な変更はすべて、毎年すべての支部に提供されます。すべてのカリキュラム資料や翻訳はRLI資料ウェブサイトwww.rlifile.com上で、全会員に開示され、利用できるようになっています。

越谷東RC RLI 卒業者一覧

浜野隆浩	2014年9月	杉下智	2024年1月
加藤盛也	2016年12月	高橋功	2025年2月
大野祐肇	2016年12月	シャジンバットウスコバヤ	2025年2月
山崎勝己	2017年10月		
佐久間誠	2018年11月		
小林賢弘	2021年11月		
北林隆一	2021年11月		
橋本政行	2023年2月		
粟屋裕二	2024年1月		
石渡毅	2024年1月		

職業分類表

1. 職業分類の充填

2025年7月1日現在

職業分類開放数	231 分類	候補者に応じて、適宜開放する
会 員 数	75 名	2025. 7. 1 現在
正 会 員	75 名	定款第 8 条第 3 節に該当する会員
名 誉 会 員	0 名	定款第 8 条第 6 節に該当する会員
充 填 率	32.4%	$(75/231) \times 100 = 32.4\%$

2. 正会員充填・未充填職業分類表

区分・番号	職業分類	氏名	事業所
1 製造業			
1-1 食料品製造業			
1-1-1	肉製品・乳製品製造業		
1-1-2	水産食料品製造業		
1-1-3	農産保存食料品製造業		
1-1-4	パン・菓子製造業		
1-1-5	酒類製造業		
1-1-6	飲料製造業		
1-1-7	その他食料品製造業		
1-2 繊維工業			
1-2-1	製糸業		
1-2-2	紡績業		
1-2-3	織物業		
1-2-4	染色整理業		
1-2-5	その他の繊維工業		
1-3 繊維製品製造業			
1-3-1	外衣下着製造業		
1-3-2	その他の繊維製品製造業		
1-4 木材・木製品製造業			
1-4-1	製材業		
1-4-2	合板製造業		
1-4-3	その他の木材・木製品製造業		

区分・番号	職業分類	氏名	事業所
1-5 家具・装飾品製造業			
1-5-1	木製家具製造業		
1-5-2	金属製家具製造業		
1-5-3	その他の家具・装飾品製造業		
1-6 パルプ・紙・紙加工品製造業			
1-6-1	パルプ・紙製造業		
1-6-2	その他のパルプ・紙・紙加工品製造業		
1-7 印刷・製本業			
1-7-1	印刷業		
1-7-2	製本業		
1-7-3	その他の印刷・製本業		
1-8 化学工業			
1-8-1	無機・有機化学工業製品製造業		
1-8-2	化学繊維製造業		
1-8-3	医薬品製造業		
1-8-4	石油製品・石炭製品製造業		
1-8-5	プラスチック製品製造業		
1-8-6	ゴム製品製造業		
1-8-7	皮革・同製品製造業	鈴木二之将	(株) Arthur(ZELE-PARIS)
1-8-8	塗料製造業	北林 隆一	フタバペイント(株)
1-8-9	化学肥料製造業		
1-8-10	その他の化学工業		
1-9 窯業土石製品製造業			
1-9-1	セメント・同製品製造業	藤田 武郎	藤田建材工業(株)
1-9-2	ガラス・同製品製造業		
1-9-3	陶磁器・同関連製品製造業		
1-9-4	耐火物製造業		
1-9-5	その他の窯業		
1-9-6	その他の土石製品製造業		
1-10 鉄鋼業			
1-10-1	製鉄・製鋼・圧延業		
1-10-2	鋳物業		
1-10-3	その他の鉄鋼業		

区分・番号	職業分類	氏名	事業所
1-11 非鉄金属製造業			
1-11-1	非鉄金属精錬・圧延業		
1-11-2	非鉄金属鋳物業		
1-11-3	その他の非鉄金属製造業		
1-12 金属製品製造業			
1-12-1	洋食器・刃物製造業		
1-12-2	ねじ等製造業		
1-12-3	金属プレス製品製造業		
1-12-4	めっき業		
1-12-5	その他の金属製品製造業		
1-13 一般機械器具製造業			
1-13-1	機械器具製造業		
1-13-2	計量器・測定器製造業		
1-13-3	光学機械・レンズ製造業		
1-13-4	時計・同部品製造業		
1-13-5	その他の精密機械器具製造業		
1-14 電気機械器具製造業			
1-14-1	重電機製造業		
1-14-2	軽電機製造業		
1-14-3	電子機器用・通信機器用部分品製造業	平野 武志	(株)マルニックス
1-14-4	その他の電気機械器具製造業	山上 博道	(有)サンアイ
1-15 輸送用機械等製造業			
1-15-1	造船業		
1-15-2	自動車・同付属品製造業		
1-15-3	鉄道車両・同部分品製造業		
1-15-4	その他の輸送用機械等製造業		
1-16 電気・ガス・水道業			
1-16-1	電気業		
1-16-2	ガス業		
1-16-3	水道業		
1-17 その他の製造業			
1-17-1	自動車整備業	五十嵐久幸	(株)カーズシンエイ

区分・番号		職業分類	氏名	事業所
	1-17-2	機械修理業		
	1-17-3	クリーニング業		
	1-17-4	たばこ製造業		
	1-17-5	看板製造業		
2 鉱業				
2-1 石炭鉱業				
	2-1-1	一般石炭鉱業		
	2-1-2	その他の石炭鉱業		
2-2 土石採取業				
	2-2-1	採石業		
	2-2-2	砂利採取業		
	2-2-3	その他の土石採取業		
2-3 その他の鉱業				
	2-3-1	金属鉱業		
	2-3-2	石油等鉱業		
3 建設業				
3-1 土木工事業				
	3-1-1	土木一式工事業	佐久間 誠	(株)さいたま資材
			村木 龍男	(株)村木建設
			青木 康広	(株)沖田土木
	3-1-2	とび・土工工事業	榎本 裕希	(株)希匠
			井上 定暢	(有)井定工務店
	3-1-3	鋼構造物工事業		
	3-1-4	舗装工事業		
	3-1-5	しゅんせつ工事業		
	3-1-6	造園工事業		
	3-1-7	さく井工事業		
	3-1-8	解体工事業	橋本 政行	(株)ピース
3-2 建築工事業				
	3-2-1	建築一式工事業	高橋 功	高元都市開発(株)
			森 啓泰	(株)ロイド
	3-2-2	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	菅原 浩樹	(株)エスグラント

区分・番号	職業分類	氏名	事業所	
	3-2-3	木造家屋建築工事業	畔上 順平 (株)けやき建築設計・櫛組	
	3-2-4	建築設備工事業	田中 基章 (株)テクニカルメンテナンス	
	3-2-5	電気工事業	竹内 達也 (株)電翔	
	3-2-6	管工事業	飯山 勝司	飯山建鉄(株)
			中村 猛	(株)新興設備
			早山 充彦	(有)早山設備
	3-2-7	電気通信工事業		
	3-2-8	機械器具設置工事業		
	3-3 建設関連業			
	3-3-1	測量業	梶原 直樹	(株)トータルサーチ
3-3-2	建設コンサルタント業			
3-3-3	地質調査業			
4 運輸交通業				
4-1 鉄道・軌道・水運・航空業				
4-1-1	鉄道・軌道業			
4-1-2	水運業			
4-1-3	航空業			
4-2 道路旅客運送業				
4-2-1	タクシー・ハイヤー業	会田 皓章	大都交通(株)	
4-2-2	バス業			
4-2-3	その他の道路旅客運送業			
4-3 道路貨物運送業				
4-3-1	一般貨物自動車運送業	栗屋 裕二	協和興運(株)	
		大野 祐肇	(株)曙運輸	
		永島つる子	(株)共同	
		阿部 陽	Global Eight(合)	
4-3-2	特定貨物自動車運送業			
4-3-3	貨物軽自動車運送業			
4-3-4	その他の道路貨物運送業			
4-4 その他の運輸交通業				
4-4-1	運輸施設提供業			

区分・番号	職業分類	氏名	事業所
5 貨物取扱業			
5-1 陸上貨物取扱業			
5-1-1	陸上貨物取扱業		
5-2 港湾運送業			
5-2-1	一般港湾運送業		
5-2-2	港湾荷役業		
6 農林業			
6-1 農業			
6-1-1	農業		
6-2 林業			
6-2-1	木材伐出業		
6-2-2	その他の林業		
7 畜産・水産業			
7-1 畜産業			
7-1-1	畜産業		
7-2 水産業			
7-2-1	漁業		
8 商業			
8-1 卸売業			
8-1-1	各種商品卸売業	方 焯輝	F&G(株)
		深江麻衣子	(株)ユニオン楽器
8-1-2	建築材料卸売業	青木 伸翁	(株)アオキ
8-1-4	自動車卸売業	星野 敦鋭	(株)トップオート
8-2 小売業			
8-2-1	各種総合小売		
8-2-2	コンビニエンスストア		
8-2-3	自動車・自動車用品小売	青柳 聡	(株)イノベイティブ販売
8-2-4	二輪自動車小売	原 美光	(株)原サイクル
8-2-5	燃料小売		
8-2-6	宅配販売・通信販売・無店舗販売		
8-2-7	衣服・靴・身の回り品小売		

区分・番号	職業分類	氏名	事業所
8-2-8	飲食料品関係小売		
8-2-9	家庭電器機械器具小売		
8-2-10	生花小売	株竹 眞次	(有)株竹商事
8-2-11	水産品小売	千葉 宏之	(株)明昇
8-2-12	時計・メガネ・光学機器小売		
8-2-13	調剤薬局	富澤 春男	ふれあい薬局
8-2-14	衣料品・化粧品小売		
8-2-15	家具・インテリア小売		
8-3 理美容業			
8-3-1	理容業		
8-3-2	美容業		
8-4 その他の商業			
8-4-1	倉庫業		
8-4-2	出版業		
8-4-3	不動産賃貸業	鈴木 朝夫	(株)鈴鳳企業
8-4-4	不動産管理業	秋山 坦	秋山産業
		小暮 進勇	越谷ゴム工業(株)
		大宮 英喜	大和リビング(株)北関東支店
		荒木 嗣則	オーパスワン(株)
8-4-5	新聞業	出口 昇	デグチ両洋メディア(株)
8-4-6	葬儀業		
8-4-7	物品賃貸業		
8-4-8	物品預り業		
9 金融・保険業			
9-1 金融業			
9-1-1	銀行業	蓮見 良平	(株)武蔵野銀行 越谷支店
9-1-2	証券業・商品取引業		
9-1-3	協同組織金融業		
9-1-4	貸金業		
9-1-5	質屋		
9-1-6	クレジットカード業・割賦金融業		
9-2 保険業			
9-1-1	生命保険業	吉井 淳平	住友生命保険相互会社 越谷支社

区分・番号		職業分類	氏名	事業所
	9-1-1	生命保険業	五十嵐康則	ソニー生命保険(株)
	9-1-2	損害保険業		
	9-1-3	保険代理業	浜野 隆浩	(株)ハマノ
			小林 賢弘	(株)ステアゲート
			齋藤 充	(株)ReaL
	9-1-4	投資運用業		
	9-1-5	信用保証機関		
10 サービス業				
10-1 広告・あっせん業				
	10-1-1	旅行業	阿部 朋博	A-System
	10-1-2	不動産取引業	加藤 盛也	(株)プロシード
	10-1-3	広告業		
	10-1-4	職業紹介業		
	10-1-5	洗濯物取次業		
	10-1-6	派遣業		
10-2 専門・技術サービス業				
	10-2-1	弁護士	隅田 諭司	弁護士法人 ポリス税務法律事務所
			宮下 智之	埼玉法律事務所
	10-2-2	司法書士	中村 吉宏	司法書士法人 中村合同事務所
	10-2-3	弁理士		
	10-2-4	法律事務		
	10-2-5	税理士	大沢昌太郎	税理士法人 大沢会計事務所
	10-2-6	公認会計士		
	10-2-7	社会保険労務士		
	10-2-8	行政書士		
	10-2-9	土地家屋調査士	立澤 貴明	土地家屋調査士・行政書士 立澤貴明総合事務所
	10-2-10	一級建築士		
	10-2-11	経営コンサルタント業	石渡 毅	ペイ・フォワード(株)
	10-2-12	警備業	新木田 亨	セプラ(株)
	10-2-13	情報処理サービス業	鈴木 一朗	(株)スイッチ
			田崎 尚樹	(株)伝助
	10-2-14	防犯システム業		

区分・番号	職業分類	氏名	事業所
11 映画・演劇業			
11-1 映画・音楽・演劇業			
11-1-1	映画製作・配給業		
11-1-2	映画館		
11-1-3	演劇団		
11-1-4	興行場		
11-1-5	俳優		
11-1-6	舞踏家		
11-1-7	音楽家	栗田 晴巳	越谷市邦楽協会
11-1-8	演出家		
11-1-9	演芸家		
11-1-10	プロデューサー		
11-1-11	ライブハウス・スタジオ		
12 通信業			
12-1 通信業			
12-1-1	通信業	霜鳥 正隆	(株)NTT東日本-関信越 埼玉事業部 埼玉南支店
12-1-2	郵便業		
12-1-3	郵便局		
12-1-4	放送業		
12-1-5	プロバイダー		
13 教育・研究業			
13-1 教育・研究業			
13-1-1	自動車教習所		
13-1-2	ソフトウェア業		
13-1-3	フィットネスクラブ		
13-1-4	学校教育		
13-1-5	幼稚園		
13-1-6	保育園		
13-1-7	学習塾	守屋トミー	(有)アイデア
13-1-8	学術・文化団体		
13-1-9	市場調査・世論調査・社会調査業		
13-2 宗教			
13-2-1	神道	小林 充	香取神社

区分・番号	職業分類	氏名	事業所
13-2-2	仏教	仁多見英一	宗教法人 東漸院
13-2-3	キリスト教		
13-2-4	その他の宗教		
14 保健衛生業			
14-1 医療保健業			
14-1-1	病院	清村 忠雄	南越谷病院
14-1-2	一般診療所		
14-1-3	歯科診療所		
14-1-4	助産・看護業		
14-1-5	療術業		
14-2 社会福祉施設			
14-2-1	児童福祉事業		
14-2-2	老人福祉・介護事業	関根 守	(株)objective
		井橋 興蔵	社会福祉法人 大吉会
14-2-3	障害者福祉事業		
14-3 その他の保健衛生業			
14-3-1	浴場業		
14-3-2	リラクゼーション業		
15 接客娯楽業			
15-1 ホテル・旅館業			
15-1-1	ホテル・旅館業		
15-2 飲食店			
15-2-1	一般飲食店	平林 照雅	(有)橋本家本店
15-2-2	その他の飲食店	宮本 正行	ジュエル
		シジバットウスコバ	Coyote
		麻生 理恵	ベル・エトワール(株)
15-3 その他の接客娯楽業			
15-3-1	ゴルフ場		
15-3-2	遊園地		
15-3-3	結婚式場		
15-3-4	遊戯場		
15-3-5	スポーツクラブ	浅井 英明	(株)HITH

区分・番号	職業分類	氏名	事業所
16 清掃・と畜業			
16-1 清掃・と畜業			
16-1-1	ビルメンテナンス業	田邊 麻衣	(株)ベストパートナー
16-1-2	産業廃棄物処理業		
16-1-3	一般廃棄物処理業		
16-1-4	火葬業		
16-1-5	と畜業		
16-1-6	産業廃棄物中間処理業	川上 邦雄	(株)オオマツ資材
16-1-7	産業廃棄物運搬業	加藤 裕樹	歩栄興業

年度別会員所属委員会一覧表

◎：委員長

氏名	大沢 昌太郎	青木 伸翁	小暮 進勇	清村 忠雄	平野 武志	守屋 トミー
入会年月日	1979. 4. 3	1987. 5. 18	1987. 5. 18	1987. 5. 18	1987. 5. 18	1987. 5. 18
創立年度 創立時～1987.6	幹事	親睦 会	親睦 会	会報 奉	S A A 会 報	国親 奉睦
1年度 1987.7～1988.6	幹事	親睦 会	親睦 会	会報 奉	S A A 会 報	国親 奉睦
2年度 1988.7～1989.6	会報	◎親睦	◎プログラム	◎財米 団山	プログラム	国親 奉睦
3年度 1989.7～1990.6	◎社奉	会地 区特	S A A	親地 区特	国地 区特	◎国親 奉睦
4年度 1990.7～1991.6	会長エレクト ◎クラブ奉仕	◎国親	◎S A A	会報	財米 団山	S A A
5年度 1991.7～1992.6	会長	会姉 妹ク	国親	親睦	出雑 席誌	出国 席奉
6年度 1992.7～1993.6	情報	職奉	◎増強 プログラム	分類	◎米山・財 国 奉	◎プログラム
7年度 1993.7～1994.6	◎情報	副幹 出席・増	◎親睦	◎財米 団山	◎国親 奉睦	職米 奉山
8年度 1994.7～1995.6	◎S A A	幹事	◎会地 報域	◎増強	◎環協 境同	◎雑環 誌境
9年度 1995.7～1996.6	◎増強	会分 報類	◎青少年 人間地	親睦 陸奉	副幹 プログラム	国会 奉報
10年度 1996.7～1997.6	監査 十周年実 (カウンセラー)	◎分親	副幹 親睦	青少年 人間	幹事	◎職親 奉睦
11年度 1997.7～1998.6	S A A 親睦 (カウンセラー)	◎社職	幹事	雑誌	会長エレクト ◎クラブ奉仕I 分	◎米財 山 団
12年度 1998.7～1999.6	◎米財 山 団	◎プログラム 職分	◎職分	増社 強奉	会長	◎会報
13年度 1999.7～2000.6	◎会親 計睦	◎財団・米 増 山 強	増国 強奉	新世代・人 間睦	直前会 長報	幹事
14年度 2000.7～2001.6	副会長 ◎クラブ奉仕II	会長エレクト ◎クラブ奉仕I	◎職分 親睦・増	新世 代睦	◎親睦・情 報15周年準備	◎マルチ メディア 分
15年度 2001.7～2002.6	◎会場	会長	◎親睦 クラブ奉仕I	雑誌	◎情報 15周年実 行クラブ奉仕II	◎職分 プログラム クラブ奉仕II
16年度 2002.7～2003.6	◎親睦	直前会 長報	会長エレクト ◎クラブ奉仕I	親睦	副会長 ◎クラブ奉仕II	職分
17年度 2003.7～2004.6	◎監査 プログラム	◎友情 愛報	会長	雑誌	◎プログラム	◎社奉 情報管理(IT)
18年度 2004.7～2005.6	◎会計	◎情社 報奉	直前会 長報	職国 奉奉	◎財団・米 山 奉	◎国親 情報管理(IT)
19年度 2005.7～2006.6	◎国親	◎雑社 誌奉	◎財団・米 山 報	雑誌	◎職親 奉睦	◎米山・財 団 会報・国 奉
20年度 2006.7～2007.6	◎監査	副会 情報管理(IT) 交流・20周年	◎情報 ◎国親 ◎20周年	◎米山・財 会 場 運 営	◎S A A 20 周 年	◎親睦 交 流
21年度 2007.7～2008.6	◎交 増 流 強	◎広学 報友	◎職會 場 運 営	増学 強友	◎会員 組 織 奉	◎学會 場 運 営
22年度 2008.7～2009.6	◎S A A プログラム	◎プログラム 未 来 ・ 社 奉	副会 長 運 営	◎会 米 計 山	◎職未 奉 来	出国 席奉
23年度 2009.7～2010.6	◎広 国 報 奉	◎会員 組 織 奉	◎国親 睦 友 愛	プログラム 奉	◎会計 広 報 IT ・ 米 山	会 場 運 営 奉
24年度 2010.7～2011.6	◎会員 組 織 奉	◎会学 計 友	◎広 国 報 奉	親睦 友 愛 団	◎会報 I T 交 流	◎学會 報 I T
25年度 2011.7～2012.6	プログラム 国 奉	◎研 修 部 門 イ ン タ ー	S A A 会報IT・国 奉	選考・職 分 奉	会報 I T 奉	◎プログラム イ ン タ ー
26年度 2012.7～2013.6	会員 増 強 山	◎職情 奉 報	◎会員 増 強 奉	親社 睦 奉	親睦 陸 奉	未 来 国 奉
27年度 2013.7～2014.6	◎研 修 部 門 奉	◎会員 増 強 奉	未 来 国 奉	会報 I T 奉	会計・会 員 増 強 奉	会長エ レクト ◎奉仕部 門・未 来
28年度 2014.7～2015.6	会報 I T 奉	情報・出 席 奉	◎会員 増 強 奉	職 奉	プログラム 未 職	会 長

氏名	大沢 昌太郎	青木 伸翁	小暮 進勇	清村 忠雄	平野 武志	守屋 トミー
29年度 2015.7~2016.6	監査 国際	◎研修部門 情報・職奉	プログラム 職奉・S A A	親睦 財団	S A A・出席 職奉	直前会長 情報・社奉
30年度 2016.7~2017.6	S A A 親睦・職奉	◎未 社	◎国 会員増強	未 来山	監査 未来・国奉	情報 国報奉
31年度 2017.7~2018.6	親睦 職奉	◎財 会報 I T	会 未来・国奉	未 国	◎米 会員増強	副会長 ◎研修部門・◎情報職奉
32年度 2018.7~2019.6	未 財	◎米 会	会 職	未 職	◎財 会員増強	会 場奉
33年度 2019.7~2020.6	◎米 プログラム	◎公 社	◎会員増強部門 国奉	未 米	S A A 国奉	親睦 国奉
34年度 2020.7~2021.6	親睦 国奉	◎財 未	◎S A A 職奉	プログラム 財団	S A A 米山	会 場奉
35年度 2021.7~2022.6	未 国	会 公	◎職 未	未 財	S A A 国奉	公財 共団
36年度 2022.7~2023.6	未 国	未 職	会 青少	プログラム 青少年	未 職	会 米
37年度 2023.7~2024.6	未 社	◎プログラム 社	◎財 勸	会 社	勸 米	未 財
38年度 2024.7~2025.6	プログラム 社	S A A 米山	◎S A A ◎奨学学友	プログラム 国奉	出 財	プログラム 奨学学友
39年度 2025.7~2026.6	未 財	◎会員増強 職奉	◎勸 奨学学友	プログラム 米山	S A A ローターアクト	プログラム ◎財

氏名	阿部朋博	原美光	平林照雅	株竹眞次	栗田晴巳	会田皓章
入会年月日	1990. 7. 1	1992. 10. 22	1992. 12. 3	1993. 5. 13	1993. 5. 27	1999. 1. 28
創立年度 創立時～1987.6						
1年度 1987.7～1988.6						
2年度 1988.7～1989.6						
3年度 1989.7～1990.6						
4年度 1990.7～1991.6	S A A					
5年度 1991.7～1992.6	プログラム 社 奉					
6年度 1992.7～1993.6	◎雑誌 会 報	親 睦	親 睦	親 睦	親 睦	
7年度 1993.7～1994.6	親国 睦奉	親国 睦奉	親 S A 睦 A	親 睦	親 睦	
8年度 1994.7～1995.6	S A A 青少年人間	◎出 席 会 報	◎協 同 環 境	親協 睦同	親会 睦報	
9年度 1995.7～1996.6	◎国 奉 親 睦	S A A 青少年人間	◎親 睦	◎財 団 米 山	親 S A A・地 域	
10年度 1996.7～1997.6	親 睦	◎国 奉	◎米 山 プログラム	◎社 奉 国 奉	会 報	
11年度 1997.7～1998.6	◎職 奉 出 席	会 場 運 営 社 奉	会 国 報 奉	会 場 運 営	職 奉	
12年度 1998.7～1999.6	国 奉	親 睦 職 奉	親 睦 ◎職 奉	◎親 睦	出 環 境 席	環 境 保 全 睦
13年度 1999.7～2000.6	副 幹 事 国 奉	環 境 報 会 奉	◎国 奉 出 席	国 会 場 運 営	親 会 場 運 営	会 場 運 営 睦
14年度 2000.7～2001.6	幹 事	副 幹 事 職 奉	◎社 奉	マルチメディア	増 強 報	◎会 報 増 強
15年度 2001.7～2002.6	職 分 国 奉	幹 事	◎増 強・社 奉 クラブ 奉 仕 I	親 睦	◎国 奉	◎社 奉
16年度 2002.7～2003.6	◎職 分 国 奉	◎増 強 職 分・職 奉	副 幹 事 増 強・社 奉	社 奉	◎会 報	職 社 奉 奉
17年度 2003.7～2004.6	◎選 考・職 分 情報管理(IT)	選 考・職 分 友 愛	幹 事	職 奉	副 幹 事	◎国 奉 社 奉
18年度 2004.7～2005.6	◎情報管理(IT)	◎選 考・職 分 会 場・会 報	選 考・職 分 社 奉・プログラム	友 愛	幹 事	◎友 愛 増 強・社 奉
19年度 2005.7～2006.6	◎親 睦 職 奉	会 長 エレクト ◎クラブ 奉 仕 I 選 考・職 分	◎選 考・職 分 国 奉・社 奉	社 奉	選 考・分 類	情報管理(IT) 社 奉
20年度 2006.7～2007.6	◎プログラム 学 友	会 長	◎選 考・職 分 増 強・社 奉	副 幹 事	◎職 奉 選 考・職 分	◎会 場 運 営 社 奉
21年度 2007.7～2008.6	◎会 報 国 奉	直 前 会 長 情 報	会 長 エレクト ◎奉 仕 プロ	幹 事	選 考・職 分 財 団	副 幹 事 親 睦 友 愛
22年度 2008.7～2009.6	増 強 職 奉	◎国 奉 情 報	会 長	◎イン ター 選 考・職 分・財 団	親 睦 友 愛 学 友	幹 事
23年度 2009.7～2010.6	◎国際 交 流 親 睦 友 愛	◎プログラム ◎情報・財 団	直 前 会 長 ◎イン ター・情報	会 長 エレクト ◎奉 仕 プロ・選 考・職 分	◎職 奉 会 員 増 強	選 考・職 分 国際 交 流・イン ター
24年度 2010.7～2011.6	会 長 エレクト ◎奉 仕 プロ・プログラム	会 報 I T 社 奉	◎情 報 イン ター	会 長 イン ター	◎社 奉 会 報 I T	◎選 考・職 分 社 奉
25年度 2011.7～2012.6	会 長	◎会 員 増 強 職 奉	◎2 5 周 年 情報・イン ター	直 前 会 長 ◎イン ター・情報	会 長 エレクト ◎奉 仕 部 門・未 来	会 員 増 強 国 奉
26年度 2012.7～2013.6	直 前 会 長 情 報	会 計・会 員 増 強 イン ター	◎研 修 部 門 イン ター	情 報・出 席 国 奉	会 長	会 長 エレクト ◎奉 仕 部 門・プログラム
27年度 2013.7～2014.6	情 国 報 奉	◎イン ター 親 睦	副 会 長 未 来・イン ター	◎プログラム ◎情報・社 奉	直 前 会 長 情 報	会 長
28年度 2014.7～2015.6	副 会 長 ◎情報・国 奉	親 睦 イン ター	S A A 親 睦・国 奉	親 睦 イン ター	情 国 報 奉	直 前 会 長 情 報・国 奉

氏名	阿部朋博	原美光	平林照雅	株竹眞次	栗田晴巳	会田皓章
29年度 2015.7~2016.6	◎未 国 来 奉	副 会 長 未 来・インター	会 員 増 強 社 会 奉	◎国 奉 親 睦	◎情 報 親 睦・インター	◎プログラム 情 報
30年度 2016.7~2017.6	プ ロ グ ラ ム 国 奉	◎会 報 I T イ ン タ ー	◎プ ロ グ ラ ム イ ン タ ー	副 会 長 ◎研 修 部 門・職 奉	親 睦 国 奉	◎情 報 社 会 奉
31年度 2017.7~2018.6	◎プ ロ グ ラ ム 社 奉	会 員 増 強 米 山	◎イ ン タ ー 未 来	◎社 奉 プ ロ グ ラ ム	会 場 米 山	◎親 睦 イ ン タ ー
32年度 2018.7~2019.6	◎未 来 国 奉	会 報 I T 社 奉	監 査・インター 会 員 増 強	◎S A A 親 睦・インター	副 会 長 ◎研 修 部 門・職 奉	◎会 員 増 強 国 奉
33年度 2019.7~2020.6	◎職 奉 親 睦	◎財 団 勸 誘	勸 青 少 誘 年 奉	監 査 場 会 奉	◎プ ロ グ ラ ム 米 山	未 来 社 奉
34年度 2020.7~2021.6	会 計 査 プ ロ グ ラ ム	監 米 査 山 奉	未 来 職 奉	◎公 共 社 奉	◎未 来 青 少 年	副 会 長 ◎ク ラ ブ 管 理 運 営
35年度 2021.7~2022.6	◎財 団 プ ロ グ ラ ム	◎S A A 社 奉	S A A 青 少 年	会 場 国 奉	未 来 社 奉	◎米 山 公 共
36年度 2022.7~2023.6	監 査 査 国 奉	会 青 少 場 年 奉	会 職 場 奉 奉	プ ロ グ ラ ム 職 奉	出 席 青 少 年	◎未 来 国 奉
37年度 2023.7~2024.6	親 睦 陸 米 山 奉	親 睦 陸 国 奉	会 場 奉 国 奉	◎未 来 国 奉	◎米 山 公 共	プ ロ グ ラ ム 青 少 年
38年度 2024.7~2025.6	親 睦 陸 国 奉	未 青 少 来 年 奉	親 睦 陸 職 奉	社 奉 山 米 奉	ス マ イ ル 国 奉	青 少 年 団 財 奉
39年度 2025.7~2026.6	親 睦 陸 奨 学 学 友	出 青 少 席 年 奉	未 国 際 交 流 奉	未 来 ロ ー タ ー ア ク ト	会 計 奉 職 奉	青 少 年・会 計 監 査 プ ロ グ ラ ム

氏名	鈴木朝夫	浜野隆浩	秋山坦	大野祐肇	高橋功	仁多見英一
入会年月日	2000. 9. 7	2002. 1. 10	2002. 8. 8	2006. 7. 1	2006. 7. 1	2008. 12. 11
創立年度 創立時～1987.6						
1年度 1987.7～1988.6						
2年度 1988.7～1989.6						
3年度 1989.7～1990.6						
4年度 1990.7～1991.6						
5年度 1991.7～1992.6						
6年度 1992.7～1993.6						
7年度 1993.7～1994.6						
8年度 1994.7～1995.6						
9年度 1995.7～1996.6						
10年度 1996.7～1997.6						
11年度 1997.7～1998.6						
12年度 1998.7～1999.6						
13年度 1999.7～2000.6						
14年度 2000.7～2001.6	親 睦					
15年度 2001.7～2002.6	会 場 報 運 営	親 睦				
16年度 2002.7～2003.6	親 睦 報 告	親 睦 奉 行	親 睦			
17年度 2003.7～2004.6	◎職 奉 行	◎情報管理(IT) 増 強	友 会 愛 報			
18年度 2004.7～2005.6	社 奉 増 強 出 席	会 場 報 告 情報管理(IT)	◎職 奉 行			
19年度 2005.7～2006.6	◎情報管理(IT) 会 場 報 告 運 営	◎増 強 プ ロ グ ラ ム	親 睦 奉 行			
20年度 2006.7～2007.6	◎増 強	◎会 報 親 睦	◎社 奉 行 20 周 年	親 睦	親 睦	
21年度 2007.7～2008.6	◎財 団 親 睦 友 愛	社 奉 出 席	◎広 報 I T 交 流	会 場 報 告 運 営 奉 行	プ ロ グ ラ ム 奉 行	
22年度 2008.7～2009.6	副 幹 事 親 睦 友 愛・イン ター	◎会 場 奉 行 社	会 長 エ レ ク ト ◎奉 仕 プ ロ	◎親 睦 友 愛 交 流	◎社 奉 行 会 場	親 睦 友 愛 奉 行 社
23年度 2009.7～2010.6	幹 事 イン ター	出 席 奉 行 社	会 長 イン ター	副 幹 事 ◎会 員 増 強・職 奉 行	プ ロ グ ラ ム 奉 行 職	親 睦 友 愛 奉 行 社 報 告
24年度 2010.7～2011.6	選 考・職 分 流 国 際 交 流	出 席 奉 行 社	直 前 会 長 報 告	幹 事 イン ター	◎国 際 交 流 親 睦 友 愛	親 睦 友 愛 奉 行 社
25年度 2011.7～2012.6	◎選 考・職 分 奉 行 社	副 幹 事 未 来・財 団	◎職 奉 報 告	選 考・職 分 奉 行	親 睦 友 愛 団 体 財	会 員 増 強 山
26年度 2012.7～2013.6	◎出 席 イン ター	幹 事	◎情 報 報 告 財	◎選 考 分 奉 行	◎財 団 親 睦	親 睦 陸 奉 行
27年度 2013.7～2014.6	会 報 I T イン ター	選 考 奉 行 社	会 報 I T 奉 行 職	会 員 増 強 財 団	親 睦 陸 奉 行 社	親 睦 陸 奉 行 職
28年度 2014.7～2015.6	プ ロ グ ラ ム 職 奉 行	◎選 考 奉 行 職	会 計 プ ロ グ ラ ム・職 奉 行	◎研 修 部 門 奉 行 社	親 睦 山	出 席 財 団

氏名	鈴木朝夫	浜野隆浩	秋山坦	大野祐肇	高橋功	仁多見英一
29年度 2015.7~2016.6	出職 席奉	◎選考・出席 国奉・会報IT	◎財 団 会 報 I T	会長エレクト ◎奉仕部門・親陸	◎インター 親 陸	親 陸 財 団
30年度 2016.7~2017.6	親職 陸奉	◎社 奉 プログラム	会 計・職 奉 プログラム	会 長	◎会 員 増 強 社 奉	親 陸 イ ン タ
31年度 2017.7~2018.6	親社 陸奉	会長エレクト ◎奉仕部門	S A A 親 陸・社 奉	直 前 会 長 情 報	◎未 来 国 奉	会 財 場 団
32年度 2018.7~2019.6	親社 陸奉	会 長	S A A プログラム・社奉	◎プログラム 情 報・社 奉	親 陸 国 奉	出 席 イ ン タ
33年度 2019.7~2020.6	未社 来奉	直 前 会 長 オリエンテーション	◎S A A 職 奉	◎オリエンテーシ 会 計	プ ロ グ ラ ム 社 奉	社 公 奉 共
34年度 2020.7~2021.6	会職 場奉	◎職 奉 オリエンテーション	未 来 米 山	◎会 員 増 強 青 少 年	会 場 職 奉	出 席 青 少 年
35年度 2021.7~2022.6	親米 陸山	◎オリエンテーシ ◎青 少 年	監 査 職 奉	◎国 奉 プ ロ グ ラ ム	出 席 米 山	出 席 社 奉
36年度 2022.7~2023.6	国財 奉団	未 来 米 山	◎出 席 プ ロ グ ラ ム	副 会 長・SAA ◎クラブ管理運営	未 来 青 少 年	公 共 国 奉
37年度 2023.7~2024.6	職 奉	副 会 長 ◎クラブ管理運営	親 陸 国 奉	◎職 奉 未 来	プ ロ グ ラ ム 職 奉	親 陸 青 少 年
38年度 2024.7~2025.6	親職 陸奉	◎勸 誘 青 少 年	監 査 出 席	会 計 プ ロ グ ラ ム	◎未 来 青 少 年	ス マ イ 青 少 年
39年度 2025.7~2026.6	親財 陸団	◎親 陸 職 奉	職 奉 財 団	◎S A A インターアクト	勸 誘 出 席	社 奉 ス マ イ

氏名	小林賢弘	五十嵐久幸	富澤春男	佐久間誠	宮下智之	加藤盛也
入会年月日	2010. 7. 1	2010. 7. 1	2011. 1. 13	2012. 3. 29	2012. 4. 5	2013. 9. 12
創立年度 創立時～1987.6						
1年度 1987.7～1988.6						
2年度 1988.7～1989.6						
3年度 1989.7～1990.6						
4年度 1990.7～1991.6						
5年度 1991.7～1992.6						
6年度 1992.7～1993.6						
7年度 1993.7～1994.6						
8年度 1994.7～1995.6						
9年度 1995.7～1996.6						
10年度 1996.7～1997.6						
11年度 1997.7～1998.6						
12年度 1998.7～1999.6						
13年度 1999.7～2000.6						
14年度 2000.7～2001.6						
15年度 2001.7～2002.6						
16年度 2002.7～2003.6						
17年度 2003.7～2004.6						
18年度 2004.7～2005.6						
19年度 2005.7～2006.6						
20年度 2006.7～2007.6						
21年度 2007.7～2008.6						
22年度 2008.7～2009.6						
23年度 2009.7～2010.6						
24年度 2010.7～2011.6	親陸友愛 社 奉	親陸友愛 社 奉	出社 席奉			
25年度 2011.7～2012.6	親 陸 職 奉	会 員 増 強 社 奉	出 職 席 奉	親 陸 職 奉	親 陸 職 奉	
26年度 2012.7～2013.6	◎米 山 会 報 I T	副 幹 事 ◎社奉・会報IT	会 社 報 I T 奉	親 陸 社 奉	親 陸 社 奉	
27年度 2013.7～2014.6	◎職 奉 親 陸	幹 事	親 陸 国 奉	出 社 席 奉	◎会 報 I T 国 奉	親 陸 社 奉
28年度 2014.7～2015.6	◎イ ン タ ー 未 来	選 考 イ ン タ ー	◎会 報 I T 社 奉	◎未 来 国 奉	◎職 奉 出 席	副 幹 事 ◎出 席・財 団

氏名	小林賢弘	五十嵐久幸	富澤春男	佐久間誠	宮下智之	加藤盛也
29年度 2015.7~2016.6	副幹事 親睦・国奉	選考・出席 社	親職 陸奉	◎社奉 親睦	◎親睦 国奉	幹事
30年度 2016.7~2017.6	幹事	◎インター 選考	親社 陸奉	会社報IT 社奉	◎出席 社奉	◎選考 社奉
31年度 2017.7~2018.6	選考 社奉	◎会員増強 職奉	会社報IT 職奉	副幹事 親睦・国奉	◎国奉 親睦	◎選考 職奉
32年度 2018.7~2019.6	◎親睦 選考・インター	◎国奉 親睦	会社報IT 職奉	幹事	副幹事 親睦・インター	◎社奉 選考
33年度 2019.7~2020.6	◎選考 社奉	会長エレクト ◎社外活動	未社 来奉	選考 職奉	幹事	◎親睦 国奉
34年度 2020.7~2021.6	◎国会 奉場	会長	出職 席奉	◎青少 年考	選親 考睦	会長エレクト ◎奉仕プロジェクト
35年度 2021.7~2022.6	会長エレクト ◎奉仕プロジェクト	直前会長 オリエンテーション	会青少 場年	◎親睦 国奉	◎選考 公共	会長
36年度 2022.7~2023.6	会長	◎プログラム オリエンテーション	出国 席奉	会長エレクト ◎奉仕プロジェクト	◎選考 国奉	直前会長・◎勧誘 オリエンテーション
37年度 2023.7~2024.6	直前会長 オリエンテーション	◎オリエンテーショ ン社奉	親国 陸奉	会長	国会 計奉	◎会員増強 オリエンテーション
38年度 2024.7~2025.6	副会長 ◎クラブ管理	◎会員増強 奨学学友	親国 陸奉	直前会長 オリエンテーション	◎社奉 未来	◎プログラム ◎オリエンテーション 国奉
39年度 2025.7~2026.6	◎オリエンテーショ ン国際交流	奨学学友 ◎ローターアクト	親青少 陸年	◎プログラム オリエンテーション	会長エレクト ◎奉仕プロ	副会長 ◎クラブ管理

氏名	宮本正行	隅田諭司	田中基章	畔上順平	北林隆一	鈴木二之将
入会年月日	2014. 4. 24	(1999. 9. 16) 2014. 9. 25	2015. 7. 23	2017. 1. 19	2017. 5. 11	2018. 8. 23
創立年度 創立時～1987.6						
1年度 1987.7～1988.6						
2年度 1988.7～1989.6						
3年度 1989.7～1990.6						
4年度 1990.7～1991.6						
5年度 1991.7～1992.6						
6年度 1992.7～1993.6						
7年度 1993.7～1994.6						
8年度 1994.7～1995.6						
9年度 1995.7～1996.6						
10年度 1996.7～1997.6						
11年度 1997.7～1998.6						
12年度 1998.7～1999.6						
13年度 1999.7～2000.6		親睦				
14年度 2000.7～2001.6		◎新世代・人間 社奉・親睦				
15年度 2001.7～2002.6		親睦 会報				
16年度 2002.7～2003.6		◎米山・財団 プログラム				
17年度 2003.7～2004.6		職奉 会報				
18年度 2004.7～2005.6		職奉				
19年度 2005.7～2006.6		社奉				
20年度 2006.7～2007.6						
21年度 2007.7～2008.6						
22年度 2008.7～2009.6						
23年度 2009.7～2010.6						
24年度 2010.7～2011.6						
25年度 2011.7～2012.6						
26年度 2012.7～2013.6						
27年度 2013.7～2014.6	親睦 社奉					
28年度 2014.7～2015.6	親睦 インター	会報 I T インター				

氏名	宮本正行	隅田諭司	田中基章	畔上順平	北林隆一	鈴木二之将
29年度 2015.7~2016.6	親陸 国奉	◎会報IT インター	親陸 社奉			
30年度 2016.7~2017.6	親陸 インタ一	出社 席奉	親陸 社奉	親陸 社奉	親陸 社奉	
31年度 2017.7~2018.6	◎会 社	◎職 親	親陸 社奉	親陸 社奉	プログラム 社奉	
32年度 2018.7~2019.6	親陸 職奉	◎イン タ一 出	会報IT 社奉	会 社	◎会 社	会報IT 社奉
33年度 2019.7~2020.6	親陸 社奉	◎社 未	副 幹 職	◎会 職	◎青 親	親陸 青少 年
34年度 2020.7~2021.6	親陸 職奉	副 社	幹 事	◎勸 社	◎社 公	勸 職
35年度 2021.7~2022.6	親陸 社奉	幹 事	選 青 少	◎社 プログラム	副 社	公 青 少
36年度 2022.7~2023.6	◎親 青 少	選 社	考 奉 考	◎青 社	幹 事	◎公 親 共 陸
37年度 2023.7~2024.6	◎公 親	S 選	A 考	◎選 青 少	副 出 席・社	会 長 エ レ ク ト ◎社 外 選
38年度 2024.7~2025.6	親陸 社奉	会 長 エ レ ク ト ◎社 外 選	◎国 未	幹 事	会 長	◎米 山 プ ロ グ ラ ム
39年度 2025.7~2026.6	親陸 職奉	会 長	S ◎国 A A 交 流	選 考 ロ タ ー ア ク ト	直 前 会 長 オ リ エン テ ー シ ョ ン	国 公 交 流 共

氏名	飯山勝司	青柳 聡	榎本裕希	村木龍男	中村 猛	橋本政行
入会年月日	2018. 10. 11	2018. 10. 25	2018. 10. 25	2018. 10. 25	2018. 12. 6	2019. 1. 31
創立年度 創立時～1987.6						
1年度 1987.7～1988.6						
2年度 1988.7～1989.6						
3年度 1989.7～1990.6						
4年度 1990.7～1991.6						
5年度 1991.7～1992.6						
6年度 1992.7～1993.6						
7年度 1993.7～1994.6						
8年度 1994.7～1995.6						
9年度 1995.7～1996.6						
10年度 1996.7～1997.6						
11年度 1997.7～1998.6						
12年度 1998.7～1999.6						
13年度 1999.7～2000.6						
14年度 2000.7～2001.6						
15年度 2001.7～2002.6						
16年度 2002.7～2003.6						
17年度 2003.7～2004.6						
18年度 2004.7～2005.6						
19年度 2005.7～2006.6						
20年度 2006.7～2007.6						
21年度 2007.7～2008.6						
22年度 2008.7～2009.6						
23年度 2009.7～2010.6						
24年度 2010.7～2011.6						
25年度 2011.7～2012.6						
26年度 2012.7～2013.6						
27年度 2013.7～2014.6						
28年度 2014.7～2015.6						

氏名	飯山勝司	青柳聡	榎本裕希	村木龍男	中村猛	橋本政行
29年度 2015.7~2016.6						
30年度 2016.7~2017.6						
31年度 2017.7~2018.6						
32年度 2018.7~2019.6	会報IT奉 社	親社 陸奉	親社 陸奉	親社 陸奉	出社 席奉	親社 陸奉
33年度 2019.7~2020.6	親職 陸奉	国会 場奉	会社 場奉	親青少 陸年	出公 席共	出職 席奉
34年度 2020.7~2021.6	公国 共奉	未青少 来年	公青少 共年	未青少 来年	◎親社 陸奉	親社 陸奉
35年度 2021.7~2022.6	会職 場奉	親社 陸奉	親職 陸奉	プログラム 青少 年	◎会員増強 親陸	◎会社 場奉
36年度 2022.7~2023.6	親青少 陸年	親国 陸奉	親社 陸奉	親社 陸奉	◎職出 奉席	副幹事 会場・職奉
37年度 2023.7~2024.6	◎社親 奉陸	親青少 陸年	出青少 席年	プログラム 青少 年	◎SAA 社奉	幹事
38年度 2024.7~2025.6	◎職勸 奉誘	親職 陸奉	◎スマイル 社奉	親国 陸奉	勸職 誘奉	会員選考 スマイル
39年度 2025.7~2026.6	勸国 誘奉	親社 陸奉	公青少 共年	プログラム 米山	親社 陸奉	◎選考 出席

氏名	梶原直樹	小林充	出口昇	石渡毅	栗屋裕二	永島つる子
入会年月日	2019. 7. 4	2020. 7. 2	2020. 8. 20	2020. 11. 26	2021. 11. 18	2021. 11. 18
創立年度 創立時～1987.6						
1年度 1987.7～1988.6						
2年度 1988.7～1989.6						
3年度 1989.7～1990.6						
4年度 1990.7～1991.6						
5年度 1991.7～1992.6						
6年度 1992.7～1993.6						
7年度 1993.7～1994.6						
8年度 1994.7～1995.6						
9年度 1995.7～1996.6						
10年度 1996.7～1997.6						
11年度 1997.7～1998.6						
12年度 1998.7～1999.6						
13年度 1999.7～2000.6						
14年度 2000.7～2001.6						
15年度 2001.7～2002.6						
16年度 2002.7～2003.6						
17年度 2003.7～2004.6						
18年度 2004.7～2005.6						
19年度 2005.7～2006.6						
20年度 2006.7～2007.6						
21年度 2007.7～2008.6						
22年度 2008.7～2009.6						
23年度 2009.7～2010.6						
24年度 2010.7～2011.6						
25年度 2011.7～2012.6						
26年度 2012.7～2013.6						
27年度 2013.7～2014.6						
28年度 2014.7～2015.6						

氏名	梶原直樹	小林充	出口昇	石渡毅	栗屋裕二	永島つる子
29年度 2015.7~2016.6						
30年度 2016.7~2017.6						
31年度 2017.7~2018.6						
32年度 2018.7~2019.6						
33年度 2019.7~2020.6	親職 陸奉					
34年度 2020.7~2021.6	出国 席奉	親社 陸奉	親社 陸奉	親社 陸奉		
35年度 2021.7~2022.6	親青少 陸年	会青少 場年	勸職 誘奉	勸社 誘奉	親社 陸奉	親社 陸奉
36年度 2022.7~2023.6	親社 陸奉	勸社 誘奉	勸社 誘奉	親社 陸奉	出社 席奉	会社 場奉
37年度 2023.7~2024.6	会社 場奉	◎勸社 誘奉	勸親 誘陸	◎親青少 陸年	◎国親 奉陸	出職 席奉
38年度 2024.7~2025.6	未国 来奉	出青少 席年	親青少 陸年	副幹事 陸年	◎親職 陸奉	公会 共場
39年度 2025.7~2026.6	親職 陸奉	社公 奉共	親国 陸奉	幹事	副幹事 ◎インターアクト	出職 席奉

氏名	鈴木 一 朗	竹 内 達 也	千 葉 宏 之	浅 井 英 明	井 橋 興 蔵	藤 田 武 郎
入会年月日	2021. 12. 2	2022. 2. 3	(2003. 7. 10) 2022. 8. 4	2023. 8. 3	2023. 8. 3	2023. 8. 3
創立年度 創立時～1987.6						
1年度 1987.7～1988.6						
2年度 1988.7～1989.6						
3年度 1989.7～1990.6						
4年度 1990.7～1991.6						
5年度 1991.7～1992.6						
6年度 1992.7～1993.6						
7年度 1993.7～1994.6						
8年度 1994.7～1995.6						
9年度 1995.7～1996.6						
10年度 1996.7～1997.6						
11年度 1997.7～1998.6						
12年度 1998.7～1999.6						
13年度 1999.7～2000.6						
14年度 2000.7～2001.6						
15年度 2001.7～2002.6						
16年度 2002.7～2003.6						
17年度 2003.7～2004.6			友 愛			
18年度 2004.7～2005.6			会 場 友 愛			
19年度 2005.7～2006.6			会 場 運 営 社 奉			
20年度 2006.7～2007.6			◎職 奉 出 席・親 睦			
21年度 2007.7～2008.6			交 流 親 睦 友 愛			
22年度 2008.7～2009.6			◎出 席 社 奉			
23年度 2009.7～2010.6			◎会 場 運 営 職 奉・親 睦 友 愛			
24年度 2010.7～2011.6			親 睦 友 愛 社 奉			
25年度 2011.7～2012.6			職 奉 プ ロ グ ラ ム			
26年度 2012.7～2013.6			会 報 I T 職 奉			
27年度 2013.7～2014.6			親 睦 イ ン タ ー			
28年度 2014.7～2015.6			親 睦 国 奉			

氏名	鈴木 一朗	竹内 達也	千葉 宏之	浅井 英明	井橋 興蔵	藤田 武郎
29年度 2015.7~2016.6			会 員 増 強 イ ン タ			
30年度 2016.7~2017.6			◎職 奉 出 席			
31年度 2017.7~2018.6			未 来 イ ン タ			
32年度 2018.7~2019.6			プ ロ グ ラ ム 国 奉			
33年度 2019.7~2020.6			親 陸 職 奉			
34年度 2020.7~2021.6			プ ロ グ ラ ム 社 奉			
35年度 2021.7~2022.6	出 席 職 奉	会 場 親 陸				
36年度 2022.7~2023.6	親 陸 社 奉	親 陸 社 奉	会 場 社 奉			
37年度 2023.7~2024.6	◎出 席 公 共	◎会 場 職 奉	プ ロ グ ラ ム 社 奉	公 共 親 陸	社 奉 会 場	親 陸 社 奉
38年度 2024.7~2025.6	◎公 共 米 山	◎出 席 国 奉	親 陸 職 奉	出 席 社 奉	勸 誘 青 少 年	公 共 社 奉
39年度 2025.7~2026.6	◎スマイル 社 奉	ス マ イ ル イ ン タ ー ア ク ト	プ ロ グ ラ ム 青 少 年	社 奉 勸 誘	◎職 奉 会 場	親 陸 イ ン タ ー ア ク ト

氏名	関根 守	川上 邦雄	田崎 尚樹	森 啓泰	山上 博道	立澤 貴明
入会年月日	2023. 9. 21	2023. 10. 19	2023. 11. 9	2023. 11. 30	2023. 12. 21	2024. 1. 11
創立年度 創立時～1987.6						
1年度 1987.7～1988.6						
2年度 1988.7～1989.6						
3年度 1989.7～1990.6						
4年度 1990.7～1991.6						
5年度 1991.7～1992.6						
6年度 1992.7～1993.6						
7年度 1993.7～1994.6						
8年度 1994.7～1995.6						
9年度 1995.7～1996.6						
10年度 1996.7～1997.6						
11年度 1997.7～1998.6						
12年度 1998.7～1999.6						
13年度 1999.7～2000.6						
14年度 2000.7～2001.6						
15年度 2001.7～2002.6						
16年度 2002.7～2003.6						
17年度 2003.7～2004.6						
18年度 2004.7～2005.6						
19年度 2005.7～2006.6						
20年度 2006.7～2007.6						
21年度 2007.7～2008.6						
22年度 2008.7～2009.6						
23年度 2009.7～2010.6						
24年度 2010.7～2011.6						
25年度 2011.7～2012.6						
26年度 2012.7～2013.6						
27年度 2013.7～2014.6						
28年度 2014.7～2015.6						

氏名	関根 守	川上 邦雄	田崎 尚樹	森 啓泰	山上 博道	立澤 貴明
29年度 2015.7～2016.6						
30年度 2016.7～2017.6						
31年度 2017.7～2018.6						
32年度 2018.7～2019.6						
33年度 2019.7～2020.6						
34年度 2020.7～2021.6						
35年度 2021.7～2022.6						
36年度 2022.7～2023.6						
37年度 2023.7～2024.6	親社 陸奉	親社 陸奉	会社 場奉	社国 奉奉	社出 奉席	社未 奉来
38年度 2024.7～2025.6	会公 場共	会青 少 場年	親社 陸奉	会青 少 場年	親職 陸奉	公親 共陸
39年度 2025.7～2026.6	未青 少 来年	会青 少 場年	◎社 親 奉陸	会社 場奉	◎青 少 年陸	◎国 出 奉席

氏名	新木田 亨	中村吉宏	Shajinbat Usukhbaya	大宮英喜	五十嵐 康則	麻生理恵
入会年月日	2024. 2. 1	2024. 3. 7	2024. 3. 14	2024. 4. 4	2024. 5. 16	2024. 6. 27
創立年度 創立時～1987.6						
1年度 1987.7～1988.6						
2年度 1988.7～1989.6						
3年度 1989.7～1990.6						
4年度 1990.7～1991.6						
5年度 1991.7～1992.6						
6年度 1992.7～1993.6						
7年度 1993.7～1994.6						
8年度 1994.7～1995.6						
9年度 1995.7～1996.6						
10年度 1996.7～1997.6						
11年度 1997.7～1998.6						
12年度 1998.7～1999.6						
13年度 1999.7～2000.6						
14年度 2000.7～2001.6						
15年度 2001.7～2002.6						
16年度 2002.7～2003.6						
17年度 2003.7～2004.6						
18年度 2004.7～2005.6						
19年度 2005.7～2006.6						
20年度 2006.7～2007.6						
21年度 2007.7～2008.6						
22年度 2008.7～2009.6						
23年度 2009.7～2010.6						
24年度 2010.7～2011.6						
25年度 2011.7～2012.6						
26年度 2012.7～2013.6						
27年度 2013.7～2014.6						
28年度 2014.7～2015.6						

氏名	新木田 亨	中村吉宏	Shajinbat Usukhbaya	大宮英喜	五十嵐 康則	麻生理恵
29年度 2015.7~2016.6						
30年度 2016.7~2017.6						
31年度 2017.7~2018.6						
32年度 2018.7~2019.6						
33年度 2019.7~2020.6						
34年度 2020.7~2021.6						
35年度 2021.7~2022.6						
36年度 2022.7~2023.6						
37年度 2023.7~2024.6	社 奉 出 席	職 奉 出 席	社 奉 親 陸	会 場 親 陸	出 席 親 陸	
38年度 2024.7~2025.6	ス マ イ ル 社 奉	公 青 少 共 年 奉	公 共 職 奉	ス マ イ ル 社 奉	ス マ イ ル 国 奉	親 陸 社 奉
39年度 2025.7~2026.6	未 来 国 奉	ス マ イ ル 青 少 年	◎未 来 インターアクト	出 席 国 奉	親 陸 インターアクト	◎米 山 親 陸

氏名	阿部陽	井上定暢	星野敦鋭	田邊麻衣	霜鳥正隆	齋藤充
入会年月日	2024. 6. 27	2024. 6. 27	2024. 6. 27	2024. 6. 27	2024. 7. 1	2024. 7. 25
創立年度 創立時～1987.6						
1年度 1987.7～1988.6						
2年度 1988.7～1989.6						
3年度 1989.7～1990.6						
4年度 1990.7～1991.6						
5年度 1991.7～1992.6						
6年度 1992.7～1993.6						
7年度 1993.7～1994.6						
8年度 1994.7～1995.6						
9年度 1995.7～1996.6						
10年度 1996.7～1997.6						
11年度 1997.7～1998.6						
12年度 1998.7～1999.6						
13年度 1999.7～2000.6						
14年度 2000.7～2001.6						
15年度 2001.7～2002.6						
16年度 2002.7～2003.6						
17年度 2003.7～2004.6						
18年度 2004.7～2005.6						
19年度 2005.7～2006.6						
20年度 2006.7～2007.6						
21年度 2007.7～2008.6						
22年度 2008.7～2009.6						
23年度 2009.7～2010.6						
24年度 2010.7～2011.6						
25年度 2011.7～2012.6						
26年度 2012.7～2013.6						
27年度 2013.7～2014.6						
28年度 2014.7～2015.6						

氏名	阿部陽	井上定暢	星野敦鋭	田邊麻衣	霜鳥正隆	齋藤充
29年度 2015.7～2016.6						
30年度 2016.7～2017.6						
31年度 2017.7～2018.6						
32年度 2018.7～2019.6						
33年度 2019.7～2020.6						
34年度 2020.7～2021.6						
35年度 2021.7～2022.6						
36年度 2022.7～2023.6						
37年度 2023.7～2024.6						
38年度 2024.7～2025.6	スマイル 青少年	親国 陸奉	公職 共奉	出国 席奉	会職 場奉	親青少 陸年
39年度 2025.7～2026.6	会職 場奉	社会 奉場	◎会 国	◎出 インタース	◎公 職	◎公 共奉 会国 場奉

氏名	深江 麻衣子	青木 康広	加藤 裕樹	蓮見 良平	荒木 嗣則	早山 充彦
入会年月日	2024. 7. 25	2024. 8. 22	2024. 9. 12	2024. 9. 19	2024. 10. 10	2024. 10. 10
創立年度 創立時～1987.6						
1年度 1987.7～1988.6						
2年度 1988.7～1989.6						
3年度 1989.7～1990.6						
4年度 1990.7～1991.6						
5年度 1991.7～1992.6						
6年度 1992.7～1993.6						
7年度 1993.7～1994.6						
8年度 1994.7～1995.6						
9年度 1995.7～1996.6						
10年度 1996.7～1997.6						
11年度 1997.7～1998.6						
12年度 1998.7～1999.6						
13年度 1999.7～2000.6						
14年度 2000.7～2001.6						
15年度 2001.7～2002.6						
16年度 2002.7～2003.6						
17年度 2003.7～2004.6						
18年度 2004.7～2005.6						
19年度 2005.7～2006.6						
20年度 2006.7～2007.6						
21年度 2007.7～2008.6						
22年度 2008.7～2009.6						
23年度 2009.7～2010.6						
24年度 2010.7～2011.6						
25年度 2011.7～2012.6						
26年度 2012.7～2013.6						
27年度 2013.7～2014.6						
28年度 2014.7～2015.6						

氏名	深江 麻衣子	青木 康広	加藤 裕樹	蓮見 良平	荒木 嗣則	早山 充彦
29年度 2015.7~2016.6						
30年度 2016.7~2017.6						
31年度 2017.7~2018.6						
32年度 2018.7~2019.6						
33年度 2019.7~2020.6						
34年度 2020.7~2021.6						
35年度 2021.7~2022.6						
36年度 2022.7~2023.6						
37年度 2023.7~2024.6						
38年度 2024.7~2025.6	親社 陸奉	会社 場奉	公職 共奉	公社 共奉	親社 陸奉	出青少 席年
39年度 2025.7~2026.6	米山・国奉 ◎奨学学友	会社 場奉	会青少 場年	公国 共奉	公職 共奉	プログラム 国 奉

氏名	菅原浩樹	方 煌輝	吉井淳平			
入会年月日	2024. 11. 7	2025. 2. 6				
創立年度 創立時～1987.6						
1年度 1987.7～1988.6						
2年度 1988.7～1989.6						
3年度 1989.7～1990.6						
4年度 1990.7～1991.6						
5年度 1991.7～1992.6						
6年度 1992.7～1993.6						
7年度 1993.7～1994.6						
8年度 1994.7～1995.6						
9年度 1995.7～1996.6						
10年度 1996.7～1997.6						
11年度 1997.7～1998.6						
12年度 1998.7～1999.6						
13年度 1999.7～2000.6						
14年度 2000.7～2001.6						
15年度 2001.7～2002.6						
16年度 2002.7～2003.6						
17年度 2003.7～2004.6						
18年度 2004.7～2005.6						
19年度 2005.7～2006.6						
20年度 2006.7～2007.6						
21年度 2007.7～2008.6						
22年度 2008.7～2009.6						
23年度 2009.7～2010.6						
24年度 2010.7～2011.6						
25年度 2011.7～2012.6						
26年度 2012.7～2013.6						
27年度 2013.7～2014.6						
28年度 2014.7～2015.6						

氏名	菅原浩樹	方煌輝	吉井淳平			
29年度 2015.7～2016.6						
30年度 2016.7～2017.6						
31年度 2017.7～2018.6						
32年度 2018.7～2019.6						
33年度 2019.7～2020.6						
34年度 2020.7～2021.6						
35年度 2021.7～2022.6						
36年度 2022.7～2023.6						
37年度 2023.7～2024.6						
38年度 2024.7～2025.6	出職 席奉	公親 共陸				
39年度 2025.7～2026.6	親国 陸奉	未国 来奉	社親 奉陸			

越谷東ロータリークラブ

定款・細則・慶弔規定

奨学学友会 (Friends) 会則
理事及び役員の選挙手続き

越谷東ロータリークラブ
定款・細則
奨学学友会 (Friends) 会則・慶弔規定
役員及び理事の選挙手続き

越谷東ロータリークラブ定款

第1条	定 義	153
第2条	名 称	153
第3条	クラブの目的	153
第4条	クラブの所在地域	153
第5条	目 的	153
第6条	五大奉仕部門	153
第7条	会 合	154
第8条	会 員 身 分	154
第9条	クラブの会員構成	155
第10条	出 席	155
第11条	理事および役員および委員会	157
第12条	会 費	158
第13条	会員身分の存続	158
第14条	地域社会、国家、および国際問題	160
第15条	ロータリーの雑誌	160
第16条	ロータリーの目的の受諾と定款・細則の順守	161
第17条	仲裁および調停	161
第18条	細 則	161
第19条	改 正	161
越谷東ロータリークラブ細則		163
越谷東ロータリークラブ奨学学友会 (Friends) 会則		176
越谷東ロータリークラブ慶弔規定		178
役員及び理事の選挙手続き		179

越谷東ロータリークラブ定款

第1条 定義

1. 理事会：本クラブの理事会
2. 細則：本クラブの細則
3. 理事：本クラブの理事
4. 会員：名誉会員以外の本クラブ会員
5. R I：国際ロータリー
6. 衛星クラブ
(該当する場合)：潜在的クラブ。その会員は
いずれかのクラブの会員で
もある。
7. 書面：文書化が可能なコミュニケーション。
通信手段は問わない。
8. 年度：7月1日に始まる12カ月間

第2条 名称

本会は、越谷東ロータリークラブとする。
(国際ロータリー加盟会員)

第3条 クラブの目的

本クラブの目的は、次の通りである。

- (a) 「ロータリーの目的」の達成を目指すこと
 - (b) 五大奉仕部門に基づいて成果あふれる奉仕プロジェクトを実施すること
 - (c) 会員増強を通じてロータリーの発展に寄与すること
 - (d) ロータリー財団を支援すること
 - (e) クラブレベルを超えたリーダーを育成すること
- (※訳注:「第3条 クラブの目的」の原文は「Article 3 Purposes」ですが、既存の第5条「目的」[Object]と区別するため、上記の訳では「クラブの」が補足されています。)

第4条 クラブの所在地

本クラブの所在地域は、次の通りである：

埼玉県越谷市。

第5条 目的

ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むことにある。具体的には、次の各項を奨励することにある：

- 第1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること；
- 第2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること；
- 第3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、奉仕の理念を実践すること；
- 第4 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること。

第6条 五大奉仕部門

ロータリーの五大奉仕部門は、本ロータリークラブの活動の哲学的および実際的な規準である。

1. 奉仕の第一部門であるクラブ奉仕は、本クラブの機能を充実させるために、クラブ内で会員が取るべき行動に関わるものである。
2. 奉仕の第二部門である職業奉仕は、事業および専門職務の道徳的水準を高め、品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業に携わる中で奉仕の理念を实践していくという目的を持つものである。会員の役割には、ロータリーの理念に従って自分自身を律し、事業を行うこと、そして自己の職業上の手腕を社会の問題やニーズに役立てるために、クラブが開発したプロジェクトに応えることが含まれる。

3. 奉仕の第三部門である社会奉仕は、地域社会における積極的平和を目指すことにより、クラブの所在地域または行政区域内に居住する人々の生活の質を高めるために、時には他と協力しながら、会員が行うさまざまな取り組みから成るものである。
4. 奉仕の第四部門である国際奉仕は、書物などを読むことや通信を通じて、さらには、他国の人々を助けることを目的としたクラブのあらゆる活動やプロジェクトに協力することを通じて、他国の人々とその文化や慣習、功績、願い、問題に対する認識を培うことによって、国際理解、親善、積極的平和を推進するために、会員が行う活動から成るものである。
5. 奉仕の第五部門である青少年奉仕は、指導力養成活動、社会奉仕プロジェクトおよび国際奉仕プロジェクトへの参加、積極的世界平和と異文化の理解を深め育む交換プログラムを通じて、青少年ならびに若者によって、好ましい変化がもたらされることを認識するものである。

第7条 会合

第1節－例会。

- (a) 日および時間。本クラブは、細則に定められた日および時間に、定期の週の会合を開くものとする。
- (b) 会合の方法。例会は、直接顔を合わせるか、電話で、オンラインで、またはオンラインの参加型の活動を通じて開催することができる。参加型の会合は、参加型の活動が掲載される日に開かれるとみなされるものとする。
- (c) 会合の変更。正当な理由がある場合、理事会は、例会を、前回から次回の例会の間のいずれかの日、定例日の他の時間、または他の場所に変更することができる。
- (d) 取消。例会日が以下にあたる場合、理事会は、

例会を取りやめることができる。

- (1) 祝日にあたる場合、またはその週に祝日が含まれる場合
 - (2) 会員の葬儀の場合
 - (3) 全地域社会にわたる流行病もしくは災害が発生した場合、または
 - (4) 地域社会での武力紛争がある場合
- 理事会は、ここに列記されていない理由であっても、1年に4回まで例会を取りやめることができるが、3回を超えて続けて例会を取りやめてはならない。
- (e) 衛星クラブの例会（該当する場合）細則により定められている場合、衛星クラブは、会員により定められた場所と日時において、毎週1回、定期の会合を開くものとする。例会の日、時間、場所は、本条第1節(c)と同様の方法で変更できる。衛星クラブの各会合は、本条第1節(d)の理由によって取りやめることができる。投票手続は細則の規定通りである。
 - (f) 例外。細則には、本節に従わない規定を含めることができる。ただし、クラブは少なくとも月に2回、例会を行わなければならない。

第2節－年次総会。

- (a) 役員を選挙するため、現年度の収入と支出を含む中間報告および前年度の財務報告を公表するための年次総会は、細則の定めるところに従い、毎年12月31日までに開催されるものとする。
- (b) 衛星クラブは、衛星クラブのための役員を選挙するため、12月31日の前に年次総会を開催するものとする。

第3節－理事会の会合。理事会のすべての会合後30

日以内に、書面による議事録を全会員が入手できるようにすべきである。

第8条 会員身分

第1節－全般的資格条件。本クラブは、善良さ、高

潔さ、リーダーシップを身をもって示し、事業、専門職務、および／または地域社会でよい評判を受けており、地域社会および／または世界において奉仕する意欲のある成人によって構成されるものとする。

第2節－種類。本クラブの会員の種類は正会員および名誉会員の2種類とする。本条第7節に従って、クラブは他の会員の種類を設けることができる。これらの会員は正会員または名誉会員としてRIに報告される。

第3節－正会員。RI定款第4条第2節の資格条件を有する者は、クラブの正会員に選ぶことができる。

第4節－衛星クラブの会員。本クラブの衛星クラブの会員はいずれかのクラブの会員でもあり、これは衛星クラブがロータリークラブとしてRIから加盟が認められるまで続く。

第5節－二重会員の禁止。いかなる会員も、同時に、

- (a) 本クラブと、いずれかのクラブの衛星クラブ以外の別のクラブに所属することはできない、または
- (b) 本クラブにおいて、名誉会員になることはできない。

第6節－名誉会員。本クラブは、理事会が決定した存続期間で名誉会員を選ぶことができる。名誉会員は以下の資格を満たすものとする。

- (a) 会費の納入を免除される
- (b) 投票権を持たない
- (c) クラブのいかなる役職にも就かないものとする。
- (d) 職業分類を持たないものとする。
- (e) 本クラブのあらゆる会合に出席することができ、その他クラブのあらゆる特典を享受することができるが、他のクラブにおいてはいかなる権利または特典も持たないものとする。ただし、ロータリアンの来賓としてではなく訪問することはできる。

第7節－例外。細則には、第8条第2節および第4～6節に従わない規定を含めることができる。

第9条 クラブの会員構成

第1節－一般規定。各会員は、その事業、専門職務、職業、または社会奉仕に従って分類されるものとする。職業分類は会員の会社、企業、団体の主要かつ一般世間が認めている事業活動を示すものか、本人の主要かつまた一般世間が認めている事業または専門職務を示すものか、本人の社会奉仕活動の種類を示すものとする。理事会は、会員が役職、専門職務、または職業を変更する場合、会員の職業分類を修正することができる。

第2節－多様なクラブ会員基盤。本クラブの会員基盤は、年齢、性別、および民族的多様性を含め、地域社会の事業、専門職務、職業、および市民組織の多様性を表すものであるべきである。

第10条 出席

第1節－一般規定。各会員は本クラブの例会、あるいは衛星クラブの例会に出席し、本クラブの奉仕プロジェクト、行事、およびその他の活動に参加するべきである。会員が、ある例会に出席したものとみなされるには、

- (a) その例会時間の少なくとも60パーセントに直接、電話で、またはオンラインで出席する
- (b) 会合出席中に不意にその場を去らなければならない、その後退席が妥当であると示す十分な理由をクラブ理事会に提示する
- (c) クラブのウェブサイトにて例会が掲載されてから1週間以内に定例のオンラインの会合または参加型活動に参加する、または
- (d) 次のような方法で同じ年度に欠席をメイクアップする：
 - (1) 他のロータリークラブ、仮クラブ、または他のロータリークラブの衛星クラブのいずれかの例会の少なくとも60パーセン

トに出席すること。

- (2) 他クラブまたは他クラブの衛星クラブの例会に出席の目的をもって定刻に会場に赴いたとき、当該クラブが、定例の時間または場所において例会を開いていなかった場合。
- (3) 理事会承認のクラブの奉仕プロジェクトまたはクラブが提唱した地域社会の行事や会合に出席すること。
- (4) 理事会の会合、または理事会が承認した場合、選任された奉仕委員会の会合に出席すること。
- (5) クラブのウェブサイトを通じて、オンラインの会合または参加型活動に参加すること。
- (6) ローターアクトクラブ、インターアクトクラブ、ロータリー地域社会共同隊、ロータリー親睦活動、あるいは仮ローターアクトクラブ、仮インターアクトクラブ、仮ロータリー地域社会共同隊、仮ロータリー親睦活動の例会に出席すること。または
- (7) RI国際大会、規定審議会、国際協議会、ロータリー研究会、RI理事会またはRI会長の承認を得て招集された会合、合同ゾーン大会、RI委員会会合、地区大会、地区研修・協議会、RI理事会の指示の下に開催された地区会合、ガバナーの指示の下に開催された地区委員会、または正式に公表されたクラブの都市連合会に出席すること。

第2節－遠方での勤務中の長期の欠席。 会員が長期にわたって遠方で業務に従事している場合、会員の所属クラブと転勤先の指定クラブが合意していれば、会員は、転勤先における指定クラブの例会への出席が所属クラブの出席の代わりとなる。

第3節－その他のロータリー活動による欠席。 欠席

のメイクアップが必要とされないのは、会合のときに、会員が

- (a) 第1(d)(7)節に挙げた会合の一つに出席するため、適切な直行日程による往復の途次にある場合。
- (b) 役員またはRI委員会の委員、TRF管理委員として、ロータリーの職務に携わっている場合。
- (c) ガバナーの特別代表として、新クラブ結成中、ロータリーの職務に携わっている場合。
- (d) RIに雇用されている者が、ロータリーの職務に携わっている場合。
- (e) メイクアップすることができないような僻遠の地で、地区、RI、またはTRFの提唱する奉仕プロジェクトに直接かつ積極的に従事している場合。または
- (f) 理事会が正当に承認したロータリー職務に従事していて、例会に出席できない場合。

第4節－RI役員の欠席。 会員が現役のRI役員または現役のRI役員の配偶者／パートナーである場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

第5節－出席規定の免除。 次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

- (a) 理事会は、正当かつ十分な理由、条件、および状況によるものを承認する。このような出席規定の適用の免除は、最長12カ月間までとする。ただし、健康上の理由、子どもの誕生または養子縁組の後、または里親期間中に欠席となる場合は、理事会が当初の12カ月を超えて延長することができる。
- (b) 一つまたは複数のロータリークラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が85年以上であり、少なくとも20年のロータリアン歴があり、出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、これらの要件が満たされているかのみが考慮に入れられた場合。

第6節－出席の記録。本条第5節(a)の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会を欠席した場合、その会員と会員の欠席は、出席記録に含まれないものとする。本条第4節または第5節(b)の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会に出席した場合、その会員と会員の出席は、本クラブの出席率の算出に使う会員数と出席者数に含まれるものとする。

第7節－例外。細則は、第10条に従わない規定を含めることができる。

第11条 理事および役員および委員会

第1節－管理主体。本クラブの管理主体は、細則に規定される理事会である。

第2節－権限。理事会は全役員および全委員会に対して総括的管理権を持ち、正当な理由がある場合は、そのいずれをも罷免することができる。

第3節－理事会による最終決定。クラブのあらゆる事項に関して、理事会の決定は最終的なものであって、クラブに対して提訴する以外にはこれを覆す余地はない。しかしながら、理事会が会員身分の終結の決定をした場合、会員は第13条第6節の規定に従って、クラブに提訴するか、調停または仲裁に訴えることができる。理事会の決定を覆すための提訴は、理事会が指定した例会において、定足数の出席を得て、その出席会員の3分の2の投票を必要とする。そして、当該例会の少なくとも5日前に、幹事が当該提訴の予告を各会員に対して与えていなければならない。提訴に対するクラブの決定が最終決定である。

第4節－役員。クラブの役員は、会長、直前会長、会長エレクト、幹事、会計とし、1名または数名の副会長も役員に含めることができ、これら全員を理事会メンバーとする。また、会場監督もクラブ役員であるが、細則が定める場合、理事会のメンバーとすることができる。各役員と理事は、本クラブの瑕疵なき会員であるものとする。クラブ

役員は定期的に衛星クラブの例会に出席するものとする。

第5節－役員の選挙。

(a) 会長を除く役員の任期。各役員はクラブ細則の定めるところに従って選挙されるものとする。会長を除き、各役員は選挙された直後の7月1日に就任し、選挙された任期中または後任者が選挙されかつ適格となるまで在任する。

(b) 会長の任期。会長ノミネーは、細則の定めるところに従って、会長として就任する日の直前18カ月以上2年以内に選挙されるものとする。会長ノミネーは、会長として就任する前の年度の7月1日に、会長エレクトになる。会長は、7月1日に就任し、1年間、その職務に当たる。後任者が選挙されない場合、現会長の任期は最長1年間延長される。

(c) 会長の資格要件。クラブ会長の候補者は、ガバナーが1年未満であってもこの要件を満たしていると判断しない限り、指名に先立つ少なくとも1年間、本クラブの会員でなければならない。会長エレクトは、ガバナーエレクトから特に免除されない限り、会長エレクト研修セミナーと地区研修・協議会に出席するものとする。免除された場合は、会長エレクトがクラブから代理の者を派遣するものとする。会長エレクトが、ガバナーエレクトからの免除を受けずに、会長エレクト研修セミナーおよび研修・協議会に出席しない場合、あるいは、免除されてもクラブの代理をこれらの会合に派遣しなかった場合、かかる会長エレクトはクラブ会長に就任しないものとする。その場合、会長エレクト研修セミナーおよび研修・協議会、もしくはガバナーエレクトが十分であるとみなした研修に出席した後任者が選挙されるまで、現会長が継続してクラブ会長を務めるものとする。

第6節－本クラブの衛星クラブの組織運営。

- (a) 衛星クラブの監督。本クラブは、理事会が適切とみなす一般的な監督と支援を、衛星クラブに提供するものとする。
- (b) 衛星クラブの理事会。日々の運営のため、衛星クラブの理事会を毎年選出するものとする。この理事会は会員から選ばれ、細則の定めるところに従って、衛星クラブの役員および4～6名のその他の会員により構成される。衛星クラブの最高役員は議長（chair）であり、その他の役員は、直前議長、議長エレクト、幹事、会計とする。衛星クラブ理事会は、本クラブの指導の下、ロータリーの規定、要件、方針、目標、目的に従って、衛星クラブの日々の運営とクラブ活動の管理を担うものとする。本クラブ内または本クラブに対して、いかなる権限も持たない。
- (c) 衛星クラブの報告手続。衛星クラブは、毎年、クラブ会員と、クラブの活動およびプログラムに関する報告書を、本クラブの会長と理事会に提出するものとする。この報告書には、財務諸表と監査または審査済みの会計報告を添付するものとし、これらは、本クラブの年次総会に向けた報告書に含まれる。また、本クラブからの要請に応じて、その他の報告書を随時提出する。

第7節－委員会。本クラブは次の委員会を有すべきである。

- (a) クラブ管理運営
- (b) 会員増強
- (c) 公共イメージ
- (d) ロータリー財団、および
- (e) 奉仕プロジェクト

理事会または会長は、必要に応じて追加の委員会を任命できる。

第12条 会費

すべての会員は、細則の定める年会費を納入するものとする。

第13条 会員身分の存続

第1節－期間。会員身分は、以下に定めるところによって終結しない限り、本クラブの存する間存続するものとする。

第2節－自動的終結。会員が、会員資格条件に欠けるようになったとき、会員身分は自動的に終結するものとする。

- (a) 再入会。瑕疵なき会員の会員身分が終結した場合、その人物は同じ職業分類または別の事業、専門職務、職業、社会奉仕、その他の職業分類の下に、再度新たに入会申込をすることができる。
- (b) 名誉会員の会員身分の終結。名誉会員の会員身分は、延長されない限り、理事会が決定した期間の終了をもって自動的に終結する。理事会はいつでも名誉会員身分を取り消すことができる。

第3節－終結－会費不払。

- (a) 手続。期日後30日以内に会費を納入しない会員に対しては、幹事が、書面をもって催告するものとする。催告後10日以内に会費が納入されなければ、理事会はその裁量によって会員身分を終結することができる。
- (b) 復帰。理事会は、元会員が要請し、クラブに対するすべての負債を支払った場合、元会員を会員身分に復帰させることができる。

第4節－終結－欠席。

- (a) 出席率。会員は、
 - (1) メークアップを含むクラブ例会または衛星クラブ例会の出席率が少なくとも50パーセントに達しているか、年度の各半期間にクラブのプロジェクト、行事、その他の活動に少なくとも12時間参加して

いるか、または、バランスの取れた割合でその両方を満たしていなければならない。および

- (2) 年度の各半期間に、本クラブまたは衛星クラブの例会総数のうち少なくとも30パーセントに出席、またはクラブのプロジェクト、行事、その他の活動に参加しなければならない（RI理事会によって定義されたガバナー補佐は、この義務を免除されるものとする）。

規定通り出席できない会員は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、会員身分を終結されることがある。

- (b) 連続欠席。理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、または第10条第4節もしくは第5節に従う場合を除き、連続4回例会に出席せず、またメイクアップもしていない場合、その欠席がクラブ会員身分の終結を要請していると考えることができる。理事会が会員に通知した後、理事会は、過半数によって、会員の会員身分を終結することができる。
- (c) 例外。細則は、第13条第4節に従わない規定を含めることができる。

第5節－終結－その他の理由。

- (a) 正当な理由。理事会は、いずれの会員も、クラブの会員としての資格条件に欠けるようになった場合、もしくは他に十分と認められる根拠があれば、特にその目的のために招集された理事会の会合において、出席し投票した全理事の3分の2以上の賛成投票によって、その会員身分を終結することができる。本会合の指針となる原則は、第8条の第1節、「四つのテスト」、およびロータリアンの高い倫理基準とする。
- (b) 通知。理事会が本節(a)項の下に決定する前に、当該会員は、少なくとも10日間の予告を書面によって与えられ、理事会に対して書面にて

回答する機会を与えられるものとする。かかる予告の通達は、配達証明便または書留郵便によって、分かっている最新の宛先に送付されるものとする。会員は、理事会に出頭して、自分の立場を釈明する権利を持つ。

第6節－会員身分の終結に提訴、調停または仲裁を求める権利。

- (a) 通知。幹事は、理事会決定後7日以内に、その理事会の会員身分を終結または保留させる決定を、書面で会員に通知するものとする。その会員は通告後14日以内に、幹事に対する書面をもって、クラブに提訴するか、または調停もしくは仲裁に訴えるかを通告することができる。調停または仲裁の手続は第17条に規定されている。
- (b) 提訴。提訴する場合は、提訴を通告する書面を受理してから21日以内に行われるクラブの例会において、当該聴聞を行うために、理事会はその日取りを決定するものとする。例会およびその例会で行う特別案件について、少なくとも5日間の予告が、書面をもって、全会員宛に与えられるものとする。提訴が聴聞される場合には、会員のみが出席するものとする。クラブの決定が最終決定であり、当事者すべてに拘束力のあるものとなり、仲裁を要求することはできない。

第7節－理事会による最終決定。もしクラブに対する提訴も行われず、仲裁も要求されなかった場合、理事会の決定は最終決定となるものとする。

第8節－退会。会員の本クラブからの退会の申出は会長または幹事宛に書面をもって行い、理事会が受理するものとする。ただし、当該会員が本クラブに負債がある場合を除く。

第9節－資産関与権の喪失。いかなる理由にせよ、本クラブの会員身分を終結された者は、本クラブに入会した時点で地元の法律の下でその会員が何らかの権利を得ていた場合、本クラブのいかなる

資金またはその他の財産に対しても、あらゆる関与権を喪失するものとする。

第10節 一時保留。本定款のいかなる規定にもかかわらず、理事会の見解において、

- (a) 会員が、本定款に従うことを拒否または怠った、あるいは会員としてふさわしくない振舞い、またはクラブに害をもたらすような振舞いをしたという信憑性のある告発がある場合、および、
- (b) これらの告発が立証された場合、当該会員の会員身分を終結するのに正当な理由となる場合、および、
- (c) 当該会員の会員身分に関していかなる措置も取るべきではなく、その結果を待つ間、または理事会が適切と考える措置が最初に取りられるべきである場合、および、
- (d) 当該会員の会員身分に対する票決を取ることなく、当該会員の会員身分を一時保留とし、当該会員が例会やその他のクラブの活動への出席や、いかなる役職や任務からも除外することがクラブの最善の利益となる場合、理事会は、その3分の2以上の賛成票によって、理事会の決定する妥当な期間（ただし最大90日間）と理事会が定めたその他の条件に従い、会員の会員身分を一時保留とすることができる。一時保留とされた会員は、本条第6節に定められる通り、一時保留について提訴する、または調停や仲裁を求めることができる。一時保留期間中、当該会員は出席要件を免除されるものとする。理事会は、一時保留期間が終了する前に、一時保留となっているロータリアンの会員身分を終結する手続きを取るか、通常の会員身分に復帰させなければならない。

第14条 地域社会、国家、および国際問題

第1節 適切な主題。地域社会、国家および世界の福祉にかかわる公共問題は、クラブ会合における

公正かつ理解を深める討議の対象として適切な主題である。しかしながら、クラブは、いかなる係争中の公共問題についても意見を表明しないものとする。

第2節 支持の禁止。本クラブは、公職に対するいかなる候補者も支持または推薦しないものとする。またいかなるクラブ会合においても、かかる候補者の長所または短所を討議しないものとする。

第3節 政治的テーマの禁止。

- (a) 決議および見解。本クラブは、政治的性質をもった世界問題または国際政策に関して、決議ないし見解を採択したり配布したりしないものとする。またこれに関して行動を起こさないものとする。
- (b) 嘆願。本クラブは、政治的性質をもった特定の国際問題の解決のために、クラブ、国民、政府に対して嘆願しないものとする。また書状、演説、提案を配布しないものとする。

第4節 ロータリーの発祥を記念して。ロータリアの創立記念日、2月23日の週は、世界理解と平和週間である。この1週間、本クラブはロータリアの奉仕を祝い、これまでの業績を振り返り、地域社会と世界中で平和、理解、親善のためのプログラムに重点を置く。

第15条 ロータリーの雑誌

第1節 購読義務。本クラブがRI理事会によって免除されていない限り、各会員は、機関雑誌を購読するものとする。同じ住所に住む二名のロータリアンは、機関雑誌を合同で購読することができる。購読は本クラブの会員となっている限り継続し、購読料は理事会が決定した人頭分担金の支払日に支払われるものとする。

第2節 購読料。購読料は、クラブが各会員から事前に徴収し、RIまたはRI理事会が決定した通り、購読する地域雑誌の事務所に送金するものとする。

第16条 ロータリーの目的の受諾と

定款・細則の順守

会員は、会費を支払うことによって、ロータリーの目的の中に示されたロータリーの原則を受諾し、クラブ定款・細則を順守し、これに拘束されることを受諾する。これらの条件の下においてのみ、会員は、本クラブの特典を受けることができる。各会員は、クラブ定款・細則の文書を受け取ったかどうかにかかわらず、定款・細則の条項に従うものとする。

第17条 仲裁および調停

第1節－意見の相反。現会員または元会員と本クラブ、クラブ役員、または理事会との間の意見の食い違いは、理事会の決定を除き、論争当事者のいずれかが幹事に要請し、調停または仲裁によって解決を図るものとする。

第2節－調停または仲裁の期限。要請を受理してから21日以内に、理事会は論争当事者と協議して、調停または仲裁の日取りを決定するものとする。

第3節－調停。調停の手続きは、

- (a) 国もしくは州に対し管轄権を有する関係当局によって認められたもの、または
- (b) 代替の争議の解決方法を含む専門知識に定評のある優れた専門職団体によって推薦されたもの、または
- (c) RI理事会もしくはTRF管理委員会が定めた指針文書において勧められるものとする。

ロータリアンのみが調停人となることができる。クラブは、適切な調停技能と経験を有する調停人を任命するようガバナーもしくはガバナーの代理人に依頼することができる。

- (a) 調停の結果。調停後に論争当事者が合意に達した結果もしくは決定は、記録されるものとし、各当事者、調停人、および理事会に記録を1部ずつ提出するものとする。クラブへの情報提供のために、当事者が承諾できる要約文を作成するものとする。論争当事者の一者

が調停内容を十分に履行しなかった場合、いずれの論争当事者も会長または幹事を通じて、さらに調停を要請することができる。

- (b) 調停の失敗。調停を要求したが、調停が失敗した場合、論争当事者は本条の第1節に定める仲裁に訴えることができる。

第4節－仲裁。仲裁が要求された場合、両論争当事者はそれぞれ1名のロータリアンを仲裁人として指定し、両仲裁人は1名のロータリアンを裁定人として指定するものとする。

第5節－仲裁人または裁定人の決定。仲裁人によって下された決定もしくは両仲裁人が合意に達し得なかった場合、裁定人による決定が最終であって、当事者すべてに拘束力のあるものとなり、提訴することはできない。

第18条 細則

本クラブは、RI定款・細則、RIによって管理上の地域単位が認められている場合には、その手続規則、および本定款と合致する細則を採用するものとし、細則は、本クラブの管理のために、さらに追加規定を設けるものとする。細則は、その規定に従い、改正することができる。

第19条 改正

第1節－改正の方法。本条第2節に規定されている場合を除き、本定款は、規定審議会における投票者の過半数の賛成票によってのみ改正できる。

第2節－第2条と第4条の改正。第2条（名称）および第4条（クラブの所在地）は、定足数を満たした数の会員が出席したクラブの例会においていつでも、全投票会員の最低3分の2の賛成投票によって、改正することができる。改正案の通告は、その例会の少なくとも21日前に、各会員およびガバナーに郵送されるものとする。改正は、RI理事会に提出するものとし、承認された時に初めてその改正は効力を発する。ガバナーは、提出さ

れた改正案に関してRI理事会に意見を提供することができる。

越谷東ロータリークラブ細則

第1条 定義

本細則上、次の各号に掲げる用語の意味は、次のとおりとする。

1. 理事会：本クラブの理事会
2. 理事：本クラブの理事会メンバー
3. 会員：名誉会員を除く本クラブ会員
4. R I：国際ロータリー
5. 年度：7月1日に始まる12ヶ月間
6. 書面：文書化が可能なコミュニケーション。
通信手段は問わない。

第2条 理事会

本クラブの管理主体である理事会は、会長、副会長、会長エレクト、幹事、会場監督、会計、これに直前会長と細則に基づいて選挙された理事により構成されるものとする。

但し、選挙される理事の数は9名以内とし、役職の兼任を妨げないものとする。

- (a) 会長、副会長、会長エレクト、幹事、直前会長、会場監督、会計は理事に就任する。
- (b) 会員増強部門委員長、クラブ管理運営部門委員長、プログラム委員長、親睦友愛委員長、奉仕プロジェクト部門委員長、職業奉仕委員長、社会奉仕委員長、国際奉仕委員長、青少年奉仕委員長は理事に就任する。

第3条 理事及び役員の選挙

第1節 候補者の指名

- (a) 年次総会の2ヶ月前の例会において、議長（現会長）は、現会長及び直近4代の会長で構成される指名委員会の開催を通告する。指名委員会の委員長には、現会長が就任する。指名委員会は、会長ノミニーを指名し、年次総会1ヶ月前の例会において、その氏名を発表する。
- (b) 年次総会の1ヶ月前の例会において、議長は、会長エレクトに対して、次年度副会長、幹事、会計、会場監督及び他の9名の理事候補者の指名を要請する。会長エレクトは、各役職ごとに候補者を指名し、年次総会1週間前の例会において、その氏名を発表する。

第2節 選挙方法

指名委員会及び会長エレクトより指名を受けた候補者は、定足数を満たす会員が出席した年次総会において、各役職ごとに出席会員の口頭による採決に付せられ、その過半数の賛成が得られた候補者をもって当選者とする。

第3節 理事及び役員の就任

- (a) 当選した会長ノミニーは、次年度理事会メンバーを務め、次次年度に会長に就任する。
- (b) 会長エレクト及び、当選した次年度副会長、次年度幹事、次年度会計、次年度会場監督、及び9名の理事は、役員エレクト及び理事エレクトとなり、次年度に各役職に就任する。

第4節 欠員の補充

- (a) 会長、会長エレクト、会長ノミネーが欠けたときは、指名委員会が候補者を再指名し、定足数を満たす会員が出席した任意の例会において、その候補者を選挙する。
- (b) 会長及び会長エレクト以外の役員又は理事が欠けたときは、会長が候補者を再指名し、理事会の承認を得て、補充する。
- (c) 会長エレクト以外の役員エレクト又は理事エレクトが欠けたときは、会長エレクトが候補者を指名し、被選理事会の承認を得て、補充する。

第4条 役員の任務

第1節 会長

会長は、本クラブの会合（年次総会、例会及び理事会）の議長としての任務、その他通常その職に付随する任務を行う。

第2節 直前会長

直前会長は、理事会のメンバーとしての任務、および会長か理事会によって付託された任務、その他通常その職に付随する任務を行う。

第3節 会長エレクト

会長エレクトは、奉仕プロジェクト部門委員長としての任務、会長又は理事会によって付託された任務、その他通常その職に付随する任務を行う。

第4節 副会長

副会長は、会長不在のときの本クラブの会合の議長としての任務、その他通常その職に付随する任務を行う。

第5節 幹事

幹事は、次の各号に掲げる任務、その他通常その職に付随する任務を行う。

1. 会員の記録を整理保管すること。
2. 本クラブの会合（年次総会、例会及び理事会）の開催通知を発送し、これらの会合の出席を記録し、議事録を作成保管すること。
3. RIに対し、毎年1月1日及び7月1日現在の半期会員報告、その7月1日又は1月1日より後に入会した正会員の10月1日及び4月1日現在の四半期会員報告、会員資格変更報告、毎月最終例会日後15日以内に地区ガバナーに対して行うべきクラブ例会の月次出席報告を含む、諸種の義務報告をすること。

第6節 会計

会計は、本クラブの資金をすべて管理保管し、毎年1回及び理事会の要求があったときその説明をする任務、その他通常その職に付随する任務を行う。会計が退任するときは、保管するすべての資金、会計帳簿、その他あらゆるクラブ財産を、その後任者若しくは会長に引き継がなければならない。

第7節 会場監督

会場監督は、例会場の秩序と品格を保持する任務、その他通常その職に付随する任務を行う。

第5条 会合

第1節 年次総会

本クラブの年次総会は、毎年12月の例会日に開催する。年次総会においては、現年度の収

入と支出を含む中間報告および前年度の財務報告を公表し、細則第3条第2節に基づき、会長ノミネー、次年度役員及び理事の選挙を行わなければならない。

第2節 例会

- (a) 本クラブの例会は、毎週木曜日 12 時 30 分に開催する。
- (b) 例会の日時、場所の変更又は例会の取消し（年4回まで）をする場合は、全会員に対し事前に然るべき通知をしなければならない。
- (c) 本クラブの会員は、例会の当日、その出席若しくは欠席が記録される。ただし、出席率の計算方法はR Iの指示によるものとし、指示は別紙参照とする。
- (d) 出席と記録されるのは、会員が本クラブ定款第10条第1節ないし第4節により出席したとみなされる場合（例示：本クラブ又は他のロータリークラブにおいて、例会に充当された時間の60%以上出席していたことが実証される場合）に限られる。
- (e) クラブ定款の規定にかかわらず、会員は、例会を欠席する（した）場合、例会の前後14日以内にメイクアップしなければならない。

第3節 理事会

- (a) 本クラブの定例理事会は、毎月第1例会日に開催するのを例とする。
- (b) 臨時理事会は、会長又は2名以上理事会メンバーが必要ありと認めたとき召集するものとする。ただし、召集前に然るべき通知をしなければならない。

第4節 本クラブ会合の定足数

- (a) 年次総会及び例会の定足数は、会員数の3分の1とする。
- (b) 理事会の定足数は、理事会メンバーの過半数とする。

第6条 入会金、会費及び特別負担金

第1節 入会金

入会金は40,000円とし、当選に先んじて第12条の規定に従って納入すべきものとする。ただし、本クラブの会員として受け入れられた移籍会員、他クラブに属していた元会員、あるいは本クラブに再入会する本クラブ元会員は、2度目の入会金の納入を義務づけられないものとする。本クラブの会員として受け入れられ、入会の前2年以内にローターアクトとしての会員身分を終了したローターアクターには、入会金の支払いが義務づけられないものとする。

第2節 会費

会費は、年額300,000円とし、これを毎年2回、7月1日及び1月1日に各々その半額を納入しなければならない。なお、会費の納入額のうち一部を、「スマイル特別会計5,000円」、国際ロータリー第2770地区に納入する「ロータリーの友誌の購読料」「ロータリー財団50ドル」「周年基金積立金10,000円」「米山普通寄付金5,000円」に充当する。

第3節 特別負担金

登録料特別負担金、交換留学生特別負担金の徴収は、理事会で決定し、毎年2回、7月1日及び1月1日に本クラブ会費と共に納入しなければならない。その他の特別負担金の徴収は、理事会で決定し、決められた時期に納入するものとする。

第7条 採決の方法

本クラブの議事は、口頭による採決によって議決する。なお、理事会は、特定の決議案について、口頭による採決に代えて投票により議決することを決定することが出来る。

第8条 五大奉仕部門

五大奉仕部門は、本クラブの活動のための理念と実践の枠組みである。それはクラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕、青少年奉仕である。会員並びに本クラブは、五大奉仕部門の各部門に積極的に取り組むこととする。

第9条 委員会

第1節 部門、委員会

(a) 部門、委員会

本クラブは、会員基盤の充実を基礎として、会員の奉仕の心の育成と奉仕の実践を増進するため、次の部門と委員会を置く。

会員増強部門

- (1) 勧誘委員会
- (2) 会員選考維持委員会
- (3) オリエンテーション・教育委員会

クラブ管理運営部門

- (1) 未来委員会
- (2) プログラム委員会
- (3) 親睦友愛委員会
- (4) 出席委員会
- (5) 会場運営委員会
- (6) スマイル委員会

奉仕プロジェクト部門

- (1) 職業奉仕委員会
- (2) 社会奉仕委員会
- (3) 国際奉仕委員会
- (4) 青少年奉仕委員会

委員会

- (1) 公共イメージ委員会
- (2) ロータリー財団委員会
- (3) 米山記念奨学委員会

(b) 会長の特典

会長は、職権上すべての委員会の委員となるものとし、その資格において委員会に付随するあらゆる特典を持つ。

(c) 委員会活動

本クラブのすべての委員会は、細則によって付託された任務、これに加えて会長又は理事会が付託した任務を行うものとする。ただし、理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、理事会の承認を得るまでは、その任務に着手してはならない。

(d) 二委員会所属

会員は、本節(a)により置かれた、合わせて二つの委員会に所属するものとする。但し、会長・幹事・会長エレクトを除く。

(e) 継続的事業

会長エレクト、会長および直前会長は、理事会で複数年間の継続事業とする承認を受けた

特定の委員会事業について、その事業の継続と計画の引き継ぎを確実にするため、相互に協力し合わなければならない。またその一貫性をより確実にするため、その委員会の委員の1名以上を複数年間に渡って留任させることができる。

第2節 会員増強部門

(a) 任務

この部門は、クラブの未来を考え、会員候補者を積極的に理事会へ推薦すると共に、新入会員の育成及び、会員の退会防止策を包括的に考案、実施する。

(b) 構成

会員増強部門の委員長は、会長が任命する。この部門は、会員増強部門の特定分野を担当するすべての委員会の委員長をもって構成する。

(c) 特定分野担当

本クラブは、会員増強部門に係る特定分野を担当する次の委員会を置く。

(1) 勧誘委員会

この委員会は、絶えず職業分類表を検討し、未充填の職業分類を充填するため、会員の多様化及び女性会員の増強。又若い会員の増強をクラブに奨励する。

(2) 会員選考維持委員会

この委員会は、会員候補者として推薦された者について、職業分類と会員資格を情報収集、調査し、理事会に報告しなければならない。また、有効な退会防止策を包括的に考案、実施する。さらに、この委員会は、毎年度できるだけ早く地元の地域社会の職業分類調査を行い、充填、未充填の職業分類表を作成しなければならない。必要な場合は、現会員の有する職業分類を見直すことができる。ただし、見直し決定には、理事会の承認を得なければならない。

(3) オリエンテーション・教育委員会

この委員会は、ロータリーの友誌などを使用して、会員に奉仕の心、奉仕の実践に関する情報を提供すると共に、すべての会員を対象とするロータリー研修会を年2回行う。また会員候補者に対しロータリークラブの会員の特典と責務に関する情報を提供し、入会してから最初の1年間、新会員のオリエンテーションを実施する。さらに、公共イメージ委員会に対し一般向けのロータリー情報を提供する。

第3節 クラブ管理運営部門

(a) 任務

この部門は、五大奉仕部門のうちの「クラブ奉仕部門」であり、親睦のうちに、クラブ内部に関する委員会活動を行い、クラブの各種機能を充実させるとともに、会員一人ひとりが自己を高め「奉仕の心を育成する」ことに関する包括的な立案と実施を任務とする。

(b) 構成

クラブ管理運営部門の委員長は、会長が任命する。この部門は、クラブ管理運営部門の特定分野を担当するすべての委員会の委員長をもって構成する。

(c) 特定分野担当

本クラブは、クラブ管理運営部門に係る特定分野を担当する次の委員会を置く。

(1) 未来委員会

この委員会は、クラブの発展のため、会員の研修方法の研究と提案をするものとし、研究、提案、検討に当たっては、ひろく会員の意見を聞き、その意見を反映するよう努めるものとする。

(2) プログラム委員会

この委員会は、本クラブの例会および臨時の会合のプログラムを準備、手配する。

(3) 親睦友愛委員会

この委員会は、親睦と奉仕は車の両輪の関係にあるとの理念の下、クラブ例会を会員同士が真の友情を結ぶ最良の場とするよう努めると共に、会員間の交流と友誼を増進させるための諸事業を企画し、会員にその諸事業への参加を奨励し、これを実施する。

(4) 出席委員会

この委員会は、本クラブ例会への出席率を高め、例会に出席できない場合のメイクアップを積極的に奨励する。また、原因となる諸事情を調査し、可能な限りこれを除去するよう努める。

(5) 会場運営委員会

この委員会は、例会、その他の会場の設営と司会進行を行う。

(6) スマイル委員会

この委員会は、例会において会員からのスマイル及びロータリー財団及び米山記念奨学会への寄付を受理し、入金を管理し、必要に応じて例会場でメッセージを発表し、年度内のスマイル金額、ロータリー財団寄付額、米山記念奨学会寄付額を掌握する。

第4節 奉仕プロジェクト部門

(a) 任務

この部門は、ロータリーに求められる地元の地域社会及び国際社会における職業上、人道、教育上の各種ニーズに応える活動の企画と奉仕の実践を任務とする。

(b) 構成

奉仕プロジェクト部門の委員長は、会長エレクトを充てるものとする。この部門は、奉仕プロジェクト部門の特定分野を担当するすべての委員会の委員長をもって構成する。

(c) 特定分野担当

本クラブは、奉仕プロジェクト部門に係る特定分野を担当する次の委員会を置く。

(1) 職業奉仕委員会

この委員会は、職業奉仕理念の情報を提供すると共に、本クラブ会員がその職業における諸責務を遂行し、各会員それぞれの職業における倫理水準をより一層引き上げるうに役立つような方策を考案、実施する。

(2) 社会奉仕委員会

この委員会は、本クラブ会員並びに本クラブが、地域社会に奉仕する責務を負っていることに鑑み、その責務を遂行する上で役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、実施する。

(3) 国際奉仕委員会

この委員会は、本クラブ会員並びに本クラブが、国際奉仕に関する事項においてその諸責務を遂行するうに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案、実施する。また、姉妹クラブとの交流を深めるため相互の連絡、調整を行い、これに加え新しい交流先を模索する。本クラブに関係した、元青少年交換留学生、元米山奨学生、元財団奨学生等のネットワーク作りをし、世界的親交を深め、国際親善と平和に貢献すると共に、明日のロータリアンとしての会員増強に努める。

(4) 青少年奉仕委員会

この委員会は、埼玉県立越谷東高等学校インターアクト・クラブを提唱クラブとして、本クラブの会員並びに本クラブが、次世代を担う地元の青少年、インターアクト・クラブに対する諸責務を遂行するうに役立つ指導と支援をして行く。青少年交換留学生が目的を円滑に達成するために、学校関係、ホスト・ファミリー関係等を支援する。

第5節 委員会

下記の3委員会は、どの部門にも属さない委員会である。

(1) 公共イメージ委員会

この委員会は、広く一般に本クラブの奉仕の実践とロータリーの目的、その歴史等について、適切な宣伝を行う方策を考案、実施する。またこの委員会は、クラブ週報の刊行を通じて、会員のロータリーへの関心を促し、出席率の向上と親睦の増進に寄与するため、前回の例会の重要事項を報告し次回の例会の重要プログラムを予告する。全会員の奉仕活動に関するニュースをロータリーの友誌などに投稿するよう努める。またこの委員会はIT及びSNSを利用し地区、クラブ等の情報をすべて管理し、これを速やかに関係各会員等へ伝達するものとする。

(2) ロータリー財団委員会

この委員会は、資金的寄付と財団プログラムへの参加を通じ、ロータリー財団を支援する。

(3) 米山記念奨学委員会

この委員会は、資金的寄付を通じ、日本ロータリーの創立者米山梅吉翁の遺徳を継承するロータリー米山記念奨学会を支援する。

第6節 非常任委員会

会長は、必要ありと認めるときは、理事会の承認を得て、クラブ奉仕、社会奉仕、職業奉仕、国際奉仕、青少年奉仕の特定分野を行わせるため、一定期間に限り、非常任委員会を設置することができるものとする。この場合は、細則の改正は必要ではなく、また年度計画書に掲載する本クラブ組織図にそれを組み入れなくても差し支えない。

第10条 出席義務の免除

会員は、本クラブ定款第10条第5節による出席義務規定の適用免除を受けようとするときは、理事会に対して、正当かつ十分な理由を具した書面をもって申請しなければならない。当該会員は、理事会の承認が得られたとき、その出席義務規定の適用が免除され、定款第10条第5節(a)に定める事由による場合は一定期間に限り、定款第10条第5節(b)に定める事由による場合は期間の定めなく本クラブの例会出席を免除される。

第11条 財務

第1節 会計

会計は、本クラブの資金をすべて理事会が指定した金融機関に預金しなければならない。

第2節 支払・監査

本クラブ宛の請求書に対する支払いはすべて、役員1名が署名した出金伝票に基づき行うものとする。本クラブのすべての会計事務は、毎年1回、理事会が任命した会計監査によって全面的な監査が行われなければならない。

第3節 会計年度

本クラブの会計年度は7月1日より6月30日に至る期間とする。会費徴収のために、これを7月1日より12月31日に至る期間及び1月1日より6月30日に至る期間の2半期に分けることとする。RIに対する人頭分担金とロータリーの友購読料の支払いは、毎年7月1日及び1月1日現在の本クラブの会員数に基づいて行う。

第4節 収支予算

理事会は会計年度の初めに、会長にその年度の収支の予算を作成せしめなければならない。

い。理事会によって承認された収支予算は、各費目ごとにその支出の限度となるものとする。ただし、理事会の議決によって別段の指示がなされた場合はこの限りではない。

第5節 スマイルの使用範囲

スマイル積立金は、積み立てた年度より後の年度にその全額を繰り越すものとし、社会奉仕委員会、職業奉仕委員会、国際奉仕委員会及び青少年奉仕委員会の事業（会員が受益者とならないものに限る）のみに使用する。

第12条 会員選挙の方法

第1節 正会員

(a) 推薦

本クラブの正会員によって推薦された会員候補者の氏名は、本クラブの幹事を通じ、書面をもって理事会に提出されるべきものとする。この推薦は、本節に別な定めのある場合を除き、しばらくこれを秘密にしておかなければならない。

(b) 調査

理事会は、会員選考維持委員会に対し、被推薦者が本クラブ定款の職業分類と会員資格の要件をすべて満たしているかどうかを調査して、これを理事会に報告するよう要請するものとする。

(c) 推薦承認

理事会は、会員選考維持委員会の報告を審査の上、本節(a)の理事会に提出された日より31日以内にその承認又は不承認を決定し、これを幹事を通じて推薦者に通知しなければならない。

(d) 入会申込み

理事会がその推薦を承認したときは、推薦者は、オリエンテーション・教育委員会委員1名または数名と共に、被推薦者に対しロータリーの目的およびクラブにおける会員の特典と義務について説明しなければならない。この説明の後、被推薦者に対し、入会申込書の記入および提出を求め、また、本人の氏名および本人に予定されている職業分類をクラブに発表することについて承諾を求めなければならない。

(e) 発表・当選

その発表後7日以内に、会員から理事会に対して理由を付記した書面による異議の申し立てがなかった場合は、被推薦者は、細則に定める入会金を納めることにより、会員に選ばれたものとみなされる。

理事会に対して異議の申し立てがあった場合は、理事会は定例又は臨時の理事会において、当該被推薦者の入会について審議し、採決を行うものとする。その理事会において、出席した理事全員の賛成が得られたときは、被推薦者は、所定の入会金を納めることにより、会員に選ばれたものとみなされる。

(f) 入会式・支援

選挙後、会長は、新会員の入会式を行い、幹事は、新会員に対し会員証を発行し、R I に対し新会員の四半期会員報告をしなければならない。オリエンテーション・教育委員会 は、入会式で新会員に贈呈する適切な資料を提供し、新会員がクラブに溶け込めるよう支援するため、その担当会員1名を指名するものとする。

第2節 名誉会員

名誉会員の特性に反しない範囲で、本条第1節を準用する。

第3節 反社会的勢力の排除

- (a) 会員候補者は、本クラブに対し、会員申込書提出時において、自身が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、政治活動・宗教活動・社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）に該当しないこと及びこれらの反社会的勢力に関与していないことを表明し、かつ将来にわたっても該当及び関与しないことを確約する。
- (b) 前項の表明及び確約は書面をもって行う。
- (c) 会員候補者は、本クラブが第1項に該当するか否かを判定するために調査を要すると判断した場合、本クラブの求めに応じてその調査に協力し、これに必要と本クラブが判断する資料を提出しなければならない。
- (d) 会員が反社会的勢力に該当ないし関与することが判明した場合、会員資格条件に欠けたものとみなし、当該会員の身分は自動的に終結するものとする。
- (e) 会員は、本クラブが前項に該当するか否かを判定するために調査を要すると判断した場合、本クラブの求めに応じてその調査に協力し、これに必要と本クラブが判断する資料を提出しなければならない。

第13条 決議

本クラブ又は会員を拘束するすべての議事は、理事会において審議された後でなければ、本クラブの会合で審議することはできない。もし、係る議事が本クラブの会合で提起されたときは、討議に付することなく、これを理事会に付託しなければならない。

第14条 例会の順序

開会点鐘
ビジター・ゲストの紹介
会長の時間
幹事報告
委員会報告
審議未終了事項
新規議事
卓話又はその他のプログラム
スマイル・ボックスの報告
出席報告
閉会点鐘

第15条 改正

細則は、定足数を満たす会員が出席した任意の例会において、出席会員の3分の2以上の賛成をもって改正することができる。ただし、細則を改正するには、各会員に対し、当該例会の少なくとも7日前までに改正案を示した書面が交付されていなければならない。なお、改正は、本クラブの定款及びR Iの定款・細則に違背してはならない。

附則1（2006年12月13日全部改正）

本細則は、2007年7月1日から施行する。

附則2（2009年6月12日次の条項の一部を改正する）

- (1) 第9条 委員会
 - 第3節 広報委員会
 - (3) 未来委員会の一部

(2) 同条

第5節 奉仕プロジェクト委員会

(2)社会奉仕新世代委員会の一部

本改正条項は、2009年7月1日から施行する。

附則3(2010年3月18日次の条項の一部を改正する)

(1) 第9条 委員会

第3節広報委員会 (c)特定分野担当

(2) (1)広報IT委員会を削除し、第4節クラブ運営委員会(4)会報委員会に統合、委員会名称を(4)会報IT委員会とし本文の一部見直した。また(2)ロータリー情報雑誌委員会、(3)未来委員会を繰り上げる。(2)ロータリー情報雑誌委員会の条文にある広報IT委員会を会報IT委員会に改正

(3) 同条

第4節 クラブ運営委員会(c)特定分野担当(2)親睦友愛委員会(5)会場運営委員会の役務を統合、(5)会場運営委員会を削除する。

本改正条項は、2010年7月1日から施行する。

附則4(2010年12月2日次の条項の一部を改正する)

- (1) 第2条 理事会 一部変更
- (2) 第2条 理事会 (b) 一部変更
- (3) 第3条 第1節 (b) 一部変更
- (4) 第3条 第3節 (b) 一部変更
- (5) 第4条 第2節 一部変更
- (6) 第4条 第3節 一部削除
- (7) 第5条 第2節 (c) 一部変更
- (8) 第8条 一部変更
- (9) 第9条 第1節 変更
- (10) 第9条 第1節 (a) 変更
- (11) 第9条 第1節 (a) 研修部門(1)~(3)変更
- (12) 第9条 第1節 (a) 研修部門(4)~(8)追加
- (13) 第9条 第1節 (a) 奉仕部門(4)削除
- (14) 第9条 第1節 (a) 奉仕部門(1)~(6)追加
- (15) 第9条 第1節 (d) 一部変更
- (16) 第9条 第2節 変更
- (17) 第9条 第2節 (a) 変更
- (18) 第9条 第2節 (b) 一部変更
- (19) 第9条 第2節 (c) 一部変更
- (20) 第9条 第2節 (2) 一部変更
- (21) 第9条 第3節 削除
- (22) 第9条 第3節 (a)(b)(c) 削除
- (23) 第9条 第3節 (1) 一部変更
- (24) 第9条 第3節 (2) 一部変更
- (25) 第9条 第4節 削除
- (26) 第9条 第4節 (a)(b)(c) 削除
- (27) 第9条 第4節 (1) 一部変更
- (28) 第9条 第4節 (2) 一部変更
- (29) 第9条 第4節 (3) 一部変更
- (30) 第9条 第4節 (4) 一部変更

- (31) 第9条 第5節 一部変更
- (32) 第9条 第5節 (a) 一部変更
- (33) 第9条 第5節 (b) 一部変更
- (34) 第9条 第5節 (c) 一部変更
- (35) 第9条 第5節 (2) 一部変更
- (36) 第9条 第5節 (3) 一部変更
- (37) 第9条 第5節 (4) 追加
- (38) 第9条 第5節 (4) 一部変更
- (39) 第9条 第5節 (5) 一部変更
- (40) 第9条 第6節 一部変更
- (41) 第10条 一部変更
- (42) 第15条 一部変更

本改正条項は、2011年7月1日から施行する。

附則5（2011年6月30日次の条項の一部を改正する）

- (1) 第3条 第3節 (b) 一部変更
- (2) 第4条 第2節 追加

本改正条項は、2011年7月1日から施行する。

附則6（2012年6月30日次の条項の一部を改正する）

- (1) 第3条 第1節 (a) 一部変更
- (2) 第9条 第3節 (c) 一部変更

本改正条項は、2012年7月1日から施行する。

附則7（2014年6月30日次の条項の一部を改正する）

- (1) 第2条 一部変更
- (2) 第6条 第2節 一部変更
- (3) 第9条 第1節 (a) 一部変更
- (4) 第9条 第3節 (c) 一部変更

本改正条項は、2014年7月1日から施行する。

附則8（2016年6月30日次の条項の一部を改正する）

- (1) 第2条 一部変更
- (2) 第6条 第2節 一部変更

本改正条項は、2016年7月1日から施行する。

附則9（2017年6月30日次の条項の一部を改正する）

- (1) 第6条 第2節 一部変更
- (2) 第9条 第1節 一部変更

本改正条項は、2017年7月1日から施行する。

附則10（2018年6月30日次の条項の一部を改正する）

- (1) 第6条 第1節 一部変更

本改正条項は、2018年7月1日から施行する。

附則11（2019年6月30日次の条項の一部を改正する）

- (1) 第1条 一部変更
- (2) 第2条 (a)(b) 一部変更除
- (3) 第2条 (c) 削除
- (4) 第6条 第2節 変更
- (5) 第9条 第1節 (a)(d) 一部変更
- (6) 第9条 第2節 追加・変更
- (7) 第9条 第3節 変更

定款については、2016 年度版を掲載。

本改正条項は、2019 年 7 月 1 日から施行する。

附則 12（2020 年 6 月 30 日次の条項の一部を改正する）

- （1）第 5 条 第 2 節 (e) 追加
- （2）第 12 条 第 1 節 (b)(c)(d) 一部変更
- （3）第 12 条 第 3 節 追加

定款については、2019 年度版を掲載。

本改正条項は、2020 年 7 月 1 日から施行する。

附則 13（2020 年 11 月 26 日次の条項の一部を改正する）

- （1）第 5 条第 1 節の一部変更

本改正条項は、2021 年 7 月 1 日から施行する。

附則 14（2021 年 6 月 30 日次の条項の一部を改正する）

- （1）第 1 条に 6 項を追加
- （2）第 3 条 第 3 節の標題の一部変更
- （3）第 3 条 第 3 節の一部変更
- （4）第 5 条 第 2 節 (d) の一部変更
- （5）第 5 条 第 3 節 (b) の一部変更
- （6）第 6 条 第 1 節の一部変更
- （7）第 6 条 第 2 節の一部変更
- （8）第 9 条 第 1 節 (a) に一部追加
- （9）第 9 条 第 2 節 (a) に一部追加
- （10）第 9 条 第 4 節 (c) (4) に一部追加
- （11）第 10 条の一部変更追加

本改正条項は、2021 年 7 月 1 日から施行する。

附則 15（2023 年 6 月 30 日次の条項の一部を改正する）

- （1）第 6 条 第 1 節の一部変更

本改正条項は、2023 年 7 月 1 日から施行する。

附則 16（2024 年 6 月 30 日次の条項の一部を改正する）

- （1）第 3 条 第 1 節 (a) の一部変更
- （2）第 3 条 第 3 節 (a) の一部変更
- （3）第 3 条 第 4 節 (a) の一部変更
- （4）第 5 条 第 1 節の一部変更
- （5）第 9 条 第 1 節 (a) に一部追加
- （6）第 9 条 第 3 節 (c) に一部追加
- （7）第 9 条 第 4 節 (c) (2) を変更
- （8）第 9 条 第 4 節 (c) (3) を一部変更
- （9）第 9 条 第 4 節 (c) (4) を一部変更

本改正条項は、2024 年 7 月 1 日から施行する。

出席率の計算式

$$\frac{\text{当日出席した正会員数}}{(\text{全正会員数}) - (\text{当日欠席した免除適用を受けた正会員数})} \times 100$$

出席計算例

全正会員数：50名

・出席免除の適用を受けていない正会員数：49名

・定款第10条第4節、第5節(a)、(b)の何れかの
出席免除の適用を受けた正会員数：1名

1) 出席免除の適用を受けた会員を含めて50名全員が出席した場合

$$\Rightarrow \frac{50}{50} \times 100 = 100\%$$

2) 出席免除の適用を受けた会員1名が欠席し、その他49名が出席した場合

$$\Rightarrow \frac{49}{50-1} \times 100 = 100\%$$

3) 出席免除の適用を受けていない会員が1名欠席し、その他49名が出席した場合

$$\Rightarrow \frac{49}{50} \times 100 = 98\%$$

4) 免除会員と免除適用を受けていない会員が1名ずつ欠席し、その他48名が出席した場合

$$\Rightarrow \frac{48}{50-1} \times 100 = 97.9\%$$

(2020年6月15日更新)

越谷東ロータリークラブ奨学学友会（Friends）会則

第1条 名称

越谷東ロータリークラブの定めるところにより結成された当会の名称は、越谷東ロータリークラブ奨学学友会（Friends）とし、英文では Alumni of Koshigaya Higashi Rotary Club と表示する。

第2条 目的

当会は、自己の体験に基づき、次の活動を目的とする。

- 1) 越谷東ロータリークラブがスポンサー、推薦、またはホストする米山記念奨学生、財団奨学生、青少年交換留学生、その他学生に関し、本プログラムの関係者の質問に答え、または意見を具申すること。
- 2) 越谷東ロータリークラブがスポンサーまたは推薦する学生に助言を与え、その相談に応ずること。
- 3) 越谷東ロータリークラブがホストする学生に助言を与え、その相談に応ずること。ホストする学生の滞在が最も効果的であるよう進んで援助を与えること。
- 4) 会員、ロータリアンとの親睦・情報交換を通じ会員の成長機会を創出すること。
- 5) 世界的親交を深め、国際ロータリーの方針に則って国際親善と平和に貢献できる機会を創出すること。

第3条 会員資格

当会の会員資格は以下の通りとする。

- 1) 越谷東ロータリークラブによって受け入れ、または海外へ送り出されたものは自動的に会員として取り扱う。
- 2) 越谷東ロータリークラブ会員または当会会員の推薦を受けたものは、当会の役員会の決定のもと、会員として扱う。
- 3) 退会を希望する会員の申告があった場合、役員会において決定する。

第4条 会員の義務

- 1) 越谷東ロータリークラブ及び当会の要請に応えるよう努めること。
- 2) 総会及び行事に参加するよう努めること。

第5条 機関

当会は総会及び役員その他、役員会を置く。

第6条 総会

- 1) 以下の決議は総会において決定される。
 - ・ 役員の変更
 - ・ 予算案
 - ・ 収支報告
 - ・ 本会則の改訂、その他細則等の制定
 - ・ 会費の方針
 - ・ その他当会の運営において重要な事項
- 2) 当会の総会は原則として毎年6月の越谷東ロータリークラブの最終例会日に開催するものとし、必要に応じて臨時総会を随時招集する。
- 3) 招集は代表によって行われ、代表が議長となる。
- 4) 代表は当会の会員及び越谷東ロータリークラブに対して招集を行う。

- 5) 総会の決議は総会出席者の3分の2以上の賛成をもって行う。
- 6) 総会の内容は議長が越谷東ロータリークラブへ報告を行う。

第7条 役員会

- 1) 当会の運営における実務的な事項は役員会において決定する。
- 2) 招集は代表によって行われ、代表が議長となる。
- 3) 代表は当会の役員に対して招集を行い、必要に応じて越谷東ロータリークラブ会員のオブザーバー参加を依頼することができる。
- 4) 役員会の決議は出席役員の3分の2以上の賛成をもって行う。

第8条 役員

当会の役員は以下の通りとする。

- 1) 代表
当会のすべての会合、行事を管轄する。
- 2) 副代表
代表を補佐し、代表不在の場合には代表を代行する。
- 3) 幹事
総会、行事の企画運営を行う。議事録、次第、報告書などの文面の作成をする。

以上

制定 2012年 6月28日

改訂 2023年 9月 9日

フレンズ役員(2023.9.9～)

代 表：小野祐輔
副代表：松岡 豪
幹 事：池田真優
幹 事：張 政

役員及び理事の選挙手続き

越谷東ロータリー・クラブ細則第3条第1節及び第2節により、指名委員会を開催し、次年度エレクト候補者を選任する。

更に、現会長エレクトに対して次年度役員・理事の指名を要請する。

12月の年次総会までの日程は次のとおりです。

- 10月の例会
 - (1) 会長は、指名委員会の開催を通告する。

- 11月の例会
 - (1) 指名委員会の委員長（会長）は、次年度エレクト候補者の氏名を発表。
 - (2) 会長は、会長エレクトに、役員・理事の指名を要請。

- 12月の年次総会の1週間前
 - (1) 会長エレクトは、役員・理事候補者の氏名を発表。

- 12月の年次総会
 - (1) 発表された候補者につき、採決。
 - (2) 採決後、1週間以内に（当クラブでは採決直後）被選理事会を開催。
会長エレクトは、担当役員・理事を指名。

2025～2026年度 国際ロータリー第2770地区役員組織表

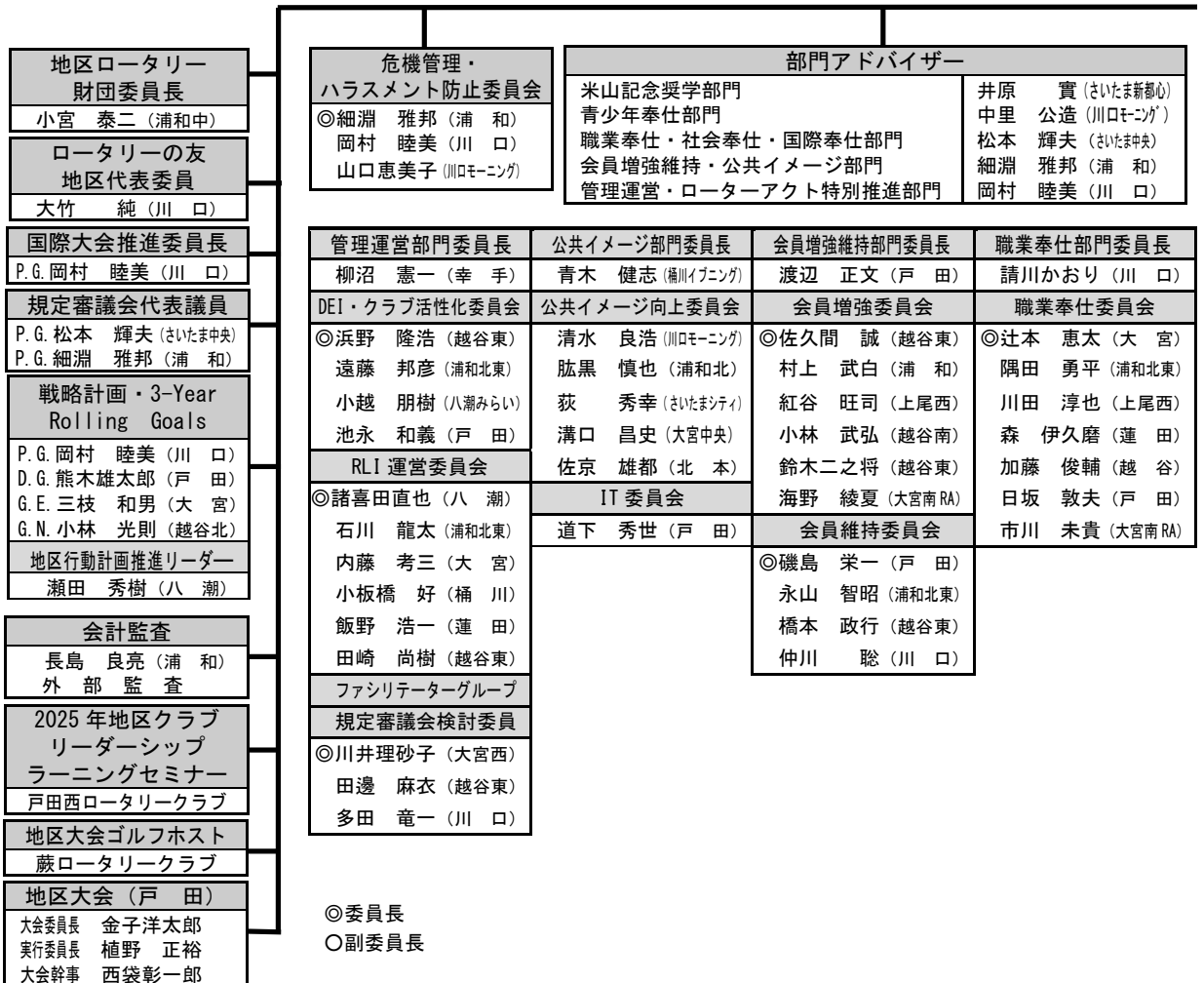
地区ガバナーノミニー 小林 光則 (越谷北)	地区ガバナーエレクト 三枝 和男 (大宮東)	
---------------------------	---------------------------	--

副ガバナー 岡村 睦美 (川 口)

諮 問 委 員 会							
坂巻 幸次 (越 谷)	田中 作次 (八 潮)	高窪 昭雄 (浦 和)	久世 晴雅 (大宮中央)	高浜 彰男 (幸 手)			
津田 健三 (鴻巣水曜)	関口 博正 (杉 戸)	北 清治 (浦和東)	森田 武司 (大宮北東)	中村 靖治 (吉 川)			
岩淵 均 (浦 和)	大塚 信郎 (上 尾)	井橋 吉一 (越 谷)	三國 明 (春日部西)	田中徳兵衛 (川 口)			
渡邊 和良 (浦和北)	井原 實 (さいたま新都心)	浅水 尚伸 (越谷南)	大貫 等 (上尾西)	小林 操 (越谷北)			
中里 公造 (川口エニグ)	松本 輝夫 (さいたま中央)	細淵 雅邦 (浦 和)	岡村 睦美 (川 口)				

業 績 顕 彰 委 員 会				
◎小林 操 (越谷北)	中里 公造 (川口エニグ)	松本 輝夫 (さいたま中央)	細淵 雅邦 (浦 和)	岡村 睦美 (川 口)

指 名 委 員 会				
◎松本 輝夫 (さいたま中央)	小林 操 (越谷北)	中里 公造 (川口エニグ)	細淵 雅邦 (浦 和)	岡村 睦美 (川 口)



◎委員長
○副委員長

地区ガバナー 熊木雄太郎 (戸 田)	地区ラーニングファシリテーター 中里 公造 (川口ローニング)
-----------------------	------------------------------------

地区法人運営委員会					
◎P.G. 北 清治 (浦和東)	◎P.G. 細淵 雅邦 (浦 和)	P.G. 岡村 睦美 (川 口)	G.E. 三枝 和男 (大宮東)		
G.N. 小林 光則 (越谷北)	福永 高士 (戸 田)	清水 伸洋 (大宮東)			

ガバナー補佐					
第1グループ 大倉 浩 (浦和ダイヤモンド)	第5グループ 松本 安永 (鴻巣水曜)	第9グループ 高橋 裕 (八 潮)			
第2グループ 上野 拓也 (浦和北東)	第6グループ 大東 悦巳 (春日部西)	第10グループ 若盛 圭恵 (松 伏)			
第3グループ 中村 芳彦 (さいたま禪)	第7グループ 関 裕 (幸 手)	第11グループ 鈴木 靖則 (川口東)			
第4グループ 真中 潤治 (大宮北東)	第8グループ 大熊 正行 (越谷北)	第12グループ 高松 良典 (蕨)			

地区幹事 福永 高士 (戸 田)	地区副幹事・事務局長 松本 紘明 (戸 田)	地区会計 遠藤 英樹 (戸 田)
筆頭地区副幹事 名嘉山博喜 (戸 田)	地区副幹事 植野 正裕 (戸 田)	細田 善則 (戸 田)
地区副幹事 田中 健裕 (蕨)	金子 篤徳 (戸 田)	小笠原伸恭 (戸 田)
岡部 成一 (戸田西)	金子 耕治 (戸 田)	内田 茂 (戸 田)
萩原 達也 (戸田西)	西袋彰一郎 (戸 田)	古屋 智通 (戸 田)
森川 昌紀 (川口北)	長島 裕之 (戸 田)	清水 伸洋 (大宮東)
田中 一任 (川口北)	長谷川陽子 (戸 田)	
赤塚 光朗 (戸 田)	高宮 大輔 (戸 田)	

社会奉仕部門委員長 三井由美子 (浦和東)	国際奉仕部門委員長 三藤 俊也 (春日部南)	青少年奉仕部門委員長 星野晃一郎 (大 宮)	ロータリー財団部門委員長 福 健 (川口ローニング)	米山記念奨学部門委員長 小川 和義 (鴻巣イブニング)	ロータリーアクト特別推進部門委員長 浅沼 良成 (川 口)
地域社会奉仕委員会 ◎田畑 寛樹 (岩 槻)	国際奉仕委員会 ◎今野 正文 (三 郷)	青少年交換委員会 ◎山田 託也 (越 谷)	補助金・VTT委員会 福 健 (川口ローニング)	米山記念奨学増進委員会 ◎小平 啓介 (大宮南)	ロータリーアクト特別推進委員会 ◎齊藤 敏雄 (大宮西)
◎田所宗一朗 (浦和南)	◎倉金 由幸 (さいたま大空)	◎川鍋 洋子 (大宮西)	◎斎藤 修弘 (上 尾)	◎南保 剛 (浦和ダイヤモンド)	◎下館 貴子 (浦 和)
◎赤松 宏和 (浦和中)	◎李 炳東 (鴻巣イブニング)	◎樋口 雅之 (上 尾)	地区補助金運営委員会 ◎工藤 篤志 (川口ローニング)	◎山岸 和美 (大宮シティ)	◎佐藤 龍 (川 口)
◎松崎 覚 (春日部)	◎仁多見廣和 (越谷南)	◎齋藤 芳尚 (春日部)	◎長谷川 功一 (浦 和)	◎奥津 雅史 (岩槻東)	◎山崎 健 (地区RA代表)
◎小林 光蔵 (越谷南)	◎和田 浩 (越谷南)	◎臼井 俊英 (春日部南)	◎漆原 誠 (浦和東)	◎渡邊 克巳 (杉 戸)	◎齊藤 美幸 (地区RA幹事)
◎小池 夏代 (越谷南)	◎境 亮一 (川 口)	◎安齋 義憲 (越谷南)	◎山中 重則 (浦和北東)	◎倉持 政宏 (久 喜)	◎小西 加純 (地区RA直前代表)
◎星 宏和 (戸 田)	◎国際交流委員会	◎小宮山 大介 (越谷北)	◎一瀬 直樹 (春日部南)	◎村上 博康 (鳩ヶ谷)	◎青木 乃彩 (地区RA広報)
	◎松本 有祐 (大宮西)	◎本間 雄一 (戸 田)	◎奥田 邦彦 (越 谷)	◎米山記念奨学学友選考委員会	
	◎白井 智子 (浦和東)	◎インターアクト委員会	◎ポリオ・プラス委員会	◎田邊 利幸 (上尾西)	
		◎鳥井 義兼 (さいたま禪)	◎藤村 作 (上 尾)	◎大山 恭子 (浦和東)	
		◎田中 勇一 (浦 和)	◎杉田 将大 (浦和北東)	◎井川 潤 (浦和北)	
		◎南 まゆ子 (さいたま禪)	◎茅原 真澄 (春日部イブニング)	◎富岡 快雄 (松 伏)	
		◎岡部 勉 (大宮西)	◎財団奨学・平和フェロー・学友委員会		
		◎小林 篤 (岩 槻)	◎橋本 洋子 (大宮南)		
		◎本田 洋明 (春日部西)	◎小川 暁 (浦 和)		
		◎RYLA委員会	◎鈴木 秀一 (さいたま新都心)		
		◎青木 智弘 (幸 手)	◎資金推進委員会		
			◎長田健太郎 (浦和東)		
			◎坂本 博典 (浦和北)		
			◎木戸 良樹 (川口ローニング)		
			◎資金管理委員会		
			◎藤村 作 (上 尾)		
			◎白井 靖 (川 口)		
				◎ロータリー財団監査委員会	
				P.G. 小林 操 (越谷北)	
				◎松村 繁 (浦和東)	
				◎宮下 智之 (越谷東)	

越谷東ロータリークラブ讃歌

作詞 飯田弥寿嗣 (越谷東会員)

作曲 篠崎 博 (越谷東会員)

一、東の空に いや高く

奉仕の理想 揚げつゝ、

住みよい社会の 創造を

心に誓い 学びあう

われらは東

我等は東ロータリアン

二、我等生業 異なれど

郷土の繁栄 願いつゝ、

固き絆の友情で

肩くみあつて睦みあう

われらは東

我等は東ロータリアン

三、緑豊かな この街に

舞うは平和のシラコバト

誇れる自然残すため

世界の友と語りあう

われらは東

我等は東ロータリアン

平成三年三月七日完成 (越谷東RC五周年記念事業時作成)

奉仕の理想

奉仕の理想に 集いし友よ
御国に捧げん 我等の業
望むは世界の 久遠の平和
めぐる歯車 いや 輝きて
永久に栄えよ 我等のロータリー
ロータリー

我等の生業

我等の生業 さまざまなれど
集いて計る 心は一つ
求むるところは 平和 親睦
力むるところは 向上 奉仕
おう ロータリアン
我等の集い

それでこそロータリー

どこで会っても やあ と云おうよ
見つけた時にゃ おい と呼ぼうよ
遠い時には 手を振り合おうよ
それでこそ ローローロータリー

手に手つないで

- 1 手に手つないで つくる友の輪
輪に輪つないで つくる友垣
手に手 輪に輪 広がれ まわれ
一つ心に
おう ロータリアン
おう ロータリアン
- 2 手に手つないで つくる友の輪
輪に輪つないで つくる友垣
手に手 輪に輪 広がれ まわれ
世界とともに
おう ロータリアン
おう ロータリアン

2770 地区の歌

作詞 星野 和典（浦和北東会員）

作曲 藤山 一郎（東京西会員）

一、茜あかねそめゆく さきたまに

中山道や 日光道

わが先人の 文化は薫る

与える心 仕つかえる心

人に優しい ロータリアン

2770 精神こころはひとつ

二、みどり広がる さきたまは

苗木の畑はたに 雑木林ぞうきりん

社の森やしろが 川面かわもに映える

人間らしく 生きようよ

仕事わざに厳しい ロータリアン

2770 精神こころはひとつ

三、白く織りなす さきたまの

瀟洒しょうしやなビルは 文化都市

調和のとれた この街角に

世界の国から こんにちわ

地球を翔とびかう ロータリアン

2770 精神こころはひとつ

平成三年一月二十七日完成

誕生日の歌

おめでとう ロータリアン
おめでとう ロータリアン
この佳き日をば いざ祝おう
祝いや いざ 君の誕生日
いついつまでも 健やかなれ

インターアクトの歌

ここにつどいし我らは
誇りも高しインターアクト
地域社会に奉仕の理想
示せ今こそ その誠
微笑をもて 差し伸べよ手を
世界を結ぼう インターアクト我ら

ロータリアンの歌

- 1 我等日本のロータリアン
一つの仕事をする時も
真心こめて考える
これは誠か 真実か
- 2 我等日本のロータリアン
一つの奉仕をする時も
深く見つめて 考える
これはみんなに 公平か
- 3 我等日本のロータリアン
一人の友との交際も
好意をよせて 考える
これは友情 深めるか
- 4 我等日本のロータリアン
一つの歯車 回すにも
広く見つめて 考える
みんなのために なることか

奉仕の実践にかかる決議 23-34号

ロータリーの世界においては、Community Service (コミュニテイ・サービス) とは、一人一人のロータリアンがその家族的社会生活、職業的社会生活及び地域的社会生活に奉仕の心を実践に移そうとすることを言う。

この奉仕の心の実践を目途として、多くのクラブは、奉仕の実践の契機を自覚させるため、クラブ会員の行ういろいろの奉仕の実践活動を実施してきた。ロータリアン及びロータリー・クラブの指針となり、かつまた、ロータリーと諸々の奉仕の実践活動とのあるべき姿を明らかにするために、以下に掲げる原理を認識し、これらをふまえて実施することを至当と考える。すなわち、

1. 本来、ロータリーとは、自己のために益せんとする願望と他人に奉仕せんとする義務意識との間に絶えず生ずる葛藤を調和せしめんとする人生の哲学のことを言う。この哲学こそ「自己研鑽の奉仕」Service above self であり、そして「奉仕に徹する者に最大の利益あり」He profits most who serves best という実践倫理原則をその根底におくものである。
2. 一言にしていえば、ロータリー・クラブとはロータリーの奉仕哲学を信奉する代表的職業人のグループのことに他ならない。したがって、これら代表的職業人が絶えず追求しなければならないものは
 - ①. クラブ生活を通じて、事業と人生の成功の達成と幸福の実現の真の拠りどころである奉仕理論を学び、
 - ②. クラブ生活を通じて、クラブ会員のみならず地域社会全体に対して奉仕理論の提唱を行い、
 - ③. 一人一人のロータリアンがあくまで一個人として、自己の職業的生活のみならず日常生活全般において、ロータリーの奉仕理論を実践に移し、かつ、
 - ④. 具体的原則と事例をとらえ、個人奉仕の方法により、また団体奉仕の方法により、ただ単にロータリアンの教育ためばかりでなく、すべての一般社会人にロータリー理論の実践の尊さの理解を植えつけることである。
3. 国際ロータリーとは次の目的のために存在する組織のことを言う。すなわち
 - ①. ロータリーの奉仕の心を護り、これを発展せしめ、かつ世界中に普く弘布せしめるべきこと。
 - ②. ロータリー・クラブを設立し、これに指導と助言を与え、かつその管理につき監督を行うべきこと。ならびに、

③. ロータリー・クラブの直面する諸問題を研究し、かつクラブに対する強制的命令の方法でなく、よき助言の方法により、ロータリー・クラブが作り出した諸慣行と奉仕の実践活動—しかも多数のクラブにより、実践に値するものとしてすでに広く行われ、かつ国際ロータリー定款に規定せられているロータリー綱領の精神に逸脱しておらないような奉仕の実践活動—のみを集約類型化を行う情報媒介機関の機能を果たすべきこと。

4. 奉仕の精神世界に生きようとする者は行動を起こさねばならぬ。かかるが故に、ロータリーは、ただ単に心の状態にとどまるものであってはならぬ。また、ロータリー哲学は、ただ単に主観的心の状態にとどまらず、客観的活動に移さなければならない。したがって、個々のロータリアン及びロータリー・クラブは奉仕理論を実践に移さなければならないのである。また、ロータリー・クラブが団体行動を起こすに当たっては、本決議に定める準則に則って行うことが望ましい。各ロータリー・クラブは毎会計年度において、(地域社会内で行われている) 主要な奉仕の実践活動に資金援助を行い、その奉仕の実践活動を出来る限り、毎年交替させるようにし、かつ当該会計年度終了以前に出来る限り完了せしめることが肝要である。この種の奉仕の実践活動は真の社会の必要性に応じて行わなければならないのと同時に、クラブ会員全員の団結と協力を必要とする。この種の奉仕の実践活動に先立って、ロータリー・クラブはその会員に対して、そのクラブの事業計画として、地域社会内部における個人奉仕の励行を絶えず提唱するという事業をかかえており、その上にこれを実施しなければならないことを絶えず念頭においておかなければならないのである。
5. 各ロータリー・クラブは、奉仕の実践活動の中、どの事業が自己のクラブの事業計画として適切であるか、またどの事業が自己の所在する地域社会に適合するかを選択するに当たって、絶対的自治権を有する。しかしいかなるクラブも、ロータリーの綱領にそぐわず、またはロータリー・クラブ存立の第一義を危険に瀕せしめるが如き奉仕の実践活動を容認してはならない。また国際ロータリーは各クラブの奉仕の実践活動の中、どれがどのクラブでも行える性質のものであるかを研究し、その実施の要綱を明らかにし、これを促進させ、かつまた、これらの奉仕の実践活動につき有益な助言を与えることは出来

るけれども、いかなるロータリー・クラブのいかなる奉仕の実践活動に対しても、積極的にも、消極的にも、命令する権限をいささかたりとも、もってはない。

6. 個々のロータリー・クラブが奉仕の実践活動を選択するに当たって、規則を定めることは適切でないが、大まかな指針として、次に定める原理に則れば大過なくこれを行うことが出来るであろう。

(イ) ロータリーの限定会員制からして、地域社会に、そのために社会全体に意見を發表したり、活動を行う立場にある公共的又はこれに準ずる組織が存在しないことを確認したる後初めて、ロータリー・クラブは、当該地域社会の住民全体の積極的な支持が得られなければ成功を期待できないような、地域社会一般に効果を及ぼすことを目的とする奉仕の実践活動を企画立案、実施しなければならない。かつまた、商工会議所が存在する場合、ロータリー・クラブは商工会議所の機能を侵害したり、その機能を肩代わりしてはならないのであって、ロータリー・クラブではなくロータリアンが奉仕原理の専門家の立場から、商工会議所に加入して積極的に活動を行い、かつ当該地域社会の住民として他のすべての住民と心をひとつにして、地域社会一般に及ぼす奉仕の実践活動に関心を持ち、分に応じて、金銭の拠出と労務の提供を行わなければならない。

(ロ) 一般論として、ロータリー・クラブがクラブとしての奉仕計画—それがいかに有益なものであっても—企画立案実施するにあたっては、当該計画の完全実施と目標達成につき、責任の全部または一部を負担する十分な資力と意欲とがある場合のみ、これを行うことが出来る。

(ハ) ロータリー・クラブが奉仕の実践活動を選択する場合、広報宣伝を主要目的としてはならないけれども、ロータリーの影響を強める一手段として、優れたクラブの事業計画が見事に成功した場合、妥当な広報宣伝を行わなければならない。

(ニ) ロータリー・クラブは事業計画の重複を避けなければならない。したがって、一般論として、すでに他の団体が実施し立派な成果を挙げているよ

うな活動を企画立案してはならない。

(ホ) ロータリー・クラブはその活動を行うに当たり、既存の団体を支援しなければならない。しかし、当該の既存団体の施設がその目的達成のため不十分であるとき、必要とあれば、新しい団体を設立することが出来る。

ロータリー・クラブにとって、新たなそして重複する団体を設置するより既存の団体を改善するほうがよいのである。

(ヘ) ロータリー・クラブのすべての活動において、その最善かつ最高の行動は世の警鐘者たる活動である。ロータリー・クラブは社会のニーズを発見しはする。しかしそのニーズに対する責任を地域社会全体が負うべきものである場合、ロータリー・クラブだけで、このニーズを救済しようとするのではなくして、その他の地域社会の構成員に救済の必要性を自覚せしめ、そして地域社会に対して、それが負うべき責任につき注意の喚起を行い、かくして、この責任をロータリー・クラブだけではなくロータリー・クラブの所在する地域社会全体に負わしめることが出来るのである。かつまた、ロータリー・クラブが当該事業の創始者となり、その遂行に指導性を発揮する場合でも、ロータリー・クラブはその事業に当然利害関係をもつべき他のすべての団体の協力を得るよう努め、それらの団体にその全功績をゆずるようにしなければならないのであって、このことは客観的に見て、ロータリー・クラブの功績であると考えて然るべきであり、これを他の団体にゆずったためロータリー・クラブの功績が薄れる場合にもそのようにしなければならないのである。

(ト) ロータリー・クラブの奉仕の実践活動は、ロータリー・クラブ会員に奉仕の世界における訓練を行うことを目的として企画された教室の実験例にしかすぎないものとして、考えられなければならないものであるからして、すべてのロータリアンの個人奉仕の努力を逐一記録するクラブ活動のほが、一般的に言えば、クラブの団体行動のみを要求するクラブ活動よりも、ロータリー精神にそ

(セント・ルイス大会決議23~34、これを修正したもの次の如し、則ちデンバー大会決議26~6:アトランティック・シティ大会決議36~15:アトランティック・シティ 51~9:トロント大会決議64~43:及びデンバー大会決議66~49)

小堀憲助 訳

【例会欠席連絡用紙】

年 月 日の例会を欠席しますので連絡します。

年 月 日

会員名

————— 〈お 願 い〉 —————

連絡は食事等の準備の都合上、欠席されます例会前日の午前11時30分までに、
メール又は、FAXでお願いいたします。

E-mail : info@koshigayahigashi-rc.org

FAX番号 : 048 - 965 - 2011